

2019 年 4 月 29 日

すがわらまさじろう
菅原 政治郎

1.1 現代語訳作成の動機

今般、国立国会図書館より、デジタルアーカイブ資料の公開の一環として、「仙台藩戊辰史」を入手した。青少年時代を仙台で過ごした者として、かつて多くの尊い人命を失った戊辰戦争とは何であったのか、何故大政奉還後に白虎隊の悲劇にまで至る戊辰戦争に日本は走らなければならなかったのか、何故、幕臣は連合して戊辰戦争を阻止しなかったのか、これらを知る一助として、当資料の現代語訳を作成しようと思った次第である。

1.2 仙台藩戊辰史とは

「仙台藩戊辰史」とはどのようなものであるのかについて、仙台叢書第十二巻（大正15年3月12日発行）の「戊辰始末」解題に以下の文章が有るので『』にて引用する。

『その戊辰事変を記したるものに、三種あり、一は所謂勤王派の者の手に成りしものにて、本書即ち戊辰始末是なり。故にその論は自派の都合よかれとの意を以て、記録しあれば、中庸を得ざる所あり。殊に是は官命に依て、編集したるを以て、当時の官憲の意を迎合せざれば、勤王派の価値が下るの勢あれば、自らここに至るべかりしなり。之に与かる者は、男澤千里、伊藤祐将、矢野道理、今村盛幸等にして、その編集は明治四年にありとす。二は、舊藩臣、下飯坂秀治が編集したるものにして、仙台藩戊辰史と名け、明治三十五年出版したるものなり、執筆者は戊辰後三十五年に至るも、尚勤王派とは反封の議論を持し、一步も譲らざることとて、その記述する所、奇矯の極過激の言に涉り、是亦中庸を得ざるの感なしとせず。但し誰憚らず、十分己れが心を傾注したる所、事実の真相を見るを得べきが如し。三は、仙台戊辰史といひ、先年河北新報に連載せしが、後に之を一大巻に合綴して、上梓し世に布きたり。執筆は同社藤原編集長(相之助、悲想と号す)にして両派何れにも偏せず、その記する所は、広大を極て精微を尽し、深くその中道を得たる所、最も与すべく、戊辰関係の事実を、網羅したりといふべく、又集て大成したりともいふべし。』

上記の批評では「仙台藩戊辰史」は「奇矯の極過激の言に涉り、是亦中庸を得ざるの感なしとせず」と有るが、校正者の大槻文彦は高名な国語辞書「言海」の著者であり、彼が校正している内容が「奇矯の極過激の言に涉り」と言うのは適切な批評であるとは思われない。このため、そのことを確認することも現代語訳を作成する目的の一つと考える。

1.3 編者及び校正者について

編者の下飯坂秀治(しもいいざかしゅうじ)は仙台人名大辞書【菊田定郷著、仙台人名大辞書刊行会、昭和八年二月発行】によれば、『記者。春江また跛叟と号す。奥羽新聞創立当時の記者又仙台医学校幹事たり、博聞強記、和漢の書に通じ和歌を善くす、仙台藩祖成績、仙台藩戊辰史の著あり、大正五年七月十七日歿す、享年六十七、仙台新寺小路林松院に葬る。』と有る。享年から逆算すると嘉永二(1849)年の生まれと推察され、戊辰戦争当時は18～19歳と思われる。彼は新聞記者で有った事から、官製の幕末・明治維新の記述とは距離を置いた自分及び周囲で見た事実を収集・記述して後世に残したいと言う気持ちから本資料を作成したと思われる。

大槻文彦も仙台人名大辞書では以下に紹介されている。『文学博士。通称復三郎(またさぶろう)後ち文彦と改め、復軒と号す、明治時代に於ける国学者、仙台藩の進歩的学者磐溪の第二子として生れ、頭脳明晰、識見勝れ 明治八年辞書編纂委員に挙げられて文部省に入り、僚友榊原芳野、黒川眞頼について国学の研鑽を怠らず十七年に至り言海を脱稿し、又日本文典をも完成し、傍ら仮名の会を起し国語運動として目覚ましき活動を試み、又言海に見える語源の研究に、一代の語学者としての地位を窺わしむ、爾来【じらい：それ以来】国語調査員として同問題に携ること多年、遂に文学博士を授けられ、帝国学士会員たり、大正二年口語法及び同別記を完成し、猶は言海の改訂に尽力しつつ昭和三年二月十七日八十二歳にして歿す、東京芝高輪東禅寺に葬る。』

ちなみに、生年月日は弘化四(1847)年 12 月 22 日で、下飯坂秀治より二歳年上と思われる。

大槻文彦は言を俟つまでもなく、国語辞書「言海」の著者であり、「大言海」作成中に病を得て逝去した。彼は旧制宮城県仙台第一中学校(現宮城県仙台第一高等学校)の初代校長を務め、父君は仙台藩の藩校養賢堂の学頭を務めた大槻磐溪である。磐溪は諸外国の情勢を詳細に分析し、早くから開国を主張していた。これが仙台藩の佐幕開国派に大きな影響を与えた。

1.4 現代語訳作成上の注意点

現代語訳を作成するにあたり、以下の点に注意した。

- (1) 原文は文語体(候体)であるが、現代語訳に当たって、立場上上位の人に出す書状では、「です。ます」調で記述する。但し、原文をそのまま引用する場合は、「である」調で記述する。このため、読者諸氏に取っては混乱を招くが、ご容赦されたい。
- (2) 文脈より判断して注を入れた方が読者により良く理解出来ると思われる箇所は、菅原の独断にて注釈を【】内に朱記した。
- (3) 大槻文彦や明治史要の頭注は、関連部分のなるべく近くに《》内で青記した。文彦は慶応三年十月から明年三月まで京都仙台邸に居たので、事実の記憶に有る事を少し加筆したと有る。
- (4) 読者の便を図り、旧暦を新暦に菅原の独断にて【】内に緑記した。

- (5) 原文は縦書きであるが、作業の簡便さの点から、横書きにした。詳細は国立国会図書館の検索ツール OPAC にて、「仙台藩戊辰史」を検索の上、ダウンロードして見られることを希望する。
- (6) 訳語を作成するに当たり、原文との対比のために、菅原の独断にてページを付加した。例として、巻 2-10 と有るのは、「仙台藩戊辰史」の巻之二の 10 ページという意味である。又、ページ区切りが必ずしも原文の区切りとはなっていない事に注意されたい。

1.5 謝辞

現代語訳を作成するにあたり、以下の方々に多大なるご支援を頂いた。

- (1) 仙台郷土史家で「仙台藩の戊辰戦争」（南北社、2015 年 3 月）の著書が有る木村紀夫様に、戊辰戦争に関する全般に亘り詳細な情報及びコメントを頂いた。
- (2) 高校同期で元宮城県高等学校教諭の佐藤光一様に、語句の一字一句に亘る詳細な検討を頂いた。
- (3) 物部理氏に、現代語訳として簡易に読めるか否かの検討及びコメントを頂いた。

ここに各氏に深謝を表明するものである。

1.6 建設的御指摘の歓迎

正確な記述を心掛けたつもりであるが、尚不明な点や不備なところもあると思われるので、全国の方々のご意見を反映して修正して行きたいと思う。建設的なコメント、御指摘を頂ければ幸いである。

下飯坂秀治編

大槻文彦校

仙台藩戊辰史

蝸牛堂蔵版

殺身成仁

己亥五月

武揚

【我身を滅(殺)して仁を成す。

己亥(明治三十二(1899)年)五月

榎本武揚(たけあき)】

下飯坂秀治慨戊辰之事常冒 曰使我藩負冤者其罪有所歸
焉今而不論則千古不能雪也 著一書題曰仙台藩戊辰史請
余一言所読之直截該当不避 忌諱不問忠奸闡幽顯微散佚
訐陰悲愴痛憤其詞徃々涉矯 激然置大体則一毫不謬可謂
能尽其事矣熟讀之餘憮然曰 余所當時負重内外往時而藩
論多岐左支右吾内訐之際敵 人制機先遂所挫敗退今思之
噬臍何及先輩皆已亡矣存者 余一人耳其罪有所歸焉則甘
受之而已嗚呼此書痛言直書 使世始知我藩冤罪之所在可
不喜而叙之乎哉

明治三十四年十二月

文潭 松倉恂識

仙台藩戊辰史に叙す

下飯坂秀治は戊辰の事を慨(なげ)き常に冒(ののし)って言っていた「我藩に冤(無実の罪)を負わせたる者には、その罪の責任がある。今そのことを話さなければ将来に亘って恥を雪(そそぐ)事が出来なくなる」と。**【彼は】**「仙台藩戊辰史」と題する一書を著し、私に一言**【叙を寄せる様】**お願いして来た。

これを読んだ所、要点を正しく記述し、権威に憚ることなく、忠臣奸臣の別なく、世に知られたことも知られていないことも明らかにし、散逸したものを詳らかにしている。悲しみと憤りその表現は徃々にして過激になっているが、然しながら大筋の記述には謬りも無く、良くその事を尽していると言うべきである。

熟読の後、憮然として「自分**【松倉】**は当時内外の仕事に重責を担っていた。往時は藩の意見が多岐に亘っており、左を支さえ、右を押し留める等の内輪もめをしている間に、敵人は機先を制したので遂に**【仙台藩は】**挫じけて敗退する所となった。今思えば臍(ほぞ)を噬(か)む思いであるが、どう仕様も無い。先輩は皆既に亡く、生存している者は自分一人のみである。自分にその罪の歸する所有るとすれば、則わち甘受するのみである」と言った。

ああ、この書は痛烈に意見を述べ、事実をありのままに記載した本である。幸いなるかな、世間はこの本によって始めて我藩の冤罪が何所にあるのかを知る。この本に序文を書くことは何と喜ばしい事であるか。

明治三十四年十二月

文潭 松倉恂(まこと/じゅん)識(しる)す **【文潭は松倉の雅号】**

自序 (黄色部分 原文)

戊辰之事不忍言也不言歟恐其顛末 泯滅顧我藩之於戊辰戰役蓋出憂國
之至情不能已者豈敢謂抗於皇師哉 只在欲掃蕩奸徒以図静謐耳雖當時
不得達其志其廢封建而施郡県之制 遂至見今日立憲之美政者謂胚胎於
我藩抗西軍之曰亦可也而如其別正 邪曲直而褒貶之予所不能也唯記其
實際以待後之君子云爾

明治丁酉仲夏

下飯坂秀治誌

自序

戊辰戦争の事は言うに忍びないが、言わなければその顛末が分からなくなるのを恐れる。我藩の戊辰戦争を顧みるに、きっかけは止むを得ない憂国の至情に発するものであり、どうして天皇の軍隊に抗戦するためと言えるだろうか。

只、天皇を利用して自分の望む政策を遂行する奸徒【薩長】を掃討し、国内の静謐を守るためである。当時はその志を達することは出来なかったが、封建を廃して郡県制を実施し、遂には今日の美しく正しい立憲の政治を見るに至ったのは、いわゆる我藩が西軍と交戦した日々にその萌芽が有ったと言えるだろう。

事の正邪曲直、称赞・中傷を仕分ける事を自分は出来なかった。唯その實際を記して将来の君子に待つのみである。【正邪曲直は将来の人々が判断して頂きたい】

明治三十(1897)年仲夏

下飯坂秀治誌

凡1

凡例

―仙台藩の一門及び一万石以上の人達の家臣を〇〇勢と記述する。例えば登米勢、宮床勢、松山勢と言う様に、その知行地の名前を付けて呼ぶ事とする。

【仙台藩の家格として、一門、一家、準一家、一族、宿老、着座、太刀上、召出、平士、組士、その他となっていた。

〇一門は役職には就かないが、幕末の頃には意見を表明し、藩政に大きな影響を与えた。

〇一家は伊達氏の古くからの家臣や、古くに分かれた分家で、藩政を担ったのは一家より下の家格である。

〇準一家は他の戦国大名の分家か有力家臣で、政宗の時代に伊達氏に仕えたものである。

〇一族は古くからの家臣で一家に及ばない家である。一門から一族までは、参勤交代のように交代で仙台に上る当番参府の義務を負った。

〇宿老は本来は家老のことであったが、仙台藩では奉行が藩政を統べるようになったので、奉行職に準じる特別な家柄で一門等の調整役的存在となった。

〇着座（着坐）、太刀上、召出は、正月の儀式で受ける待遇の違いによって細かく分けられた家格である。それぞれ元日の儀式に出る一番座、二日の儀式に出る二番座に分けられ、一番座のほう为上とされた。

〇平士は、三千数百人いて直属家臣の中ではもっとも数が多い。単独ではなく、番を組んで勤務したため、番士ともいった。召出も番士の中に入り、番士の中の上位者である。番士は召出、虎之間番士、中之間番士、次之間番士、広間番士と分けられた。最下層の士は約千人の組士で、職務や由緒によって（上下ではなく）横割りで様々な組に分けられた。

〇彼らは組士、番士とされたが、同時に元の身分も保持して、場面によって使い分けた。仙台北下の町人武士なら、武士用の門と町人用の玄関を別の道に開いていた。】

―諸隊長の手勢とは自分の家臣を引率することを言い、部下とは藩の兵を引率することを使う。この様に兵の呼び方を分けている。例えば、瀬上主膳【せのうえしゅぜん：景範の事、桃生郡鹿又領主】や太田信六郎【資知の事、黒川郡大谷村中村邑主】が藩の兵と自分の家臣を同時に指揮するときに用いる。

―執政・参政・参謀・大隊長の下には、必ず輸送・補給部隊【輜重：しちょう】の役人及び内科・外科医が付属するが、毎回は記述しない。

凡2

―仙台藩の上級武士が携行している銃器【鉄砲】は全て洋式の銃であるが、陪臣*【直臣の由来】の持っているものの多くは古くから備え付けてある火縄銃で有り、大風・急雨等の

悪天候時には発射が出来なかった。その事は、所々に〇〇勢と記述している所に見受けられる。【*原文では陪陪臣となっている。これは幕府から仙台藩の構成を見た場合で、仙台藩では陪臣の事】

—兵員数その他の戦記の参考に供するため、奥羽諸藩の諸侯の禄高と仙台藩の禄高百貫文【千石】以上の武士の姓名と禄高を巻末に付表として記述する。【但し、現代語訳作成の趣旨から、巻末の付表は割愛した。詳細は国立国会図書館の検索ツール OPAC にて、「仙台藩戊辰史」巻之四を参照されたい。】

—戦況を記述する際に、敵と我軍の距離及び進撃の方向を記述しないことは、編者の残念とするところであるが、それらについて記述した資料がないため、どう仕様もないことである。

凡 3

—編者が本書を作成する際に利用した古い資料・手紙等は、みな戦術上の用語等を良く知らない者が書いたものであり、ましてや編集者も用語を知らない。このため、誤解等により識者の失笑を買うこともあろうと思うが、それは当初から予想されることである。編者が意図するところは、兵学の資料とするものではなく、事実が埋もれて跡形もなくなってしまうことを恐れるためであり、このため本書を作成したのである。

—編者は元々広く見識がある者ではなく、かつ、参考とすべき資料を多く収集している訳ではないため、杜撰【ずさん：いい加減な事】で漏れが有ったり誤解がないとは言い切れない。このため、本書に掲載されなかったものや個人のエピソード等は、別の本として編集することとする。

凡 4

明治丁酉【明治30(1897)年】仲夏

編者謹識

卷 1-1

第一編

慶応三年十月十四日【新1867年11月9日】、征夷大將軍である徳川慶喜【よしのぶ】は、政権を奉還しようと天皇に願ひ出た。天皇は朝議に諮【は】かり、征夷大將軍の申出を許可した。このため、朝廷は諸侯を参集して諸侯の意見を聞こうとし、仙台藩主もこのために上洛を命ぜられた。しかし藩主は病気のため上洛することが出来ず、国家老【くにがろう：領国に居て主君の江戸在勤中、留守を預かった家老】の但木土佐成行【ただきとさなりゆき：黒川郡吉岡の邑主】を代理にして京都へ向かわせ、諸般の議題について議論させた。

十一月十九日【新12月14日】、慶喜は朝廷からの問い合わせに対して「会議の肝要な点は、諸侯の上洛を待つて公儀を尽くして頂きたい」とお願いした。

卷 1-2

十二月九日【新1868年1月3日】、天皇は薩土肥芸【薩摩、土佐、肥前、芸州】の兵隊を皇居の護衛に当たらせ、摂関將軍以下の職を廃止し、それに代わって新しく総裁、議定(ぎじょう)、参与の三職を設置し大政復古の令を発した。慶喜は改革の議論に関与しない事となった。このため、幕臣等はこの改革に大いに不満を抱いて、将【まさ】に断固として反対しようとした。

《十二月八日の大令の時、長州人は一人も京都に居らず、十日になって長州の毛利内匠が兵を率いて相国寺に入った》

十二月十二日【新1868年1月6日】、閣老の一人が但木土佐を二条城に呼び出し、次のように言った。「前將軍【徳川慶喜】が政権を奉還したのは偏【ひとえ】に国家の安寧を思うものであり、それに徳川氏が三河以来の家系を全うする事を願っての事である。ところが薩長の輩が定めたその内容は酷いものである。少しも上記の事を斟酌【しんしゃく：事情を汲み取る】することをせず、全て朝廷の意図するところであると叫んで、表面的には公論を口にするが、陰では私利に走ろうとしている。このため、前將軍【徳川慶喜】は江戸に帰ろうとして今晚二条城を出、大坂【明治4年4月に戸籍法が布告されたが、それ以前は大阪ではなく、大坂と記述していた】に行き、海路江戸城に帰って所思【しよし：思っている事】を貫徹しようとしている」と。

但木土佐はこれを聞いて、戦端を開くことになったら大変だと憂えて、大いにその考えに反対して以下の様に返答した。「現在、諸外国は全て日本の国情を監視しており、もし付け入る隙があればこの機に乗じたいと思っている。その様な中、国内で内戦を起こすべきでない。中国の故事に、『兄弟牆【かき】二閼【せめ】ゲドモ外その侮【あなどり】ヲ禦【ふせ】グノ秋【とき】ナリ』と言う事がある。適切に諸藩と熟議して、事案を公平に処理し、時局を終息すべきである。仙台藩としてもその間に色々と手を尽くしたい」と。

元土佐藩主山内容堂は大いに但木土佐の考えに賛成し、仙台藩と一緒に問題解決に尽力したいと言った。これに対して閣老は賛成せず、終に東帰を決断して前將軍慶喜はこの夜大坂に出向いた。朝廷は使者を遣って前將軍を召出した。

《この時、公儀使大童信太夫【おおわらしんだゆう：仙台藩士】は京都の仙台藩邸に居て、二条城へ役目で但木を先導して登城した。但木に接見したのは永井玄番頭と認識している。その場にはその人の他は居らず、容堂公は列席していないので、左祖【賛成】したと言うのは表立ってのことでは無いのではないか》【公儀使：この場合、江戸留守居役の事】

慶応四年正月三日【新1868年1月27日】、前將軍慶喜は天皇の呼出しに応じて将に京都に上洛しようとして、【旧幕府の】大目付瀧川播磨守及び会津【あいづ】、桑名の二藩兵に前触れとして前駆させ、前將軍慶喜も続いて出発しようとしていた。

巻 1-3

前軍が伏見鳥羽に到着すると、薩長二藩の守備兵が道を塞いで銃を発砲して迎え撃って来た。会桑二藩の兵は止むを得ず応戦した。次の日、彼等【薩長二藩の隊】は突然に錦旗を翻して、徳川氏は天皇に反逆する者であるという戦術に出た。

慶応四年正月十五日【新2月8日】、太政官から以下の命令を受けた。

仙台 中将

徳川慶喜は反逆を犯したので近日追討するべく、官軍が東海・東山・北陸の三道から発進する旨、天皇より詔勅【しょうちょく：天皇の発する公式文書】が出される。ついては、奥羽の諸藩は尊王の大義を良く理解し、共に協力して天皇の征討の軍勢を応援する事

正月十七日【新2月10日】、但木土佐は太政官の呼出しに応じて、以下の命令を受けた。

仙台 中将

会津容保【かたもり】は今回徳川慶喜の謀叛に同意・組して錦旗へ発砲し、大逆無道のため既に征伐軍が発せられるべきところであるが、仙台藩一藩で、会津の本城を襲撃すべき趣が出願され、武道憤発の気持ちを失わない事は神妙の至りである。天皇はこの事を御満足に思われている。これにより、願い通りに天皇から詔勅が下されるので、直ぐに追討の手柄を奏する旨準備すること。

巻 1-4

但木土佐は、参与三條西某【三條西季知(さんじょうにし すえとも)の事、公卿、権中納言】に面会して以下の様に話した。

「仙台藩はかつて追討を出願した事はない。この命令書の文中に出願云々と言う語が有るが、訂正して交附される事を願いたい」と。

《この事に関して、【但木土佐は】唯「出願した事はない」と詰問したのみで、訂正交付を請う事はしなかったと記憶している》

参与が言うには「これ以上に武門の面目を躍如する事はない。訂正の必要はない」と。但木土佐は「名実が相反するのは事の正しいことではない。朝廷はこの様な曖昧な事をするべきではない」と主張した。

同月二十日【新2月13日】に以下の文書と交換された。

仙台 中将

会津容保、今回徳川慶喜の謀叛に乗じて錦旗へ発砲し、大逆無道のため既に征伐軍が発せられているところであるが、仙台藩一藩のみで会津の本城を襲撃し、速かに追討成功の旨を奏すべし。

正月二十五日【新2月18日】、又以下の命令が来た。

仙台 中将

今回、会津本城襲撃を天皇が仰せられたが、上杉弾正大弼【だんじょうのたいひつ】、佐竹右京大夫、南部美濃守等《上杉斉憲【なりり】、佐竹義堯【よしたか】、南部利剛【としひさ】》に応援を同様に仰せられた。この事を知らせる。

二月十日【新3月3日】、仙台藩主慶邦【よしくに】公は、手書で家臣一般に天皇からの討会の命令を示し、合せて戦になった場合の将来の心得を命じた。

巻1-5

徳川家が天皇家に反逆したため追討の詔勅が出て、会津藩を仙台一藩で予め襲撃すべき旨の御沙汰が別紙の通でているので誰でも拝見可能である。然し、現在、諸外国が国内へ乗ずべき機会を窺っており、上記の様な内乱が発生すればかえって皇国の御大事になるため、深く必痛しているところである。このため、戦争をせずに事の是非を公平に判断して日本を安泰にする様に、天皇に奏上したいと思い、今回、大條孫三郎【おおえだまごさぶろう】を上京させた。しかしながら、どの様な状況になるかは推察しがたいため、全員軍忠を尽くして武名を上げる様厚く相含め、早速会津追討の支度を

し、指図有り次第、出陣の心懸【**こころがけ**】をする様に。

尚、上記について色々考えが有るだろうが、申し付ける。

二月十日

二月十二日【**新3月5日**】、老臣大條孫三郎を使者として【**以下の**】建白書を携行させ、海路から京都に赴【**おもむ**】かせ天皇に捧呈させた。【**建白書の原文は巻末に示す。**】

徳川慶喜の反逆を追討するため、近日官軍が東海、東山、北陸の三道から進発すべき旨、天皇より仰せられたことにつきまして、奥羽の諸藩は良く尊王の大義を理解し、共に協力して征討の手勢を出す旨、御書付で仰せ渡され、又会津容保、この度徳川慶喜謀叛に組して錦旗へ発砲した事は大逆無道で、征伐軍が出動されるべきですが、【**天皇の**】臣慶邦一藩で本城を襲撃し速かに征討の武功を奏上する旨、天皇より御沙汰が有り、謹んで受け賜りました。

巻1-6

会津若松城は東北の一孤城ですが、臣慶邦一藩で襲撃する様に仰せ付けられた件につきましては武門の面目にも叶い、有難いことと思います。このため、速かに藩内に出陣の用意をするよう布告し、官軍が進発する時期には応援・襲撃出来るものと思います。しかし、我が仙台藩は、京都より海路遠く隔てた奥まった浜に僻在【**へきざい：へんぴな土地に居る事**】し、道も遥かに遠く、朝廷の御決議の御深旨も詳細に知ることが出来ず、畿内【**きない/きだい：京（きょう）に近い国々を指す呼称**】の情勢等については唯伝聞で知るのみで、真偽・虚実を明白にするのは難しく、偏見で頑固な者の意見を天皇に奏上申し上げるのは非常に恐れ多いことではありますが、既に言論を広く集めておられるとの事ですので、黙しているのは臣下としての義務を尽くしていないと思い、遠慮せず以下の様に奏上致します。

そもそも、王政復古は朝議の御一新の時期、一旦天下の兵を関東征討のために動かす事は恐れながら重大な事件と存じます。天皇の深い勸諭【**えいりょ：お考え**】がなされたとは存じますが、天下の人心を安寧になさらずには、達成が難しいものです。しかし、先般徳川慶喜が天皇に御用のため参内する様にとの御命令が有った際、会津・桑名藩等を前触れとして上京する途中、上記二藩より官軍へ発砲したことは反逆に紛れもなく大逆無道の朝敵です。これについて將軍を追討するため征討される旨を御布告なされたところですが、慶喜が臣下等へ布告の趣旨・内容では会津・桑名藩の者が関門へ差し掛【**さしかか**】った際、俄【**にわか**】に薩摩藩勢から発砲が有り、会津・桑名藩としては止むを得ず争鬭に至ったと言う事です。

巻1-7

突然の発砲が有り紛擾【**ふんじょう：ごたごた**】している状態では、誰が先に発砲し、誰

が後に発砲したかを明らかにすることは難しいことです。【天皇の】臣である伊達慶邦は、裁定の内容に疑問を持ち、慶喜布告の趣旨を信じる訳ではないですが、発砲の前後が判別しないので、【裁定の内容に】人々の内10人中8～9人は疑惑を持っています。これが天下の人心が安寧しない一つの原因です。

徳川祖先は数百年の禍乱を平定し、天下泰平の大勲労は今更申し上げるまでも御座いません。二百数十年の長きに亘り、武器を収めて学芸を奨励し、海内【かいだい：国内】を鎮静してきました。しかしながら、その間次第に衰運に向かい、かつ武力も低下して行き、遂に嘉永6年【1853】以来、外国人が続々渡来して人心が騒然となりました。その間、徳川慶喜は外国人対応に少なからず不手際が有り、適切ではなかったけれども、今日・現在になって既に政権を戻し、公平正大を旨とする皇国安堵を心から願い、政権を朝廷に返還した状態では、これ以上【徳川慶喜が】何を希望することが御座いましょうか。【徳川慶喜が】朝廷に背くなどと言う事に人々の内10人中8～9人は疑問を持っています。これが天下の人心が安寧しないもう一つの原因です。

王政復古の制度一新について、国民はこれを刮目【かつもく：目を見開いて】して観ています。【大政奉還により】皇運を引継いで天子となられ、万世尽きる事のない大業を打建てられ、誠に国民を赤子を見る様に慈しみ、国民は朝廷を父母の様に慕い仰ぎ、誰一人として自分の居場所を持っていない者はいない事を喜び慕っております。その時節に、海内の兵隊を動かして何の罪も無い国民を水火の苦しみに陥れる事は、不憫で可哀そうなことは必然です。御幼少の天皇がこの様に考えられたのでない事は、人々の内10人中8～9人はその様に思っています。これが天下の人心が安寧しない三つ目の原因です。

巻1-8

徳川慶喜は既に政権から離脱しているので、泰然自若として益々天皇に恭順の姿勢を示しているとの事です。ところで、先年、毛利大膳大夫【長州】の家来共が皇居に発砲したのは一時的な軽率の行動で、一時朝敵の汚名を蒙【こうむ】ったが、真情実意が明らかにされたため、寛大な思いやりで官位を復旧され、入京を許されました。その様であれば徳川慶喜も先祖の太功を放棄された訳であり、単にどちらが先に発砲したかを以て反逆の烙印を押すのは、諸藩の心情は勿論の事、下々の国民に至るまで納得しないことは人々の内10人中8～9人はその様に思っています。これが天下の人心が安寧しない四つ目の原因です。

そもそも、外国人との交易の件は徐々に数を増し、現在では既に10カ国以上に成っています。この様な時期に天下の兵隊を動かし、日本国中が【戦乱で】沸き立つ様な状態になれば、外国人といえども彼等はこの事態を傍観するはずはなく、各国の王の指図

を受けて、どのような挙動に出るかも推測し難いものです。その様な事態に陥った時は、国の恥を世界中に晒すことになり、国民の疑惑は勿論のことながら、寒心【ぞっとしたり】、杞憂【きゆう：無用な心配】、嘆き叫ぶ人々は10人中8～9人に及ぶでしょう。これが天下の人心が安寧しない五つ目の原因です。

以上の事を深思熟慮致しますと、朝廷から出軍・追討の詔勅を出すことは暫くの間停止され、徳川慶喜等の処罰の件は諸藩の意見を広く聞き、国民と共に公明正大で無偏無党の立場で公論をして頂ければ、必ずしも六師【りくし：天皇の軍隊で、7万5千人の編成部隊】を煩わせることもなく、【徳川慶喜】も自ら天皇の御裁断に服従するものと存じ、切に懇願致します。

巻1-9

顧みますれば、中国の故事に「耀徳は兵を耀（かがや）かさず」と申して【問題解決に】軍隊を出さない事を昔の聖王は美德としていたと聞いておりますし、又、裴晋【はいしん】公の処置は公平で良く服従するもので有ったと聞いております。その様な格言も御座いますので、今回の処置の目的をお考えなされ、王政復古が広く世の中の盛業として大成される様に、【天皇の】臣である慶邦の微衷【びちゅう：僅かの真心や本心】を御諒察賜ります様、偏（ひとえ）に懇願申し上げる次第です。もしそうでなく激怒し、万民の承知・不承知をも考慮せず討伐と言う事になりますれば、諸藩の【天皇の御裁断への】反発の程度は計り難く、海内は分裂して群雄割拠の状態になり、【慶長・元和の】徳川幕府以前の大乱状態を誘発し、【王政復古の】慶事が却って災いとなるというもので甚だ悪しき方策の結果と、臣である慶邦はこの事に密かに心を痛めており、浅見・過論は極めて御採用になり難いものと思われませんが、【王政復古の】慶事に巡り合い、理由も無く沈黙を守ることは【天皇への】不忠になりますので、越訴【おっそ：順序を弁えず上位者に直接訴える事】の御無礼を顧みずに、奏上申し上げる次第です。

仙台中将 伊達慶邦

《この書が畿内関東に伝達された時は、人々は次々にその文章の美しさを称賛した。殊に徳川の臣下はこの文を読んで感泣嗚咽しない者はいなかった。土佐藩主の山内容堂公はこの文をご覧になってこの文は磐溪が書いたに違いないと言はれたと云う。公は磐溪と旧知の中で有る。磐溪翁が後年、獄に入れられた時、或人が磐溪翁の為に容堂公を説得して虜囚を釈（と）くことを請願したが、容堂公は、「磐溪は賊論だから許されない」と言ったと云う。これはこの上書が天皇の意に深く逆ったからなのであろうか》

【二月十二日】この日、大條孫三郎が仙台を出発して宮城郡寒風澤【さぶさわ：現宮城県塩釜市浦戸】に着き、汽船【宮城丸】に乗船した。十四日【新3月7日】に碇を上げて海路風浪のとこ

ろを二十四日【新3月17日】に兵庫に到着し、二十六日【新3月19日】に京都入りした。到着した時には、征討総督である有栖川宮殿下は既に京都を離れた後で有った。この時点で在京の仙台藩の参政である三好監物【みよしけんもつ】等は「建言の趣旨は全て過去のものとなってしまう。この期に及んで建言を捧呈するべきでない」と【三好は】頑強に拒否した。大條孫三郎はこれに賛同し、建言を捧呈しない事に決定したと言われている。このため、伊達将監【しょうげん：伊達邦寧(くにやす)】を駿府に派遣し、征討総督に建言を捧呈させた。

巻1-10

この建言書は仙台藩主が国情を憂慮し、誠心誠意溢れる一文としたものである。これを地に投げれば金玉の音を発するであろう【金玉の音がするほどの名文・美文との意であろう】。その内容は、幼帝【明治天皇】を中国の伝説上の賢帝である【堯舜【ぎょうしゅん】】にまで高めて差し上げるもので有る。大條孫三郎、三好監物等は主君へ諫言する事は美德で有り、且つ困難であることを理解しえず、ただ単に薩長人士の威張り散らしに恐怖し、それを建言書の捧呈の時期を失した口実として、藩主の本意に反して建言書を捧呈しないことに決したのは残念極まりないと言わずして何と云うのであろうか。老経には「天子争臣七人アレバ無道ト雖モソノ天下ヲ失ハズ」という故事が有る。【天子の執政に諫言をしてくれる臣下(争臣)が七人居れば、執政の道理が無いと言ってもその天下が潰れる事は無い】 まして聖天子であられる天皇であれば、何をか況【いわん】やである。この大條孫三郎、三好監物の二人は仙台へ帰藩後、共に解職され、監物はその知行地【ちぎょうち：将軍、大名が家臣に俸給として与えた土地】に隠匿された。藩主がその罪を糾【ただ】すために捕吏を派遣したが、監物はこの事を聞いて急ぎ切腹した。その時にも尚頑固として自分の非を悔い改めず種々の怨言(三好監物忠節録)を書いて、息子五郎及び大條孫三郎に遺した。その言たるや仙台藩の累世の君主を侮蔑したもので、最も不忠と言うものである。世間はその事情を知らずに彼を尊王忠節の士と評価し、この事を具申して祭祀料を朝廷から賜ふ事となった。

《監物氏の三男清徳氏は父の事蹟を編集して本を刊行した。大槻文彦はかつてその文章の禍を改める文章を書いて清徳氏へ送付した。「子が父を称賛すればするほど、楽山公【藩主伊達慶邦】の評価が貶【おとし】められる。累代の藩主を貶めて自の妥当性を得ようとするのは監物氏の本意ではないだろう」と。清徳氏は黙止して返答は無かった》

【明治となった】今では道徳が退廃して【旧時代の】忠孝の道跡を【文明開化なった】社会から絶さん【除去しよう】とする者が、是等の事情に暗いがために、【道徳の退廃を】誘発しているのではないかと疑うほどである。

自分【下飯坂秀治】の分かる範囲でもこの様な事であるので、日本全国で比べたら類例は少なくないであろう。真の忠臣孝子は表面には顕れず、偽善者の方が逆に賞を受けて世間に喧伝される。人情は日々に軽薄になり、歎【たん】ずべき事である。

《修史局の明治史要には、二月九日澤為量【さわためかず】を奥羽鎮撫総督、醍醐忠敬【だいがただゆき】を副総督とすると有る。二月二十六日、九條道孝【くじょうみちたか】を奥羽鎮撫総督、澤為量を副総督、醍醐忠敬を参謀とすると有る》

【鎮撫：ちんぶ、乱を鎮(しず)め人心を安定させる事。鎮撫使：奈良時代、各地の凶徒の逮捕や国司・郡司の巡察のため、国司の上に臨時に置かれた職。明治維新の時にも置かれた。鎮撫総督：1868年戊辰戦争に際して維新政府が佐幕派追討のため任命した臨時征討軍の長官。三省堂大辞林より引用】

国老の但木土佐が京都を出発して二十六日【新3月19日】に仙台に帰着した。これは奥羽鎮撫使が海路から東下して仙台に来ようとしているためである。

二月十七日【新3月10日】、太政官代より御旗二旒【りゅう：幟や旗の数え方】を賜わった。

同十九日夜【新3月12日】、坂本大炊が御旗を防護して京都を出発し、昼夜兼行にて仙台に帰着した。

二月二十九日【新3月22日】、三好監物は京都を出発し、急行して三月九日【新4月1日】仙台に帰着した。これは奥羽鎮撫使の一行が三月二日【新3月25日】に京都を出発しようとしている事を報告するためである。

三月二日【新3月25日】、奥羽鎮撫総督の九條道孝、副総督の澤為量、参謀醍醐忠敬、薩摩藩大山格之助、長州藩世良修蔵以下が兵若干を引率して京都を出発し、仙台藩士の大越文五郎が兵若干を引率して奥羽鎮撫使の一行を護衛して大坂に到着した。

《【以下の文の】澤宣嘉は為量の誤であろう。明治史要、戊辰五月四日の項に長崎裁判所を改めて府とし総督澤宣嘉を知事とすると有る。格之助名は綱真、修蔵名は砥徳と言う。仙台藩の船は渡船宮城丸で、大坂海まで来て十日に藩の護衛兵のみを載せて出発した。文彦もこの船で東帰した。十三日に江戸へ立寄り、十七日に寒風澤嶋に到着した。》

三月十日【新4月2日】に【奥羽鎮撫使の一行が】乗船し、仙台藩衛兵はその日の内に出帆し、他船は十一日に出帆し、十九日に松島に上陸して観瀾亭【かんらんてい：松島五大堂の近くに位置する藩主・姫君・側室等の松島遊覧、幕府巡見使等の諸国巡回の際の宿泊及び接待用の施設】を宿陣とした。

三月十五日【新4月7日】、玉虫左大夫【たまむしさだゆう】と若生文十郎を米沢藩及び会津藩に派遣させた。これは米沢藩と【仙台藩が】協同して会津藩を説得し、降伏謝罪させて、国

内の静謐【せいひつ：平穩】を謀ろうとしたためである。ところが会津藩は躊躇して容易には説得に応じようとしなかった。

卷1-12

三月十八日【新4月10日】、太政官代から以下の命令が有った。

仙台 中將

今回宇和島侍従養方弟の伊達経麿を養女へ取合せ、婿養子としての願いを申請の通り許可する。

このため、名前を総次郎宗敦【むねあつ：宇和島伊達宗城(むねなり)の子】と改称し、三月十九日左京大夫【左京職の長官】に任官し、従五位下に叙し、侍従四位下に宣下があった。これは去年世子茂村(もちむら)君が逝去し 公子宜三郎君が尚幼少で、このため宗敦君を養女徳子姫と結婚させ、嗣子【しし：跡継ぎ】として迎えたものである。徳子姫は実は正二位の廣幡大納言忠禮【ただあや】の娘で、初め贈従一位近衛忠房の養女となつて、故世子茂村君の許嫁【きょか：いいなずけ】で仙台に来たが、茂村君は江戸藩邸に居て未婚のままで逝去したのである。このため徳子姫を再度慶邦公の養女として宗敦君と結婚させたのである。

三月二十日【新4月12日】、慶邦公が松島に行つて奥羽鎮撫総督以下に謁見して以下の命令を受けた。

仙台 中將

右早々人数を差出して会津に討入る事。策略等の件は、参謀が申す様にする事。

仙台 中將

会津追討の先陣を仰せ付けられた。ついては会津藩の事情を詳しく探索し、それらの子細に本陣へ連絡する事

卷1-13

三月二十二日【新4月14日】、【慶邦公は】家臣一般へ出兵の用意を命じた。

会津本城襲撃之趣

会津追討の宣旨が出されたため、徐々に指示に従い対応しているが、奥羽鎮撫使が下向され、先鋒となつて早々に打入するとの事は別紙の通であるが、このうえ延期することは勅旨に反する事であり、早々に追討の人数を整え、会津打入の決定を下すものと思われる。従つて、会津への出張を命じられた者は勿論のことながら、家格の大小の御家中は出張を命じられた際は速やかに出陣し、武勇に励み功名を立て、武威を発揮されるよう心得えられる事。

《明治史要には、三月二十三日【新4月15日】奥羽鎮撫総督の九條道孝が仙台に到着と

又別の命令を出して、出兵の後に家族の疾病患難等が有った場合の救済法について示した。

今回會津追討の件で出張を命じられた御家中士へ

全ての御家中士に取って軍役は覚悟の上であり、速やかに出張する事は勿論であるが、薄給で生活に困窮している者は留守中の手当迄は行き届かないことも有ろうかと思われる。疾病患難は言うに及ばず、家族に幼少の者がいて生活が思う様にいかない場合は、情状酌量の上、金銭や米を支給する事も有るので、御目付、御歩目付等に事実を申し立てる事。その際、不届き・不正が有った場合は厳正に処罰する。以上。

月 日 奉行 連署

三月二十五日【新4月17日】、會津追討の諸將の行先を定める。その部署は以下の通りである。

會津国境五霊櫃口先鋒 【ごれいひつ：現福島県郡山市逢瀬町と湖南町の境にあり、標高876mの峠。山頂から猪苗代湖を見下ろせる。】

卷1-14

手勢三大隊 一門 伊達 筑前
大砲 一隊 参謀 和田 織部
監察 加藤 十三郎

大番士銃隊三小隊 応援

卒銃隊四小隊

大砲一隊 大隊長 鮎貝太郎平

その他に、兵糧奉行兼陣場奉行一人、統取一人、役人三人、三町足輕二十人、山立獵師二十人、兵具方役人一人、医師二人

刈田郡湯原口先鋒(一ノ手) 【現在の宮城県刈田郡七ヶ宿町湯原地区】。

手勢一大隊 一門 伊達藤五郎
大砲一隊 参謀 増田歴治
監察 片平信太夫

大番士四小隊

足輕三小隊 大隊長 伊東相模

大砲一隊 監察 櫻田春三郎

その他に、附属兵糧奉行以下、前と同じ

刈田郡関宿(湯原口二ノ手)

手勢四小隊 一門 伊達弾正
大砲一隊 参謀 高城左衛門

右米沢を經由して【會津】桧原口へ向う分

会津境土湯口

大番士三小隊

大砲 一隊 大隊長 瀬上主膳

附属 二小隊 主膳手勢

卷1-15

同 二小隊 伊達郡極楽院指揮

監察 姉齒武之進

その他に、兵糧奉行以下は前と同じ

同中山口 【福島県郡山市と耶麻郡猪苗代町の間にある峠】

手勢二大隊 一門 伊達安芸陣代 亘理此面

大砲 一隊

参謀 奥山十之進

監察 白石七郎右衛門

同石筵口 【いしむしろ：現福島県郡山市熱海町石筵 ここから母成峠に通じる】

大番士四小隊 大隊長 大松沢掃部輔 【かもんのすけ】

大砲 一隊 監察 東 儀平

刈田郡越河 【こすごう】 関門警固

銃卒二小隊 隊長 熊澤今朝之助

宇田郡駒ヶ嶺関門警固

銃卒二小隊 隊長 三浦源太夫

配置すべき部署が既に決定したので、諸将は部下を率いて順次、仙台を出発し、各指定地に向かった。

四月十一日 【新5月3日】、藩主慶邦公は麾下 【きか：指揮下にある部下】 の軍兵を指揮し、仙台を出発した。片倉小十郎は手勢四小隊を率いて先鋒となって刈田郡越河に向い、十三日白石城に到着し、そこを本陣として諸軍を指揮することとなった。

四月十二日 【新5月4日】、鎮撫使が本営を名取郡岩沼館に移した。これ以降、参政である眞田喜平太 【さなだきへいた：仙台藩士、始祖は眞田幸村】 を指揮官として斥候隊長櫻田敬助、銃隊長西大條宇兵衛、監察渋川助太夫等

卷1-16

及び銃士一小隊を率いさせて桑折 【こおり：現福島県桑折市】 に出張させ、偵察を兼て胸壁 【きょうへき：敵の攻撃をよけ、味方の射撃の便のために土を胸の高さに築き上げた壁】 を築き、陣営配置等の事を手配させた。

四月十三日【新5月5日】、鎮撫使から以下の命令があった。

今回、会津追討出張の兵を見廻として使用したいため、明十四日から参謀一人を【仙台藩の軍勢へ】向わせるので、会津藩の動静によっては進退等の駆け引きもあり、参謀の指図を受ける様に下々の軍兵に至るまで厳重に言いわたす事。

但し、兵隊一小隊を参謀に附添える事

四月十三日 奥羽鎮撫総督

四月十四日【新5月6日】、副総督澤為量が陣を羽州【現山形県】に移した。薩長二藩の兵が副総督に付き随った。

《史要には、四月十四日、奥羽鎮撫総督九條道孝が岩沼に進軍して諸藩に会津追討の号令を掛け、副総督の澤為量は別軍を率いて庄内に向かった。この時点以降、仙台・米沢二藩は主体的に会津救済を検討し始めた。この日伊達慶邦は大総督に捧呈する書状を持って総督府に参上した。道孝もこの書状を却けたと有る》

四月十五日【新5月7日】、参謀の醍醐忠敬が岩沼を出発して白石に来て、藩主慶邦公と面会し、一泊して十六日下参謀の世良修蔵と共に福島に向かって出馬した。

四月十七日【新5月9日】、藩主慶邦公が桑折に行つて諸将を励まして帰つて来た。この日、松崎仲太夫が京都から来て、藩主に拝謁を願い、以下の書面を捧呈した。これは太政官の下附した物である。

伊達陸奥守

その方は先般【天皇が】お命じになられたご命令を謹んで受け、今回賊藩会津を追討殲滅すべきところであるが、未だに追討成功の報が無い。

卷1-17

このため、天皇の心は安心なされない。そもそも、会津賊藩は大義をわきまえず天恩を忘れ、徳川慶喜の反逆を助ける罪悪は許し難く、都から遠い辺境の地に在り、京都の状況に不案内を託(かこつ)け、会津賊藩の者共は応援の使節を近隣諸藩に遣わしていると聞いている。真に容易ならざることである。ところで、仙台藩は奥羽の大藩で殊に藩祖政宗朝臣は勤王の偉功を天下に知らしめた名家であるが、領国近地の会津賊藩の者共は跳梁跋扈していて応援使節等を迎え、あるいは差し出している様子も有る。このため、会津平定に時間が掛かつては藩祖以来の武名に係る懸念が有り、その方の親子が協力・協調し、かつ、近隣の諸藩を鼓舞して一気に会津賊藩を平定し、根絶やしする様にして成功を報告する事。今回、嫡子の左京大夫に国元へ帰国の許可が出されたので、只ひたすら、勸旨を以て天皇の心を安んじる様に直ぐに処理する事

四月

四月十九日【新5月11日】、瀬上主膳が部下を率いて土湯口の鬼面山で戦う。この日の午前8時頃に戦を始めて午後2時頃になって、山路が曲がりくねっていて容易に前進することが出来ず、且つ、兵糧の補給が無いため、軍兵を撤退させて土湯に帰った。

《四月二十四日【新5月16日】、奥羽鎮撫副総督の澤為量が出羽の新庄に到着し、軍をそこから清川に進めて庄内を攻撃しようとしている。閏四月十四日【新6月4日】為量が軍を新庄に引き返した》

四月二十六日【新5月18日】、田村右京大夫が手兵若干を率いて白石に来る。米沢藩の木滑要人【きなめりやすと】、片山仁一郎が上杉侯の命を受けて白石に来て、

卷1-18

国老に面会を求めたので、但木土佐と石田正親【いしだまさちか、石田定之丞正親】の二人が対応した。使者が言うには、「会津侯は家臣を遣わし、仙台藩及び米沢藩に依って降伏を願い謝罪したい」と。このため、会津の使臣を米沢に留めて協議した。処置をどの様にするかを検討したところ、一先ず総督に届出て、二十九日【新5月21日】に国境の刈田郡関宿で両藩の重臣が立会いの上で【会津の使臣を】尋問することに決定した。その届出書は以下である。

会津容保の謝罪嘆願のため、家来共が別紙に記載通り遣って来られた。米沢から申入れた事について、陣門に相通して内容を聞き、先ずは【総督に】届申上げる次第です。

仙台中将内

四月二十六日

但木土佐

米沢中将内

木滑要人

覚

会津容保使者

梶原平馬

伊藤左太夫

河原善左衛門

土屋宗太郎

山田貞助

以上

卷1-19

四月二十九日【新5月21日】、国老坂英力【さか えいりき】と但木土佐が参謀眞田喜平太を従がえて刈田郡の関へ出張し、米沢藩の重臣木滑要人、片山仁一郎と立合って会津の使臣を接見し、対談の末に【会津の】開城、削封と首謀の臣を誅【とが】めて首級【しゅきゅう：敵の首】を差し出す事を約束し、嘆願書を携えて再来する事を約束して使臣等が会津に帰った。

閏四月一日【新5月22日】、総督府参謀の醍醐忠敬は本宮【もとみや：福島県本宮市】に居て石筵(いしむしろ)、中山、五霊櫃の入口へ偵察を出して明日早朝に進撃すべき命令を伝達した。その督促は甚だ厳格である。中山口に居た亘理此面【わたりこのも：伊達隆教の事】は家臣を率いて二日早朝に進撃して敵の不意を突き、壺下【つぼおろし：福島県耶麻郡猪苗代町】関門の柵を破った。銃士の赤間惣太左衛門、樋口勘兵衛と隊長の阿倍雄治は負傷し、敵兵は器械雑品を棄てて遁走したが、援兵が続かなかったので兵を撤収して横川村に帰った。この日【閏四月二日】石筵口に陣を張っていた大松澤掃部輔は部下の大番士を率い、軍兵を二つに分けて、一隊を本道から、もう一隊を間道から墓鳴(ぼなり：【現在の福島県郡山市と耶麻郡猪苗代町の境の母成(ぼなり)峠の事】)関門に向かって進撃させた。敵は大砲一門及び衣類雑品を棄てて遁走した。仙台藩士の矢本直右衛門はこの戦闘で戦死した。午後4時頃に軍兵を撤収させて石筵に戻った。

閏四月四日【新5月25日】、会津藩から降伏謝罪の事を嘆願したので、その旨を総督府へ届け出て、【仙台藩、米沢藩の】諸将に休戦を命じ、又廻章【かいしょう：回覧文書】にて奥羽列藩の老臣を白石に召集した。

届

会津容保の謝罪嘆願のため家来共が見えたので、

卷1-20

陣門へ通し入れて内容を聞きました。その内容は別紙の様にお届けしたものです。容保の恭順謹慎降伏謝罪の件は、ただ嘆願申出のみですので、一先【ひとま】づ休戦しました。全体の議論は今後検討すべきものですが、総督へ先ずもってお知らせするためにこの届書を提出しました。

仙台中将内

閏四月四日

但木土佐

米沢中将内

竹俣美作【たけのまたみまさか】

奥羽列藩へ廻章

陸奥守【伊達慶邦】及び弾正大弼【上杉齊憲】は、会津容保御追討の先鋒を総督から仰せ付けられ、陸奥守は追討の出張をしていたところであるが、今回、容保の家来共が陣門へ来て、降伏謝罪の嘆願を申し入れて来た。このため広く評議したく、各藩

の御重役を白石陣所へ早々に出張して頂きたく、お願い申す。

上杉弾正大弼内

閏四月四日

竹俣美作

千坂太郎左衛門

伊達陸奥守内

但木土佐

坂 英力

列藩家老宛

閏四月五日【新5月26日】、世継ぎの宗敦君が白石に来て藩主慶邦公に謁見した。ここで初めて父子の対面をした。世子は最初宇和島から移って京都に居た。

卷1-21

その時、仙台へ帰って、父子して追討に尽力する様にとの命令を受けた。このため、海路で閏四月二日、桃生【ものお】郡潜ヶ浦【かつぎがうら：現宮城県東松島市宮戸潜ヶ浦】に着船し、三日に仙台に入城して、四日に仙台を出発して白石に着き、七日に仙台へ帰城された。

閏四月九日【新5月30日】、坂英力と但木土佐が関から帰って来た。これは会津藩の嘆願書を受理してこれを総督府に捧呈することに決定したからである。又、奥羽列藩の老臣達が徐々に白石に遣って来た。

閏四月十日【新5月31日】、総督参謀の醍醐忠敬が陣を白河に移す。先日、忠敬は本宮に居て本月六日岩沼に帰陣して、今又、白河に行く。九條総督が又々陣を移す事を告げた。この日総督から以下の命令が有った。

仙台 中将

羽州【庄内藩の】の賊兵が山形へ押寄せているとの報が有ったので、明後十二日【新6月2日】迄に兵を繰出し、早々に追討するべき事

但し応援のため、家老一人を差向かわす事

辰閏四月十日

鎮撫総督

卷1-22

【上記について、】以下の伺を【総督府に】提出したが、総督府からの返答は無かった。

伺 書

羽州の賊兵が山形へ押寄せているとの報が有ったので、明後十二日迄に兵を繰出し、早々に追討する事。もっとも応援のため、家老一人を差向かわす旨、昨日御達が有った事は承知しております。ところが庄内藩にどの様な罪状が有って御征伐になるのでしょうか。最初御達が無いため現状を理解しかね、全体の趣意を理解せずには出兵出

来ないので詳細を仰って頂きたく存じます。

仙台中将内

閏四月十一日

石田 正親

閏四月十一日【新6月1日】、米沢藩主が自ら白石城に来て会津藩の降伏に関する要件を仙台藩主と協議した。この日【両藩主が】白石に宿泊した。

閏四月十二日【新6月2日】、仙台藩主が米沢藩主と同行して岩沼に行き、九條総督に謁見して、会津藩の謝罪嘆願の件について事細かく申上げ、且つ嘆願書を捧呈した。総督は少々会津藩を赦そうと思っていたが、しかし薩長の参謀の胸中を斟酌して敢て一言も発しない者の様であった。仙台藩主と米沢藩主の両公が岩沼に宿泊した。

嘆願書

会津藩追討の先鋒を仰せ付けられ、仙台藩と米沢藩の両国は出兵し、仙台藩の先手勢が会津藩と接戦になったが、この度、会津藩の家来共が降伏謝罪を申し出て来たため、仙台藩の国境の陣門にて監督責任の罪を問い質したところ、伏見暴動の一件は結局、指揮命令が不行届きであったため、全てが突然に発生して驚いており、この事を天皇がお聞きになられたことに会津藩主の容保は非常に恐縮しており、容保は国元へ帰って隠居の上、城外で恭順謹慎の意を尽くし、非常に悔悟しているので、寛大の処置を下される様に、別紙嘆願書の家来共が申していますので、

卷1-23

天皇の御仁徳が感じられる様な御処置をお願い申し上げます。会津国情の件は、口頭で詳細に申上げた通ですので深くご配慮頂き寛大の御処置をお願い致します。

閏四月十一日

仙台 中将

米沢 中将

会津嘆願書【会津藩が作成したもの】

弊会津藩は山谷の僻地に在って、気風は陋劣【ろうれつ：下劣】、人は頑愚で旧習にまみれ、世の中の変化に暗いものですが、弊会津藩主は京都守護職を申付けられ、それ以来及ばずながら天皇を尊崇し天皇の安寧のための存念から一途に粉骨碎身して参りました。全て不行き届きとなったとは言え、朝廷の御慈悲を蒙り長年に亘り奉職出来たことは【天皇の】臣下として冥加この上なく、有難いものです。天皇の大恩の万分の一も報恩しようと奮励しているところであり、朝廷に謀反を起こすと言う事は毛頭ない事は神明に誓って言える事です。伏見暴動の一件は突然に起こったもので止むを得ぬ対応であり、謀反の意図は毛頭ないことですが、天皇が驚かれたとお聞きし、恐れ入る次第で【容保は】国元へ帰って隠居の上、恭順の意を尽くしている次第のところ、

今回、鎮撫使が東下し、

卷1-24

【仙台藩、米沢藩】両藩へ会津征討の命令を出した旨を認識して愕然とし、天皇を悩ませたことはどの様に申し開きも出来ず、城中に安居しては恐れ多いため、城外にひっそりと居住し御沙汰をお待しております。このため、お目溢(こぼ)し寛大な処分を下さる様、家臣達一同は嘆願しています。以上の件、重ね重ね情状酌量の上宜しくお執政下さいませ様深くお願い申し上げます。

会津家老

慶応四年閏四月

西郷頼母近憲【さいごう たのもちかのり】

梶原平馬景武【かじわら へいまかげたけ】

一瀬要人重義【いちのせ かなめしげよし】

奥羽各藩家老連署嘆願書

この度会津征討を命じられ、各藩の出兵については既に仙台先手勢が接戦になり、容保の家来共が降伏謝罪を申し出たため、仙台国境の陣門で対面して真相究明しました。その節、伏見暴動の件については全く謀反の意図は無く、事が突然に起こったため、天皇が驚かれた事は深く恐れ入った次第で、その時の先手の隊長については謹慎を命令しておりどの様な処置をも受け入れる所存ですが、最終的に会津藩主容保公は指揮不行届きを認め、恐縮して城外で謹慎しており、行為を悔悟しています。このため、家来達が嘆願書を作成し、降伏謝罪を申出た次第です。この上は寛大なるご処分を下され、聖恩が感得出来る様望む次第です。

卷1-25

今日、王政御一新になられた所であり、もし戦争になれば人心の離反も考えられますので、深く御考慮すべきところと存じます。勿論、春夏の間は農事の繁忙期で、自然人民の命に関係するところ有り、これらの事を熟慮され、本日の事は単に会津藩のみの処罰とは思わず、寛大の御処置を下されれば、実に奥羽御鎮撫の業績も輝かしいものとなられると偏に思い、列藩が衆議を尽して嘆願する次第です。尚、連名に名の無い人達については、駆け付け次第申し上げます。恐れながら申し上げます。

伊達陸奥守家来

慶応四年閏四月十一日

坂 英力時秀

但木土佐成行

上杉弾正大弼家来

千坂太郎左衛門高雅

竹俣美作久綱

南部美濃守家来

野々村眞澄雅言
丹羽左京大夫家来
丹羽一學富毅
松平大學頭家来
三浦平八郎義質
阿部美作守【みまさかのかみ】家来
平田禪右衛門重世

卷1-26

相馬因幡守家来
相馬靱負胤就
佐藤勘兵衛俊信
秋田萬之助家来
大浦帶刀忠恒
水野眞次郎家来
水野三郎左衛門元宣
板倉甲斐守家来
池田權左衛門邦知
藤井伊豆守家来
渡邊五郎左衛門束
岩城左京大夫家来
大平伊織親成
田村右京大夫家来
佐藤長太夫時務
生駒大内藏家来
推川嘉藤太末彬

追々駈付加判之諸藩

佐竹左京大夫家来
戸村十太夫
戸澤中務太輔家来
舟生源右衛門
安藤理三郎家来
三田八弥

卷1-27

六郷兵庫頭家来
六郷大學
本多能登守家来

石井武右衛門
内藤長壽丸家来
茂原肇
立花出雲守家来
屋山内記
上杉駿河守家来
江口俊蔵
津軽越中守家来
山中兵部
南部遠江守【とおとうみのかみ】家来
吉岡左膳

【慶応四年閏四月十一日：新1868年6月1日】この日、福島近傍で百姓一揆が起こったとの報があり、その原因の詳細は分からなかったが、将来の事を思い、総督府に以下の様に報告した。最近、福島近傍の百姓達が嘆願を申立て、多人数が集まり蜂起したとの事で、一先ず、福島で百姓達を捕まえて蜂起しないように説得したところ、既に500人程が集合し、更に集まって来ているので蜂起を止めるのは難しいとの状況を、同所に出兵している軍事方の眞田喜平太等から報告が有りました。

卷1-28

一揆蜂起の原因が分からず、更に取り調べを続行しつつ、蜂起を辞めさせる手段等は追ってご報告致します。

仙台中将内

閏四月十二日

但木土佐

総督府参謀の醍醐忠敬は白河に赴こうとして桑折に居たが、この日出発しようとしていたところに一揆蜂起の報が入り、戦慄して出発を断念した。

閏四月十三日【新6月3日】、仙台藩主慶邦公が上杉侯と同道して岩沼を出発し、白石の本陣に帰着した。この日、以下の届書を参謀に呈出する。

今般、会津藩主容保の謝罪嘆願のため、家来共が米沢藩へ来た旨を米沢藩【の家来】から聞き、陣門へ通した事は総督府へ御届申上げたところですが、今日になって【総督府から】謝罪嘆願の件は受け入れられず、悔悟降伏謝罪であれば斡旋の者共一同を白河の陣門へ参上させるようにとの御達が有りました。しかし、その御達が届かないうちに仙台藩湯原口の国境陣門で【会津藩の】降伏謝罪書が届いたため、総督府へその降伏謝罪書を捧呈しましたが、行き違いになってしまいました。この様な状況をお知らせ申し上げます。

仙台中将内

閏四月十三日

但木土佐

米沢中将内

竹俣美作

この度、会津藩の人間が仙台へ参上したいと申入れが有りましたが、会津藩は朝敵で天地に存在してはいけない罪人共で、仙台藩は征討の勅命を受けているため、

卷1-29

決して領内へ引き入れる事はないのですが、以上申上げた【緊迫した】事情が有る時は別で、京都へ参上してお届け申し上げる事で、早々に申出る様に命令が有りました。以上の事は、仙台藩国境の陣門で承ったもので、内容は総督府へ御届申上げていることで御座います。

仙台中将内

閏四月十三日

但木土佐

閏四月十四日【新6月4日】、米沢藩の上杉侯が白石を出発して米沢に帰る。又、鎮撫府の参謀から以下の書面を受けた。この書面は後日、西軍【薩長軍】が我が【奥羽越列藩同盟】軍と戦う際の日糧食を補給せずに窮乏した状況を推察するに十分な資料である。

仙台

この度の会津藩への出兵は空出兵で進撃も無く、只、陣が長いだけで、桑折やその他の御領諸駅の糧米が徐々に底を突き、当月二十日【新6月10日】迄は精々尽力して【糧米を】持ち堪えることが出来るが、それ以降は【糧米を】集めることが出来なくなる。このため、各自近郷から【糧米】運搬の手当をし、かつ、宇都宮出張兵千余人、将来は越後口の人数も奥羽へ繰込む手筈になっているため、糧米手当が非常に差し支えている。このため、この件を命令する。

但し、白河口は進撃しないので糧米の過半は間に合わせる事

辰閏四月十四日

鎮撫府

参謀

《明治史要には、閏四月十二日、仙台・米沢二藩が松平容保を救解することを検討し、奥羽諸藩と共に軍兵を進軍せず、容保を説得し謝罪させようとした。その結果、容保は謹慎蟄居して恩謝を待つ事を請うこととなった。諸藩は直ちに連署し、その書状を持って鎮撫九條道孝に面会し、征討兵を撤退したいと願った。十五日になって道孝、この書状を斥(しりぞ)け兵を進軍したと有る》

閏四月十五日【新6月5日】、総督府へ提出した会津藩の降伏嘆願書に対して、以下の御達を受けた。これを見て大勢が、処置の遣り方が公平でないのは薩長出身の参謀等が私怨を晴そうとしているのではないかと疑問を持った。

仙台 中将

米沢 中将

この度、会津藩の謝罪降伏嘆願書並びに奥羽各藩の添願書が差し出され、それに対して熟慮したが、会津藩は朝敵で天地に相容れない罪人であり、容赦出来なく、早々に追討の功を奏すべきである。

閏四月

鎮撫総督 印

これから先将来に亘り、嘆願書は受理されない状況であり、これは偏に【参謀の】世良修蔵一人の判断に依るもので有って、奥羽各藩を困らせる策動であると皆が激怒する兆候が見え始めたので、仙台藩の国老、坂と但木の両氏はこの状態を憂慮し、坂本大炊を世良が駐在する白河に派遣した。そこで坂本大炊は世良に面会して、【総督の書状による】現状の得失について説明し、会津・庄内二藩の包囲を解いて、降伏の意思を受け入れる事が一番の解決法であると説得した。これに対して、世良は総督の命令を待つべきであると主張したため、話は決別し坂本大炊は白石へ帰った。

閏四月十九日【新6月9日】、仙台藩主慶邦公及び米沢侯の名で以下の届書を鎮撫総督に呈した。

この度、会津藩主容保が降伏謝罪することについて、家来共が嘆願書を持参して申し入れて来たため、会津藩の国情等の詳細は口頭でご説明し、寛大なる御処置を下される様先日懇願致しましたが、会津藩は天地に入れざる朝敵・罪人であるため、申入れの処置は出来ず、早々に会津に討ち入り追討の功を奏する様にとの御達を受けました。元々、降伏謝罪の願いは昔から、降伏する者は受け容れ、拒否する者は追討するのが王者の兵法と言うものです。特に【徳川慶喜が大政奉還し】天下が御一新した現在、軍隊を動かして戦争を起こす事は天皇の好まぬ征討で有る旨を総督府からの処置として伺っています。この上、強硬に征伐の命令を下すというのは、臣下の身として恐れ多い事です、公明正大な処置とは言えないと思われます。それに加えて、季節が農桑繁忙期で諸藩では数万の出兵数を集めて会津へ転輸する経済的負担に堪えず、所々で一揆等が発生しており、連鎖する勢いを聞くに忍びず、もはや国民は塗炭の苦しみを味わっている次第ですので、既に出兵した戦線では陣を解き、また諸藩と【会津藩の降

【伏謝罪の取扱い方について】衆議を尽くし、太政官にお伺いしている以外は他意は有りません。以上申し上げます。

閏四月十九日

仙台 中将

米沢 中将

卷1-32

この日、世良修蔵を福島にて斬殺した。

《明治史要には、閏四月十九日、奥羽鎮撫総督九條道孝が仙台・米沢諸藩の願いを拒否した事について、諸藩の人は、皆参謀の意図するものであると疑い相議してその兵を派遣するのを止めようとした。この夜、参謀世良砥徳(修蔵長門藩士)を福島にて殺す。この日会津兵進軍して白河城を陥すと有る》

修蔵は朝方、白河に居たが福島に来て福島藩士の鈴木六太郎に書翰【しょかん：書状】一通を託した。これは羽州に居る大山格之助に送ろうとしたものである。修蔵が声を潜めて「この書は至急を要するものである。使者その人を選んで仙台藩に気付かれないように取り扱って欲しい」と六太郎に言った。鈴木六太郎はその言葉を怪しんで仙台藩監察の姉齒武之進にその書翰を手渡して、修蔵の言葉を伝えた。武之進はそれを大隊長の瀬上主膳に呈上し、主膳は命令してこの書翰を開けさせて読んだ。その内容は以下の通り。

大山様 要詞

世 良

引き続き、気を使われて居る事と察し申し上げます。羽州の地は追々賊徒が退散するでしょうから、日々進軍なさっておられる事と想像しております。さて、その賊徒が退去していることについて昨夜仙台藩の坂本大炊と言う者がわざわざ白河に来て申すには、この度、会津藩が降伏謝罪の意思を示したので、庄内藩が出兵していた兵を早々に撤退させて謹慎する様にと、内使を指立てて居る状態で有るから、引き上げているのであって、どちらも官軍の勢いが増しているから逃げ去っている訳ではなく、奥羽軍は多勢の賊徒で中々急に退去すると言う訳には行かないので、この状況を【仙台・米沢両藩が総督府へ】ご報告しておきますとの事です。真偽の程は分かりませんが、現状を申し上げます。つきましては四月十五日の御発送の書状、本日早朝本宮より届き、拝読して大いに安心致しました。数日前から噂は聞いておりましたが、会津藩の降伏に関する謝罪嘆願書三通を過日十二日に仙台・米沢両藩の中将が岩沼へ持参し、かつ、口頭にて「会津藩主容保、恭順謹慎は勿論の事として、今後城を明け渡す所存であり、とにかく激徒共が内乱を起こし官軍に対してどの様な不法を働くかも推測し難く、その様な事になってはいよいよ容保は罪を逃れ難く、心を痛めていますので、なにとぞ寛大な処分で、滅封は勿論、謀臣達の首級を指出す所存ですので謝罪を聞き入れられ、朝恩を感戴出来ます様ご配慮ください。

卷1-33

かつ、両中将も嘆願申し上げますので、以上をお取り上げなさらずに会津追討になつては、両藩の人民は経済的に難渋し、一揆蜂起が近々に起こりその鎮静・討伐が多岐に亘り、各藩は疲弊し最終的に藩の形態を保持し難く、勤王の忠誠心を發揮出来ずに恐れ入る次第です。それ故、会津藩の願いに拘わらず、各藩の願いである奥羽両国の人民の安堵をもたらす様にご配慮頂き、早急にご決断頂くようお願いします。」一旦総督に三書を差し返しますが、以上の状況ですので総督を交えて、夕方4時から夜の12時まで詰めて居ました。先年徳川慶喜が天皇を要し奉る前例を決めました、会津の指図と見えて、悪しき事甚だしく、止むを得ずお取り上げになったものということで、【私世良は】十五日に白河へ到来する予定で、総督府方の兵力は一人も無く、両藩の中将を門前払いで押し返せば、今日から両中将を始めとして各藩共に会津藩へ合流しそうです。このため少数でも兵隊が有れば、押付が出来そうですがとても難しく、賊が所々に蜂起しているせいか宇都宮兵も到着せず、大変困っています。総督がこれを一旦取上げて【仙台・米沢藩の両中将を】返す訳にも行かず、

卷1-34

一応、京都へお伺いを立て、奥羽各藩の状況を詳細にお知らせし、奥羽各藩は皆敵と見なして逆撃の大策を実施致したく、微力ながら小生急いで江戸へ行き、大総督府の西郷様にも面会し、示談の上、上京しその上大坂迄行って、大挙して奥羽へ討ち入り皇威の物凄さを示したいと思います。もし嘆願書の通りにご裁断なされた場合は、奥羽各藩は一、二年の内に、朝廷が有っても無きが如く振舞い、仙台・米沢藩の賊は朝廷を軽視する心を片時も止めずに居るでしょう。皇軍が大挙して討ち入る時は、少ない軍艦でも一、二艘を酒田沖へ出向かせ、兵隊の人数を増加させて、前後から挟撃する方法以外に無いです。越後口の前線へも近況を知らせる予定です。もっとも、庄内藩へ急いで討入りなされるべきでしょう。これらの件は御相談の上で処理すべき事でしょうが、決断が一日長引けば、それだけ【会津藩の謝罪嘆願の】賊論が沸騰し、聞くに堪えないものとなりますので、甚だ僭越ですが、書面で申上げた通り、直ぐに京都へ出掛けますので、副総督様へ宜しく上申してください。別紙の嘆願書、会津と仙台・米沢藩の中将の名前の分は早々に高札場へ書出し、公然と民衆に見せ、当分の間、民衆の気を静め、且又、桑折やその外へ築いた砲台も今日に至っては逆に賊の固めとなるため、民衆の気が静まったとして全て崩す様に申付けるべきと思います。仙台藩も内輪では公然と嘆願が叶わなかった時は、反逆の話もしているとの事で、勿論弱国二藩は恐るるに足らずですけれども会津が合流した時は多勢になり、始末が難しくなるため、なるべく穏便にして四藩を騙すべきです。

卷1-35

もっとも、【庄内・出羽の】両藩中にも2～3人の他は賊徒の首魁となっている者は居らず、藩主は好人物と思われれます。以上、お話方々一書を差し上げます。小生が陣を出た後は、全てを平坂新八郎へ托し、細々としたものは中村小治郎へ頼んでいます。大方の事は醍醐参謀卿へ報告しています。大方の事はそのままにして置きたいと思います。以上

閏四月十九日午後三時

途中で何が起こるか分からないので、福島足輕を頼んで書状を持参させました。
まとまりのない文章ですが、読了後は焼却ください

一坐の者達はこの書状を見て激怒し、権謀術数は軍師の常ではあるが、しかし世良修蔵なる者は一体何者なのか。いやしくも、鎮撫使附属の参謀ではないのか。それなのに、彼の行為は少しも公明正大なところが無く、人を騙して胸壁を崩壊させ、軍艦を廻航して挟撃しようとは、正々堂々とした王師の遣るべきことではない。降伏する者は受け容れ、抵抗する者は追討するのがいわゆる膺懲【ようちょう：懲悪】の師の遣る事である。先に商船を脅して貨物を奪い、酒色に耽って横暴極りなく、今又、この様に振舞っているのは、天皇の名を借りて天下に横行しようとする悪賊である。世良修蔵は明日早朝、当地福島を出発して京都に行こうとしている。後々の問題が目の前に有るので、時機を失するべきでないとして、姉齒武之進に命じて世良を捕縛させた。夜12時、武之進は福島藩士の遠藤條之助、杉沢覚右衛門、鈴木六太郎及び仙台藩士の田邊蘭吉、赤坂幸太夫、

巻1-36

松川豊之進、末永縫殿之允【すえながぬいのすけ】、大槻定之進、福島の町目明の浅草宇一郎及び手先の者達を率いて、世良の宿所である妓楼金澤屋に行き、各人が部署を決めて位置に着いた。出入口、妓楼の一階、二階を警戒して遠藤條之助、赤坂幸太夫の二人が世良の寝所に入った。世良はピストルを撃とうとしたがその前に捕えられた。世良は遊女と一緒に寝ていたが、捕吏が室に入ってみると二人は裸体で室内を狼狽して、そのぶざまな有様は見るに堪えないものであった。世良の付人である勝見善太郎もまた裸体で刀を抜いて抵抗したが遂に捕縛されて瀬上主膳の宿所である浅草宇一郎方に引き連れて行った。小嶋勇記と姉齒武之進(監察)が立会って、密書の事を糺問した。世良は「その書状が露顕した以上は何を言っても仕様が無い」と言って、その罪に服した。このため、彼の横暴を責め、罪状を数えて浅草宇一郎の家の後ろを流れている須川【福島市を流れる阿武隈川の支流】の河原で二人を刎首した。世良の首級を白石に送ったところ、但木土佐は部下に命じてこの首級を同地の月心院内に葬らせた。これ以前に【会津藩、庄内藩等の処罰に対する総督府の処置を巡って】激徒が四方に起っており、「我が奥羽を騒擾しているのは世良修蔵の仕業であり斬り捨てて奥羽の静謐を図るべきである」と皆云っている。今この密書を入手したことによって、人心が益々激昂することは察するに難くない。

世良が嘆願書を取り上げない等の行為は全て総督の権限を凌駕しており、専横を極めてい

るからであろう。世良の所持品を検査したところ、書翰数通が出て来た。

巻1-37

羽州出張中の大山格之助から世良への書簡

その後お元気で出陣なされ、引き続き配慮の御様子察します。私は総督様もその地に転陣なさるだろうと思っていました。さては過日、仙台・米沢両藩主が岩沼へ参陣し、別紙の嘆願書を持参して種々の姦計【かんけい：良からぬ企み】を総督府へ迫り、あるいは宇都宮の賊徒が又々情勢を盛り返し、あるいは各藩が降伏と申し立てている事は最早総督も御承知と思います。実に容易には解決出来ない一大事の事で、万一、【総督が仙台・米沢両藩の申入れを】一言でも御採用の御達を出せば、二度と取返しが出来なく、手に汗を握る状態です。それについては澤為量殿へ別紙の書状を出し、相談した。一昨日、仙台藩の姦物【かんぶつ：悪知恵にたけた人物】と伺っていた使者が遣って来て、色々事情を聞いていたし、また【仙台藩から総督府へ提出した書状についての】澤殿からの返答状況まで訪ねていた。それについては自分は全然分からない旨を答えて置いた。先日【総督より】返答有った様に、仙台・米沢両藩をこのままの状態にしておいては、もし【総督府の】策が上手く行かない場合は、両藩は勅令に背く事は勿論、会津・庄内藩と結託して反逆になっては大変な事態になる。ついては、仙台・米沢両藩の藩主を京都や大坂へ呼出し、2～3年の内に奥羽鎮撫土台を構築しそれが出来るまで両藩主を京都や大坂へ留め置く様にしなければ、実に【王政復古で御一新なった】皇国は一変すると思われ、熟慮の上、早々に両藩主と面談される様にしてください。

巻1-38

もっとも、諸藩の重役達も現在白石に集結して留まっているので、是非現場へ行き状況を見届け、徐々に秘策を実施する予定になっています。もし、京都まで大総督宮が来られて早急に事がお運ばならなければ、大総督宮を関東までお越し頂き、会津藩嘆願の件をご糾明頂く事が宜しいかと存じます。早く問題を除去するのが肝要です。薩摩藩から当方へ援軍を指向かわすとの連絡が先日有り、大いに力を頂いた次第です。南部藩の兵が援軍として今日来るか明日来るか待っているが、現在になってもその気配が無く、この兵が着き次第、一時に四方から大挙して【庄内藩へ】討ち入り踏破する予定です。棚倉【たなぐら】藩の兵も先触として参上したが、是は山形に留め置いて、同時に六十里越へ指し向けの予定です。

佐竹藩の兵は奮発して既に昨日より討ち入りするとの事を昨朝申し入れて来た。

京都から連絡して来た芸州藩と有馬【久留米藩有馬家の事】の応援はどの様な都合なのであろうか、昨朝、蒸気船二艘が酒田沖の平嶋【飛島(とびしま)の事と思われる。戊辰戦争の際、幕府軍の軍艦「長崎丸二番」と「千代田型」が佐幕側で戦う庄内藩を支援するため、松島湾から津軽海峡を廻り庄内に向かったとの記述が有る】に着いた。直ちに佐竹藩から探索のための検視を派遣したが、船籍を示す帆印等が分からないため、応援の兵であれば上都合で

あるが、賊軍の者であるかも計り知れない。

卷1-39

松山藩の件も、本藩へ附属出兵を派遣し、現在本導寺口邊で【庄内藩の】者を召捕え、再三、重役を呼出した件は申上げたところですが、色々強訴の強硬手段に及ぶという所業で、この上は、止むを得ぬ事として討入りを命令しました。その様に御承知してください。

以上申上げた件、どうか速やかに評決され、関東へ懸合されることを希望します。

以上、要点のみ現状を報告致します。なおこの使者によりそちらへ様子をお知らせ申し上げます。

別紙

仙台・米沢藩主等が出頭して提出した、会津藩の謝罪嘆願書三通をお見せ下され、且内容を口頭にて詳細に説明された件に付き、内容とともに詳細におまとめ頂いたご趣旨謹んで承りました。下官【である沢】がじっくりと熟考し、以下の様に纏めました。

- 一 そもそも容保については、天朝に対して誠に恐れ多い事を仕出かし、当初、官軍が会津国境へ押し寄せた際、開城降伏し、暴臣の罪として首級を差し出せば【容保の】恭順の意向も相立つけけれども、天皇がそれをお聞届けられるかと思っていました。ところが、【会津藩は】国境に砲台を築き、官軍と対峙して防戦しています。そればかりか、越後路邊の所々にはびこって軍兵を募集し、表面上は降伏嘆願を申し立て、しばらくの間難を逃れようとしていると思われます。只今の情勢で嘆願を御採用になり、鎮撫が行き届いた状態での伺を、大総督府はどの様にお考えなのでしょうか。
- 二 これまで征討の実功が無く、鎮撫使が仙台へ着陣してから数回急ぎ会津に討ち入りして成功を遂げる様に御達しが有った事は全て承知していますが、種々言い逃れを申し立てて日時を過ごし、遂に農耕の時節が遣って来たことは、結局、仙台・米沢藩等の俗論を醸した罪であると思います。

卷1-40

事の前後を理解せず、今更農事の苦情を申し立て、加えて奥羽の諸藩重役達が会議を企だて、全く大義名分も理解しない重役等の連判で長々と申し立てるのはどの様な料簡【りょうけん：考え、気持ち】かと思います。

- 三 御達の通り万民の苦労は実に憐れむべき状態で、幾重にも酌量しており、徐々に申上げる通り当方は引き続き戦争用の人馬の費用に日夜苦慮しており、それでも止むを得ぬ時節になり、もし今憐れみを掛けて兵事を止めてしまったら、何時鎮撫の職掌を果して平定の手柄を遂げると言えるのでしょうか。実に二つの事を同時に実現する事は出来ません。そこで差し当たり、奥羽の農民達に対して今年の年貢は半減すると仰せられますように、至急御達下さる様お願い致します。

四 前件容保の嘆願は会津藩中が一致して悔悟謹慎恭順を尽し、実功が顕われてくれば
国境の砲台を壊し開城の上、総督府が入城し武器の取り上げまで行けば、死一等を免
除され、寛大な処置が相当と存じます。

但し慶喜の場合の処置に準ずべきと思います

五 仙台・米沢藩等が如何なる因循固息な説を申し立てようが、名分條理が成り立たず、
決して【仙台・米沢藩の申し立ての様に】行動なさらぬ様にお願いします。何卒世良様の
方から御味方の参謀とお話なされ、評決される様をお願いします。

以上の五ヶ条、纏まりなく愚意を申し上げました。宜しくご推考をお願いします。

卷1-41

総督府

副総督

さてさて、当方の情勢については、引続き接戦になっており、特に兵の数が少な
く防戦も一方ならぬ難儀ですが、及ばずながら尽力していますので、ご安心くだ
さい。

さて、毎度応援出兵の件、急を要し、ご相談お願いしていたところ、即刻対処さ
れた事を知りましたが、未だに一藩も到着していない状態で、命令が行き届いて
いないのではないかと思います。津軽藩の兵が少人数で到着しただけで手薄な
状態です。仙台に応援兵が到着すれば全てこの方へ差向ける様に、世良へ相談さ
れる様をお願いします。もっとも小生の愚考を世良へお見せ下さる様をお願いします。

醍醐少将殿

総督

急の使者で申し入れます。薄暑【初夏】の時節になりましたが、いよいよ安全に陣を
張られ御自愛なされていることと存じます。昨十二日、午後4時頃、この本陣へ仙台中
将と米沢中将が来て面談しました。会津謝罪降伏の件に付き、別紙写三通の通り
と口頭説明により「容保は恭順謹慎は勿論の事、開城をしようとしています、本
当のところ、激徒共が内乱を起こし官軍へどの様な不法を仕出かすかも推測し難く、
以上の事が発生しては容保の罪は免れなくなり、心痛しているところです。何卒寛
大の御処置をお願いし、滅地は勿論、暴臣の首級を差出す次第ですので、謝罪をお
聞き入れ御憐愍を蒙られれば、朝恩を有難く押し頂きたい」旨を申し述べました。

卷1-42

仙台・米沢両藩にも容保は嘆願の趣意共々お願いしている事であり、下官が右三通
を熟覧勘考した結果、とても採用は出来ず、やがて開城し会談を行う事になるが、
この件は両藩が数回に亘り折衝してきたことであり、はなはだ難しい内容で、右別
紙三通は早急に【仙台・米沢両藩へ】返却したところであるが、再度嘆願してきたこと
について取上げずに却下して会津征討になれば、仙台・米沢両藩の人民は生活が困
窮し、一揆の徒が次第に出て来て、鎮静討罰も幅広く行わなければならない、各藩は

疲弊し終には藩の体制を維持するのも難しくなり、勤王への忠誠心も発揮できない恐れが有るため、どうか会津嘆願に拘わらず各藩の願いの様に奥羽両国人民を安堵させる様ご配慮くだされ、早急にご決断下さる様お願いします。

下官が真剣に熟考したところ、現在の情勢では各藩が総督府に向背しないとも限らず、所々で争乱が発生すれば、彼らを鎮撫することもお互いに難しく、各方面の風評にも関わることで、かえって天皇のお心を安んじる事や征討の功を奏することも前途多難となり、無駄に月日を費やしていることは何とも恐れ多く、一応御相談の旨が有り、四五日間返答を引き延ばす様に昨夜返答した。前條について深考の上、至急返答頂きしかるべく取り計らうつもりです。

閏四月十三日

追伸 世良修蔵へもしかるべく申し入れて頂きたい。以上

卷1-43

世良修蔵殿 急用

忠 敬【醍醐少将の事】

急の使者で申し入れます。毎日御多忙で大変と察します。

さて、先日の十二日岩沼本陣へ仙台中将と米沢中将等が参入して総督と面会した。その際、会津藩は悔悟しており降伏謝罪の嘆願をお願いしたいとの事であった。自分はその時、白石の陣に居たので、総督から相談を受け、その方へも相談する様にとの指示が有ったので、腹藏なく最も適切な答えを返答する様に頼みます。総督の指示ですので熟考なさる様お願いします。小生の愚案では、会津容保は悔悟し、降伏謝罪のため家来の首級を差し出す旨の嘆願で、且各藩からは銘々、人民は難渋し農事が急務の場合で有るとの嘆願に及んだが、憐れとは思いますが何分、会津藩は実にこの世界に入れざる罪人で、家来の嘆願趣意はとても採用出来ず、開城引渡して白河表へ嘆願の家来が来ても許されない罪人ではあるが、今回、王政復古・御一新の場合であるから、嘆願書を採用しても良いし、その様にしなければ事が済まない和小生は思っている。色々と考えが有るかと思われるが、急を要するため良く分からず、右の様に思っています。その方の考えを早急に返答してくれるよう頼みます。総督の御意見は書状にて示している通りですので、両藩への返答書はその方の方で作成し、我々へ廻章してくれる様頼みます。小生、今日、桑折迄出張したが実に考え方が頑固で、白石では因循な在陣話ばかりで、かれこれ難渋した。且庄内藩の賊兵の動きによっては速かに出馬の手段を取ろうとするが、白石では地理的にそうも行かず、桑折ならば順路でも有り速かに出馬出来るだろう。

卷1-44

昨十三日の正午過ぎ、鮫嶋金兵衛が来て、南部兵が庄内藩討ち入りへ変更になったことに心配していたが、菊の御紋と錦の御旗を征討中南部藩へ貸渡ししたところ、

少しは兵勢が盛り返し、且、自分【醍醐】から【南部藩の】隊長へ指図すれば一層精励するとの事で、鮫嶋が頼みに来た。幸な事ではないか。白石出張後、桑折に在陣し、且又、先日庄内藩の情勢を書した書状を藤田が焼失した。且両藩の家老から届書等差し出して来た。

尚、南部兵の庄内口出張には不利は無いと思われるが、一刻も早く、総督を始め白河表へ出張される様偏(ひとえ)にお願い申します。兎に角(とにかく)、会津藩降伏の件、熟考頂き、速やかに返答下さる様、お待ちしております。

閏四月十四日【新1868年6月4日】

綾小路様 世 良

引き続きご尽力なされておられる事と存じます。さて、会津藩の容保降伏謝罪の嘆願書、仙台・米沢両藩の嘆願書、諸侯大夫連判の嘆願書三通を醍醐殿から差廻して頂き、じっくりと熟考していたところ、御総督が一旦御取上げなされたので何とか処置を下されない事には收拾が出来ないと思いますが、御判断は当地では如何ともすることが出来ないと思いますので、早急に嘆願書を京都の太政官代へ差し出し、そこで御判断をして頂く他に方法が無く、仙台・米沢両藩の嘆願書、会津藩の願書二通を斎藤安右衛門へ以後返送くださいます様お願いします。奥羽諸侯の家来からの嘆願書は別紙付紙をして【奥羽諸侯へ】一旦返して、その後で早急に総督府へ差し出す様、仙台・米沢両藩の中将へ命令する様お願い致します。

巻1-45

明日二十日、桑折迄御進軍なさるという事であれば、そこへ参上し、拝謁して全てを申し上げたくと思いますが、未だ白石より先きに御滞陣なされているならば、小生は是から引返して上京し、太政官代へ全てを申し上げ、御判断を受け取り、直ぐに引き返したいと思います。以上御承知くださり、宜しく処理頂く様お願いします。尚、子細は醍醐様から御申し越しなさると言う事です。以上

閏四月十九日 正午

追伸 仙台・米沢両藩の中将と会津の二通は、至急の処理を要しますので、宜しくお願いします。諸家来からの願書も早急に差し出す様、命令なさる様お願いします。何か他に京都へ御用が御座いましたら、お申し付けください。はなはだ御苦勞の事と存じますが、先生がお出掛けくだされば、詳細が分かると思われま。福島でお待ち致します。明晩、桑折へ御進軍なさるのであれば、それまでに参上したいと思います。以上

総督府の方々へ

忠 敬【参謀醍醐の事】

益々ご健康で活躍されている事と思います。先日仙台・米沢両藩からの会津嘆願の件は容易に解決出来ないので、京都にお伺いすべくかんがえているので、この一紙

早急に渡しておくようお願い致します。かつ、各藩の嘆願については、この一紙を添付して各藩へ返却したら早急に申出る様にご命令お願い致します。何分、全ての嘆願の文が失礼な書方で有り、各藩主が人名を入れ、重役が総督府へ嘆願を申し出る様に希望している。総督公は早急に御進軍なさるよう願っています。何れ京都へは世良が参上し、御処置を伺い早々に帰える予定です。尚、世良が拝謁し、詳細を申し上げるものと思います。安右衛門をその方の為に差し向かわせました。

閏四月十九日

卷1-46

この手紙を読めば、高貴な身でありながら一陪臣【である世良修蔵】の鼻息を伺っている様子を知ることが出来、世良が総督府内で跳梁跋扈【ちょうりょうばっこ：のさばりはびこること】している状況が良く分かる。彼の不逞の精神を考えると、もし彼が当時仙台藩の瀬上主膳の手に掛かって死ななかったならば、将来必ず西郷隆盛に与【くみ】して政府に反旗を掲げて死んだだろう。幸に瀬上氏に斬られて、参謀の資格を失なわないで九段坂上に国祀を享けている。修蔵は何と幸福であろうか。【西郷隆盛は陸軍大将であつたが、西南戦争で賊軍となり、九段の靖国神社には祭られていない】

卷末 建白書（黄色部分 原文） 【菅原の独断にてここに掲載】

就徳川慶喜叛逆為追討、近日官軍自東海、東山、北陸三道可令進發之旨、被仰出候ニ付テハ、奥羽之諸藩宜知尊王之大義相共謀援六師征討之勢旨、御沙汰之趣以御書付被仰渡、猶又會津容保此度徳川慶喜叛謀ニ與シ、錦旗エ砲發シ大逆無道可被發征伐軍候間臣慶邦一手ヲ以テ本城ヲ襲撃速可奏征討之功旨御沙汰之趣謹而奉畏候。若松、東北之一孤城ト雖、臣慶邦一手ニ襲撃被仰付候段ハ武門之面目ニモ叶ヒ難有奉存、速ニ一藩中ニ布告出陣之用意仕、官軍御進發之期ニハ應援襲撃可仕候。然ル處弊藩奥海之濱ニ僻在仕道路遼遠、朝廷御決議之御深旨モ詳細不奉辦畿内上國之形勢等唯々傳聞而已ニテ真偽虚實明白難決、固陋一隅之見ヲ以言上仕候儀千萬恐悚之至ニ奉存候得共、既ニ広ク言路ヲ被為開候上ハ存付之次第黙止居候テハ臣子之分難盡不顧忌諱左ニ奉言上候抑

王政復古朝議御一新之折柄一旦天下之兵ヲ被為動關東御征討被為有候段ハ、乍恐重大之事件。深キ御勸慮被為有候上トハ奉存候得共、天下之人心帰着一定仕候事ニ無之候而ハ、難被為成。然ニ先達慶喜御用被為有参内可仕旨御沙汰ニ付會桑等ヲ先手ト仕、上京仕候中途、右ニ藩ヨリ官軍へ砲發仕リ候ハ叛逆無紛、大逆無道之朝敵ニ付、追討將軍ヲ以、御征討被為有候趣、御布告ニ相成候處、慶喜臣下等エ布告之趣ニテハ先手之者関門へ差掛候節、俄ニ薩藩勢ヨリ砲發ニ及、不得止争鬭ニ至リ候由ニ有之。如何ニモ倉卒紛擾之間、發砲孰カ先孰カ後分明不相辦風唱モ有之。臣慶邦、御沙汰之趣奉疑、慶喜布告之旨ヲ信シ候ニハ曾テ無御座候得共、發砲前後判然不相辦ヨリ人心之疑

惑十二八九ハ可有之。是人心一定不仕一條ニ御座候。

徳川祖先数百年之禍乱ヲ定、撥乱反正之大勲勞ハ今更申上候迄ニ毛無之、累世偃武修文海内ヲ鎮静仕候事、既ニ二百数十年ノ久ニ及。運屬澆季武威漸不振、遂ニ嘉永癸丑以来外夷陸續紛至人心騷然其間ニハ慶喜處置不得宜失體不當之義不少ニモ可有之候得共、今日ニ至リ既ニ政令帰一公平正大之旨ヲ以皇國奉安度深哀ヨリ政權ヲ朝廷ニ奉歸候上又何事カ企望仕、可奉背朝廷哉ト人心ノ疑惑十二八九ハ可有之。是人心一定不仕二條ニ御座候。

王政復古紀綱一新萬民刮目之。聖運ニ被為當繼テ立極萬世無窮之御大業被為建誠ニ視民如赤子、民之奉仰朝廷亦如父母。一夫不得其所者ナキヲ奉欣慕候折柄、海内之兵ヲ被為動無事之萬民水火之苦ニ陷候段可憐可哀之至必。幼帝之聖慮ニ被為出候ニハ有之間敷ト人心ノ疑惑十二八九ハ可有之。是人心一定不仕三條ニ御座候。

慶喜既退去仕候後、泰然不動愈恭順罷在候由。然先年毛利大膳大夫家来共於闕下砲發仕候段ハ一時卒爾之誤、一旦朝敵之汚名ヲ蒙候得共、眞情實意明白相顯レ候上ハ寛大之御仁恕ヲ以テ官位復古入京御免被成下候義、慶喜逆モ一旦祖先之大功ヲ被為棄、徒ニ發砲之先後ヲ以、叛名ヲ被為定候テハ諸藩之心服ハ勿論、下々賤民ニ至迄感服ハ仕間敷ト人心ノ疑惑十二八九ハ可有之。是人心一定不仕四條ニ御座候。

抑又外夷御交通之義、追々御多端ニ被為成、當今既二十餘國ニモ及、當此時ニ一旦天下ノ兵ヲ動シ四海鼎沸之勢ニ至候得ハ、雖彼等必坐シテ旁觀ハ仕間敷、各國帝王之指揮ヲ受、如何ナル挙動ニ及候モ難計。然ル時ハ御國辱ヲ宇内萬國ニ被為流之姿ニモ相成、人心之疑惑而已ナラズ、寒心杞憂痛哭仕候者亦十二八九ハ可有之。是人心一定不仕五條ニ御座候。

是ヲ以深思熟慮仕候ニ朝廷ヨリ出師追討之義ハ暫ラク御用捨被為在、慶喜等御譴責之義、廣ク諸藩之論定ヲ被為盡、天下ト共ニ正大明白無偏無党之公論ニ帰シ候御處置被為至候ハ、必シモ不勞六師、彼自服従可仕ト此段窃ニ懇願奉企望候。古ニモ耀徳不耀兵ヲ先王之美徳ト仕又裴晋公之處置得宜能服。其心ト申格言モ御座候得ハ此等之所エ御目的ヲ被為注、

王政復古曠世之御盛業御大成被為在候様仕度臣慶邦微衷御諒察偏ニ奉懇願候。若不然赫怒萬民之服不服ヲモ御問無之噪急御討伐ト申事ニテハ諸藩ノ向背モ難計、海内分裂群雄割拠慶元以前之大乱ヲ釀シ却テ転福為禍ト申者ニテ、千萬非計之得者ト臣慶邦窃ニ痛心恐惶仕不肖之淺見過論極テ御採用ニモ相成間敷ト覚悟仕候得共、此ノ如キ御盛運之機會ニ逢、徒ラニ黙止候テハ却テ不忠之筋ニモ當リ可申ト不顧越俎謹テ奉言上候以上

仙臺中將伊達慶邦

仙台藩戊辰史卷之一終

卷 2-1

第二編 第一章 白河口

閏四月二十日【新1868年6月10日】、奥羽列藩の重役は白石城に集合し、奥羽同盟を立ち上げる事を約束した。思うに、総督府より会津降伏の嘆願を却下されたことにつき、【会津藩は】朝敵であり天地に相容れない罪人であるとする言葉に一同は失望し、その処置が公明正大でないと判断した。九條総督の意向と正反対の命令を受けて初めて、これは薩長の輩が皇軍の名を借りて私怨を晴らそうとする企みであると疑い、世良が持っていた密書を調べてこの事を確認した。

卷2-2

また、以前に庄内藩追討の命令が有った時、未だにその罪状を明確にしていなかったので、伺書を【仙台藩から】出したが返答が無かった。しかしながら、未だに庄内藩に朝敵の罪があると云う事を聞いていない。考えるに、去年十二月二十五日【新1868年1月19日】、庄内藩が兵を出して、薩摩藩の江戸屋敷を襲撃した。当時庄内藩は江戸市中の取締を命じられており、一方、薩摩藩の者共は連日隊を作り、民衆を脅して金銀を強奪する事、その金額は何百万両になるのか分らないほどである。その傍若無人振りは暴状を極めていた。このため、庄内藩の兵を出して賊徒を掃討した。この事で【薩摩藩は】深く庄内藩を恨み、皇軍の名を借りて【庄内藩に】朝敵の名を付けて私怨を晴らそうとした。庄内藩は元々職責を果たしたのであり、公平に判断すれば、怨みとすべきでない事は論ずるまでも無い。この点について、集合した一同は大いに憤慨し、【薩摩藩の】奴輩の手下となって彼等の悪行を助長させるべきであろうか、むしろ正義公道により姦徒を掃討して朝廷に尽くすべきであると衆議が一決した。ここに一同、列藩同盟を約束し、盟約書に各自調印した。

盟約書

- 一この度、仙台藩白石城で奥羽列藩会議を開き、公平正大の方法により、心を一つにして協力し、朝廷を尊び、人民を慈しみ、それによって皇国を維持することを欲す。よって盟約左の如し。
- 一強きをたのみ、弱を凌ぐ、あるいは、他の危急を傍観する者は、列藩を挙げて譴責を加えるものとする。

卷2-3

- 一私的営利をなす者、機密を漏洩する者、同盟を引き裂こうとする者は譴責を加えるものとする。
- 一むやみに人馬を労する者、細民の難苦を顧みない者は譴責を加えるものとする。

一大事件に当たっては、列藩は衆議をして公平を期し、軍事の機会・細微の節目は衆議して大国の号令に従う事。

一無実の者を殺戮したり、金穀類を掠奪する等の全てに亘り、名分を犯す者は、速やかに厳罰に処する事。

以上

慶応四年閏四月 奥羽列藩家老連署

閏四月二十一日【新1868年6月11日】、国老坂時英【さかとときひで：通称英力(えいりき)】岩沼に行き、総督府へ以下の書面を呈上した。九條総督は書面の趣旨を了解し、その日に岩沼を出発してお忍びで仙台に帰り、古内左近介【加美郡宮崎の邑主、可守(かもり)の事：仙台人名大辞書では右近之介と有る】の自宅を本営とした。

《明治史要には、閏四月二十日、伊達慶邦、上杉斎憲、奥羽諸藩の老臣と白石にて会見し、鎮撫総督九條道孝を要して仙台に入ると有る》

この度、白河城へ転陣なされる旨を仰られたところですが、会津・庄内二藩の件に付き、奥羽では人心が恐々として既に所々で一揆が発生しています。この様な時期に転陣なされる事は、いよいよ衆民の事情に無知な事によりどの様な暴動の事態になるのか推測が付かず、心を痛めているところです。早急に仙台に御帰陣なされれば、この上なく安堵致しますし、奥羽諸藩も瓦解の不安が無くなります。その様に鎮撫なされます様に、奥羽諸藩一同懇願致します。恐慌謹言。

閏四月二十一日 奥羽列藩家老連署

この日、仙台藩主慶邦公は白石を出発し、仙台に帰った。過日19日の解兵届に対して、鎮撫使から以下の書面を受け取った。

卷2-4

仙台 中将

米沢 中将

会津容保(かたもり)降伏謝罪の嘆願の件、京都に伺いを出しているところであるので、追って何らかの処分が有るまでは、仙台・米沢各藩の諸攻口に出兵した兵に対し、少人数の番兵を除いては自藩の国境内に退却させる事。

但し、白河口近辺の諸攻口の会津藩の境界外では、浪人共が会津藩と偽り、農家に押し入って金銀を強奪したり、別々に集合して領地へ色々の廻状を出したりしていると聞いているので、探索して守衛兵を使って早々に掃討する様に。尚、会津藩からも精一杯浪人共を取り押さえる様に嚴重に通達する事。

辰閏四月

また、庄内追討及び応援を命じられた各藩からの解兵届を呈上した。【以下の文書】

先日、酒井左衛門尉【出羽庄内藩12代藩主】が朝敵として【出羽庄内藩の】征討並びに応援を仰せ付けられ、各藩より出兵しましたが、酒井左衛門尉の件は、未だに官位の取り上げの処分も無く、太政官の上京を促す通達も有るのか分らないと聞いております。このため、衆民が【庄内藩征討の処置に】疑惑を持っており、元々、【奥羽各藩は】京都より遠い僻遠の地に位置し、徳川慶喜が東下した後は、主に【奥羽各藩が慶喜の】地位回復を計画している旨を

巻2-5

仰られましたが、その罪の事例もどのようなものであるのかを理解しかね、奥羽各藩は衆議を尽くしたいと思い、白石に会議のため集合しましたが、最初佐竹右京大夫から罪がどのようなものであるかを問い、その上で出兵したい旨お伺いしたとき、口頭で、御詮議はなされ難い旨が仰せられ、益々疑惑を免れる事が難しく、この上何度も【伺書を呈上して】天皇がお聞きぐるしくされては甚だ恐縮すると一同評決し、酒井左衛門尉の罪状の件は、太政官へ伺い申入れています、いたずらに返答日が長引けば、庶民が農桑の時期を妨げられます。朝政御一新になり、御憐れみを人民に施される御趣意にも反することになるのは一同恐縮している次第です。奥羽各藩は衆議の上、太政官から処置が有る迄は、一先ず解兵しますので、この件お届け致します。

南部美濃守家来

慶応四年閏四月

野々村眞澄

佐竹右京大夫家来

戸村十太夫

津軽越中守家来

山中兵部

戸沢中務大輔家来

舟生源右衛門

巻2-6

水野眞次郎家来

水野三郎左衛門

藤井伊豆守家来

山村主税

六郷兵庫頭家来

六郷大學

岩城左京大夫家来

これより以前の事、仙台、二本松、棚倉、三春、泉、湯長谷(ゆながや)の各藩の兵が進軍して白河城を守備した。仙台藩の兵は三の丸に宿営し、世良修蔵は本丸に居た。【世良は】薩摩、土佐、大垣藩等の兵が当城に来ることになっているとの報告が有るとして仙台藩及び諸藩の兵に命令して場所を移動させ、僅かな人数の二本松兵を留めて城を防衛させ、世良修蔵は福島に出張して、城中は殆ど人が居ない状態で、この期に乗じて二十日早朝に城を襲撃する者が居た。その勢力は約300人程で、市街に火を付けて一気に攻め込んだ。二本松兵は狼狽してどの様に処すべきか分からず、城の防衛を捨てて逃げた。和田右文は馬を使って郡山に来て、参謀醍醐忠敬に状況を報告した。醍醐忠敬は血色を失い、従者2、3人を連れて密かに福島に逃げたが、関門が固く閉鎖されており通行が出来ず、従者が守門の兵に参謀の醍醐殿が帰陣したので直ぐに開門しろと言った。守門の兵はその言を信用せず、「印鑑を示さない者は通行を許可しない」と返答した。

巻2-7

泉田志摩【仙台藩士】がこの遣り取りを聞いて守門の兵に門を開けさせ、先導して福島城に入り、「明日仙台に帰る」と言って密かに阿武隈川に船を浮かべて川を下り、岩沼に行つて次で仙台に帰った。この時に激徒が四方で蜂起し、鎮撫使の一行を憎むこと蛇やサソリの如くで、待ち伏せして要撃しようとする者が多かったが、長袖何をか知らん【長袖とは宮廷の高官達(公家)を指す】、只薩長の傀儡(かいらい)に過ぎず、その衷情を洞察すればかえって大いに憐れむべき点がある。故に泉田志摩は方策を考え、自ら護衛して無事に仙台に帰つて来た。その白河城を襲撃しようとした者は誰か。それは幕府を脱走した藤代飛騨と言う浪人で、会津藩の激徒と共謀して奥羽列藩の同盟を聞き、かつ、世良、大山等が嘆願書を却下した事に激昂して、「白河は奥羽の喉元であり薩長の輩の手に任すべき地ではない」として城を襲撃し、これを奪回して同盟の応援をしたのである。

閏四月二十三日【新1868年6月13日】、白石の本営を引き払い、福島に軍事局を置く。これは奥羽が同盟して西軍【薩長軍等】と戦うと決定したためで、国老但木土佐成行は仙台に帰って財政を主に担当し、兵器・兵糧米等後顧の憂いが無い様にし、坂時秀は福島に居て、主として軍政を担当し、同盟軍を指揮する事となった。眞田喜平太は幕僚である。兵を割り当てる事は以下の様である。

巻2-8

- | | |
|---------|---------|
| 一 歩兵一大隊 | 福島軍事局警衛 |
| 一 歩兵三小隊 | 参謀 坂本大炊 |

一 大砲 一隊	副 今村鷲之介
一 歩兵五小隊	大隊長 瀬上主膳
一 砲兵一小隊	同上
一 歩兵三小隊	大隊長 佐藤宮内
一 砲兵一小隊	同上
一 歩兵二小隊	会津藩 一柳四郎左衛門
一 歩兵六小隊	二本松藩

閏四月二十五日【新1868年6月15日】、諸軍福島を出発して、白河に向かう。会津藩の一柳四郎左衛門が先鋒を務めた。この日、西軍【薩長軍】は白河城を攻撃した。会津藩の西郷頼母(たのも)、横山主税が防戦して西軍を退却させ、かつ、追撃して斬首13級を挙げ、これを市中に晒した。城西天神町を焼いて防御に便利な様にし、状況を福島に報告した。坂時秀は相馬氏に出兵を要請する書を出した。これから先、庄内藩は使いを出して援軍を要請して来た。このため、小梁川敬治の歩兵一小隊を援軍として送った。

閏四月二十七日【新1868年6月17日】、鍋島、小倉の二藩の兵が海路から東名【とうな：現宮城県東松島市】に着き、上陸して仙台の養賢堂に宿営する。最初に着岸の報告があった時、物議を醸した。即ち、二藩の兵が来て仙台を襲撃するのではないかと人心恐々となった。このため、使者を出して来意を尋ねさせたところ、鎮撫使護衛のために来たとの事であったので、人心少し安定した。

卷2-9

閏四月二十九日【新1868年6月19日】、棚倉藩の使節が軍事局に来て、西軍が棚倉街道から白河を進撃しようとしているとの噂が有るとの報告をした。このため、兵130人を出してこれに備える様にと、坂時秀が佐藤宮内に伝達して備えさせた。この日、瀬上主膳が白河城に到着し、守備の将である西郷頼母、横山主税【ちから】に面会した。守備の将が言うには、閏四月二十日に当城を奪回し、四月二十五日に再戦して少数の兵で戦ったために兵がことごとく疲弊しているとの事である。このため、交替して守備に当たる。坂本大炊が来て、城西天神町王法寺に陣を張る。

五月一日【新1868年6月20日】、本道白坂口関門の守兵が来て、只今午前6時、関門の西8～9丁の所で銃声がしたと報告があった。瀬上主膳が各隊長にその事を伝えた。会津藩の隊長一柳四郎左衛門は歩兵二小隊を率いて原方口に向かい、瀬上主膳は歩兵四小隊と砲6門を率いて本道口に向かい、坂本大炊は歩兵三小隊を率いて会津街道の西方横合に備えた。原方口の守兵が銃を発射して開戦となり、瀬上主膳が部下に一斉射撃を命じた。西軍は道路の並木を盾にして激しく発砲して来た。しばらくして西軍は砲を街路の中央に据えて必死になって発射して来た。奥羽軍の砲手長、沼沢與三郎は砲手を指揮して応戦した。西軍

は多くの死傷者を出して少し退却し、西手の山を下り、身を田圃の中に潜めて前進した。奥羽軍は堀、または樹の陰に隠れながら前進し、西軍との距離は僅か3丁余りである。坂本大炊が元天神山に登って戦況を視察したところ、

巻2-10

敵兵が先だつて要地を利用して胸壁の隅まで前進し、一手は山上に砲を据えて猛烈な発砲をしてきた。このため、奥羽軍は兵を左右に分けて谷間に下りて防戦した。坂本大炊は6～7人を率いて阿武隈川を越えて西へ進んだが、銃弾が頭を貫通して死に、その部下は四散した。瀬上主膳は部下を励まして発砲し烈戦となり、午前10時まで続いた。敵兵は少し後退し、これを会津藩が急いで追撃した。この時に敵兵は城東の棚倉の街道に出現し、猛烈に進撃して来た。この口の守兵は仙台藩、会津藩及び棚倉藩の三藩で構成されていたが、兵数が極めて少なく、防衛は不可能で桜町関門へ退却しそこを守った。諸方の口々は皆苦戦し、各藩の死傷者は多く、会津藩の一柳四郎左衛門は戦死し、

《明治史要には、五月一日、東山道に居た官軍が白河城を奪還した。九條道孝が伊達慶邦の要請により仙台に入ると、米沢藩も新庄に兵を派遣して副総督の沢為量を迎え入れた。沢為量はこれを拒否して、久保田藩に出向いたと有る。》【久保田藩とは秋田藩の事】

横山主税は重傷を負った。敵兵は桜町に放火して急襲したため、仙台藩の兵は城中に退却した。敵兵は城を猛烈に挟撃したため防戦が出来なく、かつ、退却の場所が無くて、止むを得ず抜刀して接戦に持ち込み、わずかに血路を開いて本道及び会津間道に退却した。敵兵は城に入り、仙台藩は生き残り兵を矢吹に集合させ、人数を数えたところ、戦死81人、負傷9人であった。瀬上主膳が生き残り兵を集合させて二本松に退却したため、罰せられた。

五月二日【新1868年6月21日】、白河の敗戦の報を聞いて、参謀の増田歴治、大隊長の中嶋兵衛之助が部下を率いて福島を出発し、二本松に到着して生き残り兵を加えて二大隊として、四日に須賀川に出発する。会津、福島、二本松の藩兵もまた、須賀川に応援に来る。

《明治史要には、五月三日、仙台・米沢の二藩が重ねて奥羽列藩の老臣と仙台で会盟し、更に班師【はんし：軍隊を引き戻す事】を朝廷にお願いし、もし受け入れられなければ朝廷側を肅清し、君側の奸を除き清めることを名目として挙兵して薩長を撃破する事を謀議した。即ち、公議所を白石に開く。越後の新発田、村上、村松、三根山等数藩が同盟に加わったと有る。》

巻2-11

五月五日【新1868年6月24日】、坂時秀が須賀川に来て、諸藩に命令を発して帰った。

五月八日【新1868年6月27日】、鎮撫総督の九條道孝、参謀の醍醐忠敬が仙台を出発して盛

岡に行く。鍋島、小倉の二藩は鎮撫総督に従った。仙台藩の兵、四小隊が前後を護衛した。国境の相去【あいさり：現岩手県北上市相去町】に着いて、護衛を免ぜられて帰仙した。

《明治史要には、肥前藩士の前山清一郎が九條道孝を先導して仙台を出発したのが五月十八日と有る。》

五月二十一日【新1868年7月10日】、仙台藩士の細谷十太夫が須賀川に居て、そこへ細作【さいさく：間者、忍びの者】が来て報告して言うには、敵兵進撃の兆候が有り、警戒をする様にとの事であった。細谷十太夫は部下67名を率いて小田川へ進んだが、敵兵は既に七曲りの山上に整列していた。細谷十太夫は部下に抜刀して一目散に敵兵へ突撃する様に命じた。敵兵は辟易して後退した。細谷十太夫が追撃しようとして時刻を見たら既に夕方を過ぎており、軍に後援がなく、このため兵隊を撤収させ帰陣しようとして太田川に来たところ、敵兵が前面の山上に居て、銃を発砲して戦いを挑んできた。この時、白石勢一小隊が援軍に来、細谷隊【仙台藩】も銃を発して応戦した。この戦いで敵兵を5名倒した。細谷隊は1名が負傷し、その後死亡した。細谷十太夫、名を直英と言い、以前に偵察の命令を受けて、奥羽及び野州【下野の国：現在の栃木県】を廻り、五月一日の敗戦の報を聞いて憤懣遣る方なく、信達二郡及び近傍のならず者浪人共を募集し、67名にして編隊し、衝撃隊と名付けた。銃を携行せず、一刀を帯び、皆黒装束のいでたちである。細谷十太夫は常に部下に、「敵は銃隊で敵間の距離が遠ければ彼らに有利である。

巻2-12

一方、我隊はこれに反して敵間の距離が短ければ有利である。このため、一人二人撃たれても構わずに進んで、敵を突け」と毎戦この様であったので、銃弾の多くは頭上を過ぎて命中することが少ない。このため、細谷隊の向かうところは敵兵が辟易して退却しないことはなかった。敵兵はその為に、次の様な里謡を作って歌っている。(歌の中の「十六ささけは、棚倉藩誠心隊のことであろう」)

細谷烏と十六ささけ なけりや官軍高枕

細谷烏【からす】とは衝撃隊の黒装束をあだ名して烏組と呼んだものである。細谷は笑って、敵兵が私に尊号をくれて鴉將軍と言っていると言った。この日、大松沢掃部之輔(かもんのすけ)が兵を率いて須賀川に行った。

五月二十五日【新1868年7月14日】、列藩出張の諸将が協議して、全軍矢吹に進軍し、明日白河を攻める事としている。

五月二十六日【新1868年7月15日】、白河を攻める。列藩兵を五分割して部署を決め、釜石栄治が砲隊を率いて白河関門に、柴田賛三郎【ぜいざぶろう】が山手に、田中惣左衛門が白河関門東の羅漢山に、白石勢は富士見山に、細谷十太夫は会津藩と先鋒を務め、夜明け方、

兵を進めて一斉射撃をして激戦となった。午前10時になって兵がことごとく疲弊して、援兵もまだ来ていない。先勢が崩れて羽田まで退却した。会津藩の井深守之進はこの戦いで一番頑張った。西軍の追撃は突然で、大松沢掃部之輔が代わって防戦したが、遂に七曲に退却した。中嶋兵衛之助が会津藩の望月新平と共に白河の西、金正寺山【金勝寺山との記載もある】に向かい、

巻2-13

一時、金正寺山を制圧し、西軍を追撃して猶進軍したが、二本松藩の持口が破れ兵が敗走しているとの報が入り、かつ、本道口の兵も敗れて根田【現白河市萱田町根田】に後退したとの事で、西軍が居る金正寺の背後を断とうとして、横合いから急激かつ猛烈に進撃した。会津藩の隊長望月新平や国府辰次郎等をはじめとして死傷者が最も多く出た。12時頃に兵を集合させて永坂に退却し、死傷者を調べたところ、戦死8人、負傷19人であった。

五月二十八日【新1868年7月17日】、坂時秀は笠原中務、太田盛、眞山保兵衛、米沢藩の庄田荘五郎、宮嶋精一郎等を従えて嘆願書を携行し、海路から江戸に行き品川に到着した。この時に江戸は上野戦争【彰義隊】の後で騒擾が酷く、上陸は出来ない状態で有った。坂時秀は仙台藩の軍政を担当しており、江戸での時間を無駄に浪費することを恐れ、太田盛、大衡儀三郎、宮嶋精一郎を代行として京都に行かせて嘆願書を捧呈させることを決め、一行は帰仙することにした。

奥羽列藩家老連署嘆願書

王政復古・更始一新を仰せられ、奥羽の辺土までも布告の趣意を承知しております。上古の聖王達をも越えられ、広大な五大州の中にも比べられるものはないと、聖代【の政治】に浴する事は実に稀な事でこの上なく幸福と人民は歓喜に堪えず、新政を望み申上げております。徳川を始め諸藩追討を仰せられてはおりますが、高貴な宮様を始めとして公卿方、

巻2-14

大総督等を御大職に任せられ、必ずや聖明の叡慮を拡充され、寛仁をもって悪人を懲らしめる定めを正され、降伏の者を受け入れ、まもなくして国内は清寧になるべきと奥羽の二州、日照りに雲を望む気持ちに等しく、御聖断をお待ち申し上げていましたが、仙台で鎮撫使ご三卿を迎え入れましたが、思いも寄らず、即日会津追討の先鋒を仙台に言い付け、至急進撃するべきとの催促ばかりで、このため、広い心での御配慮を仰られるとはとても思えず、加えて、庄内藩の追討を突然に言い出され、奥羽の二州は俄かに騒擾・驚愕し、人民は手足の置き所も分からず、悲痛に堪えない状況です。しかし、勅命はもとより厳格で期限の延期をするような筋合いのことではないので、先鋒応援の各藩からの出兵が有るが、会津藩の容保の件は、悔悟降伏し、城外に謹慎

して居り、更に封地を削減なされているのだろうか伏見で事の処理を誤った謀臣の首級を差し出すとの三か条を以て謝罪したいと仙台・米沢へ申出たので、会津藩の国情を理解・察し、九條殿下に取り次ぎを通してお伝え申上げ、諸藩連名で嘆願申し上げましたが、容保は天下に相容れない罪人で赦免することは出来ず、早々に会津に討ち入り成功を奏上せよとの指図が有り、奥羽一同は困惑しております。先年、長州の暴臣が禁門に発砲した件に関しては寛大な処置がなされたと伺っています。

巻2-15

今は御一新なされたので、猶更寛大なる御処分をなさられるべきと思われますが、容保の謝罪を受け入れず、更に会津攻撃を仰られることは、多くの天下の人々の希望に反するものです。そうであれば、恐れながら王政復古の大業創造の場合に対して如何に処置なされるのでしょうか。みだりに干戈になって聖徳を汚しては却って恐れ多いことですので、解兵し、かつ、太政官へ伺いを出すと決め、総督の九條道孝殿下へその旨を申し上げました。次に、庄内藩にどの様な落ち度が有って朝敵の汚名を下し、追討の令をお出しになったのでしょうか。反復思慮しましたが益々納得が出来ず、前条同様、奥羽列藩で議論・評決して解兵の上、内容を九條道孝殿下へ申し上げました。その際、忌憚無く陳言を申し上げましたので恐縮に堪えないものですが、最高の仁徳を以て民に臨みなされ、一方で一夫その所を得ざる様になされては、天皇のお心の安寧を保つ事が出来ないと思います。いわんや、会津・庄内二藩の存亡と人民の多くの死生が掛かっており、実に重大なる事件なのですから、敗者を受け入れなされ名を正されることは、鎮撫御三卿の賢明な英断をなさられる事と思っていましたが、しかし、参謀の大山格之助、世良修蔵は、恣意的に総督府の命令を歪曲し、かくの如く叡慮に反する行為ばかりです。彼らの個人の行動に至っては貪婪【どんらん：むさぼり】・無鑒酒色【むえんしゅしょく：酒色に飽き足らず】・荒淫【こういん：過度に淫欲にふけること】は聞くに堪えず、

巻2-16

事件の枚挙をしかね、兵卒は乱暴で道理に外れ、かすめ取りを常態となし、至る所で厭苦をしない者は無く、その害は虎や狼より酷いものであると言えます。この様な者共であるので、前述の通り、大事なことを恣意的に処理し、御三卿の御配慮を少しも貫徹せず、全て参謀の虚妄・虚言を受けて、彼らの会津・庄内藩への私怨を晴らそうとしてすることを禁止なされかねるなりゆきであることも衆人誰もが知っている事です。参謀は御三卿に無いものを有る様に申上げていることは、既にこの様な状態になっていますから、徳川を始めとして、諸藩の御追討の宣旨を出され、天下の兵を動かされなさることは必ず、朝廷を虚妄・虚言で危ういものとなさる悪人共の手によるもので、叡慮は申上げるまでも無く、総裁官の始めの真意では決して無かったと思っています。現在は千載一遇の好機と言うべき王政復古更始一新の聖運に当たります。

朝廷の政治をとる部屋に表面では以上の事を口実として虚名を張り、詐謀を企て、陰で大権を盗み暴欲を欲しいままにする国賊が居ると聞いています。速やかに正道にお戻し頂けなければ、どの様な禍乱が発生するのか推測し難く、万一、過去の失敗を踏襲するようなことが有れば、天下万世計り知れない遺憾となることは、これに過ぎるものは無いと思います。宮城を遥拝して、切に庶民を相憐れみ、悲憤慟哭に堪えず、敢えて僭越ながら海内同志の諸藩と共々

卷2-17

協力して大義を尽くし、禍乱を除き、皇国の維持を図ることは元々の願いです。ところが正邪をわきまえず、人心恐々とした結果、賊徒追討の義兵を挙げる勢いが顕然と見えて参りましたので、大きな度量を発揮されて、天下の公義を受け入れ、徳川始め、会津・庄内藩の処置を仰られ、王政復古更始一新の大業を成就なされ、皇国を万全になさられる様、偏に嘆願致しまして、本件お取り次ぎ下さいます様宜しくお願い致します。

月 日

仙台中将内

坂 英力時秀

但木土佐成行

米沢中将内

竹俣美作久嗣

盛岡中将内

野々村眞澄雅言

秋田中将内

戸村十太夫義効

弘前中将内

山中兵部泰靖

丹羽左京太夫内

丹羽一學富毅

卷2-18

松平大學頭内

岡田彦左衛門宣忠

戸沢中務大輔内

舟生源右衛門成定

南部遠江守内

吉田左膳政喜

阿部美作守内

梅村角兵衛次立
相馬因幡守内
相馬靱負胤就
秋田萬之助内
秋田帶刀忠恒
水野眞次郎内
水野三郎左衛門元宣
安藤理三郎内
三田八弥宣隆
松前志摩守内
下国禪正秀定
板倉甲斐守内
池田權左衛門邦知
六郷兵庫頭内
六郷大學政景
本多能登守内
石井武右衛門美質

卷2-19

岩城左京大夫内
大平伊織親成
内藤長壽麿内
池田彦助遊理
立花出雲守内
屋山内記繼篤
生駒大内藏内
推川嘉藤太末彬
田村右京大夫内
佐藤長太夫時秋
織田兵部少輔内
長井廣記季吉
藤井伊豆守内
渡邊五郎左衛門束
米津伊勢守内
根本策馬保雅

六月一日【新1868年7月20日】、西軍の約200人程が泉田【現白河市泉田】に来るとの情報が有り、仙台藩と会津藩との兵が合流して七曲坂まで進軍し、激戦となったが撃退した。西軍は不利となり根田に退却した。仙台藩と会津藩は激しく追撃したので、西軍は益々不利となり根田町に放火して退却しようとしていた。これを見て仙台藩は一斉射撃をしてこれを防いだ。西軍は狼狽して死屍をその場に置いて白河に敗走した。仙台藩と会津藩の死傷者は2人であった。

六月八日【新1868年7月27日】、細谷十太夫が大和田山に陣取り、

巻2-20

西軍は砲を富士見山に据え、仙台藩を撃って来た。十太夫は堡塁で応戦した。敵兵40～50人が山を下りて根田町に進軍した。七曲坂に居た仙台藩の兵士が援軍して一斉射撃で応戦したので、敵兵は支えきれず撤収して退却した。

六月九日【新1868年7月28日】、午後3時、西軍が砲を発して富士見山から進撃して来た。兵数は40～50人で、小銃を連射して来た。細谷十太夫がこれに応戦した。大松沢掃部之輔は銃声を聞き、小田川から来援した。夕方になり、両軍が撤収して帰陣した。

六月十二日【新1868年7月31日】、列藩が大挙して白河を攻撃した。会津・二本松の兵は、本道に向かって、仙台・会津の兵は左に向かい、細谷十太夫・大松沢掃部之輔は各部下を率いて白河入口の愛宕山まで攻め上がる。西側は中嶋兵衛之助・会津・福島を合わせて大谷地村から攻め入り、石切山に居た敵を掃討した。東は棚倉街道の金山口から佐藤宮内が会津、棚倉、相馬の兵を合わせて進撃し、合戦坂から攻め入り、町裏に有った胸壁まで進んだ。敵兵は守備を固めて動かず、しばらくして大挙して一斉に合戦坂を突いてきた。古山幸之進、西田林平は奮戦したが戦死した。仙台藩の兵士は遂に敗れて退去したが、敵兵は追撃して本道に更に兵を集めて来た。石切山に向かう【列藩の】兵がこの状況を見て、苦戦している兵を援護せずに退却したため、本道で奮戦している兵士は大苦戦し、二本松勢が崩れて会津の隊長が戦死した。このため、防衛出来ずに和田山に退却した、敵は兵を二分して和田山を挟撃・急襲した。

巻2-21

死傷者が多く、七曲坂に退却した。敵兵は火を放って和田山の陣を焼却した。大松沢掃部之輔、部下の隊長小栗大三郎、平田小四郎はこれを見て大いに怒り、精兵僅かに44人を率いて左右より進撃して激しく発砲し、敵を退却させ、和田山を奪還した。会津藩が代わって和田山に陣を張った。夕方、敗兵を小田川、矢吹で收容した。

この日【六月十二日【新1868年7月31日】】、仙台藩士の大立目武蔵が会津、二本松の兵を合わ

せて白河の西、下野国の羽太【はた：現福島県西白河郡西郷村羽太】から進軍して米村を攻めた。大谷地口の敗戦後、敵兵が倍加して戦に不利になっており、羽太に退却して防戦し、正午には大苦戦した。会津の隊長相馬太郎を始め死傷二十余人、二本松藩の戦死者十余人を出し、大敗して退却を余儀なくされた。その死傷者を調べたところ、戦死52人、負傷23人であった。

六月十五日【新1868年8月3日】、泉藩【陸奥国南部（磐城国）菊多郡（現在の福島県いわき市泉）】の藩主本多能登守が矢吹の陣営に使者を送り、「正親町【おおぎまち】中將が奥州追討のため、軍艦七艘で東下することになり、【泉藩に】教導を命ずる旨を江戸藩邸の家臣へ命令して来た」と報告してよこした。泉藩の海岸防御のため仙台藩から人数を派遣してほしいと求めて来た。坂時秀は陣中に居て、相馬以南の諸藩は海岸防禦の任に当たることを命じた。この夜、仙台藩士の大立目武蔵が会津藩と合流し、白坂を襲撃し、同町の入口で戦う。夜明け方、撤収して帰陣する。

六月十七日【新1868年8月5日】、棚倉藩の急使が来て、「薩長大村の軍艦が常陸の平潟へ着岸・上陸し、

卷2-22

約800人が奥州関田まで進行の様子で、斥候からの報が有った。棚倉が危なく、援軍をお願いしたい」との事であった。このため、佐藤宮内が会津、相馬の兵を合流させて援軍に行き、白河口の進軍に備えた。

六月二十三日【新1868年8月11日】、終日大雨で、諸隊やや警戒を怠る。

六月二十四日【新1868年8月12日】、明け方、西軍が進撃して来た。諸隊の番兵は敵兵が接近していたのを知らず、銃声を聞いて始めて敵の来襲を知り、急報を知らせようとしたが、道路がぬかるんで、かつ諸川は満水状態で伝令は思う様に任せぬ状態で有った。敵が急襲したため、列藩軍は敗れて棚倉に退却した。敵兵は追撃して城に迫り、城下に放火して前後から挟撃した。このため落城し、城主は仙台に逃げた。諸隊は壊滅し、隊長の森田孫九郎以下戦死16名、負傷1人であった。この日、伊達将監【しょうげん】が手兵を率いて、知行地の水沢【現岩手県奥州市水沢】へ帰って行った。これは九條総督が転陣後、盛岡藩が連盟を離脱するのではないかと噂が有り、その知行地が【水沢と盛岡藩の】国境に当たるのでその防衛に当たるためである。

六月二十六日【新1868年8月14日】、石川大和守が手勢一大隊を率いて矢吹に進軍した。

《明治史要には、六月二十七日、議定の伊達宗城【むねなり、宇和島伊達氏】が自分で仙台に

向かい、伊達慶邦を説諭し、帰順させようと請い、これを許す。【調べたところ、六月二十七日にはこの記述は無く、六月二十九日に記述有り。】 七月十九日、宗城は職務煩忙のため子宗徳を代理として仙台に行かせようと請い、これを許す。【七月十九日にはこの記述は無く、六月二十九日に前述と一括記述されている。】 八月三日、伊達慶邦・上杉齊憲の官位を解きこれを討す。即ち伊達宗徳の東下を止むと有る。》

六月二十九日【新1868年8月17日】、夜、仙台藩参謀の増田歴治が矢吹駅を焼き払い、須賀川に逃げた。この事を諸軍に連絡しなかったため、白河に向かった諸隊はことごとく苦戦した。細谷直英は激怒し、これを須賀川に追いかけて斬って見せしめとしようとして直接詰問した。増田歴治は「不心得を謝罪し、白石本営に行行って謝罪したい」と言ったので、細谷直英はこれを信じて赦免し、別れた。後日、細谷直英は「自分は当時彼を斬り殺さなかった事を悔いている」と知人に語った。

【増田歴治：名前、繁幸、勤王の大節を持し、藩主を諫争して受け入れられずに出兵す。後、明治三年仙台藩権参事、後一関県参事、磐井県権令となる。貴族院議員。仙台人名大辞書より引用】

卷2-23

七月一日【新1868年8月18日】、仙台藩士の大立目武蔵、細谷十太夫が会津、二本松の兵を合流させて白河を攻撃した。細谷十太夫は天神町裏から、大立目武蔵は元天神山に向かい、激戦となり、阿武隈川を渡って元天神の胸壁を奪還した。敵兵は石山に逃げ、二本松の兵が立石山の麓に進んで、敵を攻撃した。細谷十太夫は城裏の馬除堤を占領し、進軍して城を攻めようとしたが、昨夜本道口の諸隊が矢吹を焼いて須賀川に遁走したと聞いて、援軍の無いままで孤軍が敵陣に深く入るべきではないと、兵を撤収して那須原の西に退却した。敵兵は追撃して来たが夕方互いに兵を撤収した。戦死3人、負傷者4人。

七月二日【新1868年8月19日】、日光宮殿下【北白川宮能久親王の事】が仙台に来て、城北の仙岳院【仙台東照宮の西脇、五城中学校隣り】に入られる。仙台藩主親子及び奥州列藩の重臣一同が拝謁を許可される。先年、殿下は上野の兵乱を避けて海路より小名浜に到着し、潜行して輿を会津に止め、使いの僧を出して殿下の深意を告げて奥羽列藩に依頼した。仙台藩主が手書きでその旨を臣下一般に告げ、かつ、殿下の輿を迎え入れた。仙台藩主の手書きは次の通り。编者曰く「この御直書【勅書】並びに添書は共に六月二十五日付ではあるが、事の多岐に広がる事を恐れここに併記する」と有る。

大義を伸べ、皇国を維持する件は、先日申し聞かせた通りであるが、今般、日光宮様は、奸徒が朝権を窺い大政を乱し、

卷2-24

海内騒擾し万民塗炭の苦しみを味わっている事に哀悼の意を表され、禍乱を取り除き皇国を安堵なさる思いを決めなされ、厚く依頼なされたので、今般、賊徒追討のた

め出陣を命じたので、大小の諸臣が奮励尽力し、皇国のために忠義を尽くし、宮様のお考えを貫徹するように致し、自分【仙台藩主】の志を成就し功名を立てるように。詳細は奉行と共に申す。

御奉行添書

大義を伸べなされ、皇国を御維持なさるお考えは、先日仰られた通りで、今般日光宮様は、厚く依頼なされたので、賊徒追討の出陣の件は御直書【勅書】をお出しなされた通りですが、会津への解兵後、賊徒が無名の【名分の立たない】軍を結成して白河を襲撃し、退散しないうちに、王命を偽り奥羽追討と称して薩長等の賊徒共数百人、蒸気船等で江戸を発し、常陸の平潟へ上陸し、両道から敵に攻め込まれ、更に追討を引き延ばされては賊兵が気焰を増し、奥羽騒擾に至ります。その様になれば、かねてからの考えと日光宮様のお考えを速やかに御貫徹なさることも出来かねるのか推測し難く、特に大事な時期につき、御出陣し諸事に御指揮なされる事になり、御家中全体が覚悟して、御供等命令されない者共までも、命令有り次第即時に出張し、皇国のために挺身忠戦に励み、前述のお考えを貫徹・功業なされ、

卷2-25

家中の面々も忠義の名を表し、身を立て家を興す様に奉仕するようにとの事です。

辰六月

御奉行衆連署

この日、日光宮様から以下の令旨【りょうじ：皇太子と三後の命令を下達する文書】を頂く【黄色の部分は原文】

嗟呼薩賊 久懷凶惡 漸恣殘暴 以至客冬 欺罔幼主 威脅廷臣 違先帝遺訓
而黜摂関幕府 背列聖垂範 而毀神祠仏閣 陽徇王政復古 陰逞私慾 百方構架
以負冤於故幕府及忠良十餘藩 遂至脅挾 鸞輿駐蹕於浪華 矯令諸侯 而興六師
虐使百姓 而奪恒産 四海鼎沸 五倫將墜 大逆無道

ああ薩摩の賊徒共、思い起こせば凶惡にして、次第にほしいままに残虐になり、去年の冬に至ってしまった。政治に不慣れな幼主【明治天皇の事】を騙し、廷臣を威嚇して先帝【孝明天皇】の遺訓を捻じ曲げ、摂関幕府を退け、代々の天子の手本に反して神祠仏閣を壊し、王政復古を唱える。恐ろしいほどの私欲を隠し、あらゆる方向に手を尽くして旧幕府の忠良十餘藩に無実の罪を負わせ、遂に恐喝に至った。賑やかな街である大坂に天子の御輿の先払いを止め、諸侯に偽りの命令を出して天子の軍隊を作り、百姓を虐使して土地等の恒産を奪い、日本全土を騒ぎ立たせ、道徳的価値の消滅に至らせて、大逆無道の状態となってしまった。

千古莫之比焉 今以匡正之任 囑之其藩 宜明大義 諭諸遠近 克盡熊虎之力 速

殊兇逆之魁 以上解幼主憂悩 下濟百姓塗炭矣 都勉哉 天下所望 雲霓已久 四
民所迎 食漿維新 勝算固不容疑者 輪王寺一品大王 鈞命如件

大圓覚院

慶応四年戊辰七月 義 親 花押

清浄林院

堯 忍 花押

仙台中将殿

千古の昔よりこれに比べるものは無い。今、【奥羽越列藩同盟が】国情を正さんとする
任務は將に仙台藩であり、宜明大義である。遠近の諸藩を説得し、強力な熊や虎の様
な力を尽くし、兇逆の芽吹きを速やかに滅ぼす。以上であれば、幼主【明治天皇】の憂
悩も解けて、百姓の塗炭の苦しみも解消する。まさに勉励すべきものである。天下が
所望しているのは、雨後の虹の様な自然なものであり、四民が望み迎え入れるのは食
酢の新しくなることで有り、勝算はもとより疑い入れるものではない。

輪王寺一品大王【日光宮、北白川宮能久親王】の鈞命【きんめい：貴人の命令】は以上である。

大圓覚院

慶応四年戊辰七月 義 親 花押

清浄林院

堯 忍 花押

仙台中将殿

卷2-26

副 書

この度、奥羽越列藩が天下を匡正し、奸賊を掃蕩する義挙を起こした事は、宮様が非
常に厚く御依頼なされた事で、ついては、諸事を列藩で会議の上、処理する事は勿論
であるが、管轄の任を定めない事には監督が不行届きになるのではとお思いになるの
で、当分の間、仙台中将殿、米沢中将殿、両所で検討すべきものとどうしても良い様な
利鈍を斟酌して施行を行なわれる様お願いしたい。

辰七月

執事

日光宮様奥州御動坐布告文

薩賊の兇暴は古今その比を聞かず、恐れ多くも日光宮様を禍に陥れ、徳川慶喜公に冤
枉【えんおう：無実の罪】の厳譴を負わしめ、その誤りを雪(すす)ぐ方法が見当たらない。
涙を呑み、手を束ねて殆ど屠殺にされようとしている。日光宮様は累年の御厚誼をお
考えなされ、深く憂慮し憐れまれ、慶喜の冤枉を明白にしようと二月下旬に法興【ほ
うよ：みこし】を使って駿府城に行き、大総督府へ対顔し、伏見の事件の顛末を詳細に
申上げたが、薩賊は勅命を歪曲して言うには、「慶喜恭順の実効が出てくれば必ず寛

大に処理なされ、家系・禄地等皆憂える事は無い」と。日光宮様は、その誣罔詭詐【ふもうきさ：有りもしない事を有る様に言い、嘘いつわること】を洞察していたけれども、勅命という名が極めて重く動かしがたく、江戸に帰り慶喜公に内容を告げられた。慶喜公は祖宗創業の城を開城し、

巻2-27

水戸に退隠し、兵器・軍艦等を朝廷に献上し、実質何も無く立ち去られたが、朝敵の厳譴はついに赦免無く、いたずらに他郷荒陬に孤囚となられた。日光宮様は益々哀しみ憐れまれて、しばしば御手紙を大総督官に遣って寛大な処置を下される様、御進言なされたが、薩賊が擁蔽【ようへい：おおいかくすこと】して御書を通させず、あまつさえ、日光宮様の英明を嫌って排除を図り、上京を促した。江戸の市民がこの事を知って、市中及び近郷の数万の人々が各々嘆願状を捧げ、出発しようとしている輿を御止め申し上げたので、人々の誠心誠意を深く可哀そうに思われ、出発を引き延ばしなされたが、薩賊はまた、総督府の命令と称して登城を促し、城中に留め置こうとしたが、日光宮様は所労のため登城を断られた。薩賊は種々の奸計を巡らして、日光宮様を排除しようとしたけれども、上手く行かず、遂に三條実美等と共謀して五月十五日の未明、東叡山【上野寛永寺】を暴襲して勅額の掛かる中堂諸社、日光宮様御殿に至るまで砲弾で焼き討ちし、僧徒を殺戮し、財物を掠奪し、殘剋貪婪【ざんこくどんらん：残酷で欲深い事】を極め、日光宮様を搜索する事、甚だ細かいところまで厳しく行われた。日光山【輪王寺】も賊軍の拠点となって道を失ってしまったが、奥羽列藩、大義会盟の由を遠くでお聞きになられ、勿体無くも皇胤【こういん：天皇の血筋】の御身を以て下賤の微装を着し

巻2-28

大波を凌ぎ險路を攀(よ)じ遼遠僻隅【りょうえんへきぐう：遥かに遠い僻地】の奥羽に下られて兇賊を平定し、朝廷を清明にすることを諸侯に託し給う。元より、日光宮様には先帝【明治天皇の父親である孝明天皇の事】の勅命により出家入道したまい、確固たる御道心にて慈悲忍辱仏法の本旨を以て、万民が塗炭の苦しみを味わうのをお救いになろうとの思し召しなのである。万民が塗炭の苦しみを味わっているのは結局のところ薩賊の成す所であり、この賊を打滅し国家太平万民安楽に帰するは即ち、仏法の本旨、日光宮様の深意である。ああ誰か皇国の民でないものがおろうか。誰か皇胤の尊きを知らない者がおろうか。

薩賊の兇暴奸詐は既にこの様であるから、例え天日が地に落ち、海水が枯渇しようとも誓ってこの薩賊と世を同じくすることをせず、乞い願わくは、遠近の庶民が日光宮様の尊意を感戴し、全力で雲霧を払い、東叡山【上野寛永寺】に宮様をお帰し申し上げられん事を。天下の士民がその事実を明らかにせず、日光宮様の深意をわきまえず、

南北両朝の故事を付け加えて有りもしない事を有る様に言いくるめる事を恐れる。故にその大略を記して遠近に布告するものである。

慶応四年戊辰七月 奥羽越公儀府

巻2-29

また、殿下より頂いた令旨は漢文であり、庶民が了解することは難しいので、意識して庶民に告げた。

日光宮様御令旨訳文

薩賊は長い間兇惡な思いを抱き、次第に残暴を欲しいままにし、昨年の冬になって幼主【明治天皇】を欺き廷臣を威嚇・脅して先帝の遺訓に背き、摂関幕府を廃止し、列聖の垂訓に反し、神祠仏閣を潰し、陽に王政復古を唱え、陰に妖教維新を謀り、腥羶左衽【せいせんさじん：なまぐさく、文明未開なこと】の夷靴を延べて金甌鼻無【きんおうきんむ：完全無欠で隙間の無い事】の天皇を汚し、百方構築して罪を旧幕府及び十余藩の忠良に負わせ、遂に鸞輿【らんよ：天子の御輿】を脅して蹕【ひつ：先払い】を浪華【大坂】に留め、諸侯に偽命令を出して六師【りくし：天子の軍隊で7万5千人の兵隊で構成】を結成し、百姓を虐使して恒産を略奪し、日本全体が沸騰し、五倫がまさに地に落ちようとしている。大逆無道で千古これに比するものは無かった。今、政情を正しくする任をその藩に委嘱するので宜しく大義を明らかにし、これを遠近に説明して同意を得、かつ、熊・虎の様な力を発揮し、早急に兇逆の首謀を除き、上は幼主【明治天皇】の憂悩を除き、下は百姓の塗炭の苦しみを救うべきである。全て務めんか。【干天に】天下が雲霓【うんげい：雲と虹】を望んでいる事は既に久しく、市民は新らしい食漿を迎え入れようとしており、勝算は元々疑うべきものでない。

輪王寺一品大王鈞命執達如件

大圓覚院

慶応四年戊辰七月 義親 花押

清浄林院

堯忍 花押

巻2-30

大義を伸べられ、皇国を維持されるお考えは、徐々にお話しなされる通りですが、今度、日光宮様より御令旨をくだされた事につき、詳しく御説明になりたいというお考えです。そもそも、当春会津追討の朝命を蒙りましたが、同国の件は多年の忠勤で守護して参りましたが、天朝は既に先帝の時から厚い褒詞を下されておるほどの義、その点は全員心得て仕事に励んでいたところ、当正月三日伏見での発砲の件は全て彼【薩賊】より兵端を開き、錦旗を差し出したのはその翌日の事である。朝敵の跡【実際に朝敵の行為で有ったか否か】は頗る不鮮明で有り、その節、太政官へ建白の件も有ったが、奸臣が雍塞し、朝廷へは御達しを出すことも出来ないうちに、にわかに奥羽鎮撫

三卿が東下することになり、薩長等の参謀付添が会津追討の先鋒を急がせる督促を仰られた。元々朝命は是非に及ばず、数万の軍費も厭(いと)いなされず、大軍が出張し、先鋒は既に応戦に及んだところであるが、会津より伏見発砲の件は軽率の至りで、天皇を驚かせたことは恐れ入る事であり、城外にて謹慎・封地を削りになり、伏見の処理を誤った謀臣の首級を差出すとの三條を以て謝罪申し出た事により、奥羽列藩一同は評決の上、嘆願書を差出したが、容保は天地に相容れない罪人で、

巻2-31

赦免は難しく早々に会津に討ち入り、成功の報を奏する旨仰せられ、一同驚き、密かに九條殿下のお考えをお伺いしたところ、全く以上の様な真意は無く、全て参謀世良修蔵、大山格之助等が私怨を報いるための一味の狂暴に出たもので、その時に往復書簡に詳細な内容が記載されており、その後肥前藩の兵士らが船で来て鎮撫三卿を擁護し、南部・秋田等の転陣になり、秋田・新庄等も盟約に背き、奸賊が国境に迫り、南方は薩長等が多数の無名な指導者を用い、白河・岩城等を襲って奪い、前後に敵と対面し、防戦も容易ならない事になってしまった。がしかし、元より皇国の大義を伸張なされ、国論を確定なさる事、殊に今般、日光宮様は、当天皇の叔父に当たる御関係であり、奸賊を排除し、天子のお心を安んじたいというお考えで有り、当藩を深くご信頼なされ、全くかねてからのお考えとぴったり一致しているので、御家中全員覚悟して奮発し、身命をなげうって忠戦を尽くし、以上のお考えを貫徹し、功業を樹立される事は勿論の事として、下々の賤民に至るまで深く理解する様に心を使われ、直ぐに日光宮様の令旨の訳文を作成する様に仰せ付けられ、板行【はんこう：版木を作って印刷する】の上、布告なされた。このため【奥羽列藩の】全員がこれを拝見・熟読し、各自が正義に向き合い、不義に背いて上下が尽力し、国家と共に生計が成り立つ様、熱心に心掛ける様に仰せられた。

辰七月

巻2-32

この日【七月二日】、米沢藩の歩兵一中隊が守山【現：郡山市守山】を經由して岩城に進軍した。平(たいら)城【現：いわき市平】を応援しようとしたためである。

七月三日【新1868年8月20日】、仙台藩主が坂時秀に陣代【主君に代わって戦場に出て軍務をとる者】を命じ、参政眞田喜平太、投機隊長櫻田敬助及び涌谷(わくや)勢歩兵一大隊を率いて仙台を出発し、白河口に向かわせた。先日、仙台藩主は自ら出馬して諸軍を指揮し、西軍に対峙しようとは家臣一般に告げたが、軽い病に罹り急に出馬が出来なくなり、坂時秀に代理を命じたのである。出発に当たり、仙台藩主は特に坂時秀を招いて、銘刀「正宗」を下賜し、「指揮に違反する者は切り捨て、全軍に従わせよ」と命じた。坂時秀は感激して拝謝して退席した。

七月七日【新1868年8月24日】、大隊長の塩森主税が登米勢歩兵一大隊を率いて棚倉城を奪回しようとして郡山を経由して三春に進む。

七月九日【新1868年8月26日】、福島 of 城主板倉甲斐守は老臣松原作左衛門を従えて、仙台に来て仙台藩主と世子(せいし)宗敦(むねあつ)君に面会した。仙台藩主は佩刀【はいとう：差している刀】及び二連発銃を贈って遠来の労を感謝した。

七月十五日【新1868年9月01日】、奥羽列藩同盟は大挙して白河を攻撃した。仙台藩の軍は大敗して鏡沼【現：福島県岩瀬郡鏡石町鏡田】に退去した。これより少し前に、坂時秀は須賀川に到着し、列藩の諸将を会わせて一挙して白河を奪還することを評議し、諸将の攻撃地点を定めて、早朝に兵を進軍させて

巻2-33

根田町入口で戦闘が開始された。前日より大雨が降っており、道路はぬかるんで進退が思う様にならず、敵兵が横合いの山手に潜伏し、列藩軍が通り過ぎるのを待って、その後ろを襲撃した。列藩軍は前後から敵の攻撃を受け、銃弾が雨あられと降り、非常に苦戦して会津藩の兵が先ず潰れた。全軍が現状を維持する事が出来ず、遂に鏡沼に退却した。この戦で戦死者18人、負傷者20人が出た。

七月十六日【新1868年9月02日】、堅森主税が三春、二本松、会津棚倉の兵を合体して、棚倉を攻撃しようとして、石川郡浅川の古館山から進軍して浅川の渡しを隔てて、砲戦となった。敵兵が釜の子より出撃して会津兵を撃破し、浅川の後方に出た。三春の兵は途中で反転後退したので、仙台藩の兵は非常に苦戦した。このため、進軍を止めて帰陣し死傷者を調べたところ、戦死17人、負傷者7人であった。この結果を踏まえ、列藩兵を須賀川及び郡山に引揚させた。一時、三春、守山二藩の挙動が非常に不審であり、細谷十太夫が部下に命じてその実情を偵察させたところ、反盟の形跡が顕然となった。このため、列藩の会議で諸将が三春、守山を急襲しようと打ち合わせた。その場で、仙台藩の将、氏家兵庫は「二藩が反盟の動きが有るとしても、まだ判然とした離反の確証が無いので、同盟の藩を攻撃すれば、人心の離反が有るかあるいはこれから始まるかもしれない。そのため、自分が三春に行って詳しくその動静を偵察したい」と言って、兵を率いて三春へ行った。ところが、氏家兵庫は却って三春藩に騙されて、同藩をかばって、「決して反盟したわけではなく、

巻2-34

【三春藩が全軍の意に反して】棚倉攻撃の際に反転・退却したのは、まさに誤りであった」と事柄の経過を会議で報告した。諸将はその【氏家兵庫の】報告を信じて、その後遂に大敗し

てしまった。氏家兵庫、名前は厚時と言ひ、後に「半人」と称していた。【氏家厚時：明治二年仙台藩大参事となる。明治十三年第七十七銀行を興し頭取に選ばれる。仙台人名大辞書より引用】

七月二十三日【新1868年9月09日】、泉の城主、本多能登守が家族を挙げて仙台に移る。これは泉城が落城したためであり、その戦況は岩城口戦争の部に詳細に記載してある。

七月二十八日【新1868年9月14日】、細作【間者、忍びの者】が来て、「三春が反盟して敵軍を先導し、二本松を攻撃しようとしている模様である」と報告した。列藩諸将は急いで出兵し、二本松を応援しようとしたが、敵兵は本宮に進撃してその途中を遮断した。仙台藩の塩森主税、細谷十太夫、大立目武蔵は部下を率いて援軍に行った。細谷十太夫、大立目武蔵等は発砲し、激戦となった。三春、守山二藩の兵は元々地理に詳しくて巧妙に間道を廻り、列藩軍を挟撃した。このため、防戦が出来ずに高倉【現：郡山市日和田町高倉】に退却した。その後、大松沢掃部之輔の兵を合流させて高倉山に上り、砲戦となった。やや長い時間砲戦が続いた後、敵が大挙して猛撃し、列藩軍は遂に敗退した。死傷者を調べたところ、戦死45人、負傷者33人であった。

七月二十九日【新1868年9月15日】、早朝、敵兵が二本松の南、三ツ石から進撃を開始した。列藩軍の氏家兵庫は兵を率いて松の坂に出た。敵兵は三ツ石の守兵を破り、阿武隈川を渡って松の坂を攻撃したが、列藩軍は良く防戦した。本宮口の方から会津藩の兵が敗走して来た。敵兵は急に二本松城に迫り、城を守っていた兵は防戦出来ず、城主丹羽左京太夫は城を出て、会津に遁走した。列藩の兵は皆潰れ、城兵は火を城に放って逃げた。

巻2-35

城は遂に陥落した。その死傷者を調べたところ、戦死者31人、負傷者1人で有った。仙台藩の軍は【二本松と本宮の】中間にあって、前後を敵兵に囲まれ、糧道を全く塞がれているため、兵を撤収して会津に退却し、米沢を経由して福島及び桑折に出て、国境を固めて敵兵の進撃を待つ。

八月一日【新1868年9月16日】、輪王寺宮公現法親王【日光宮、北白川宮能久親王】が手書きの書を出して仙台藩主の出馬を促した。【黄色部分：輪王寺宮の書翰】

誼涼適身之候愈御清栄令大悦候扱今晚片倉小十郎ノ急報側向之者内々披露之處其書
ニ曰く二本松モ落城福島ニモ立退き同所軍事局モ引き払い追々米沢・若松始出張之人
数繰返シ賊兵勝ニ乗ジ川筋モ段々下り瀬上辺ヘモ追々押入桑折宿陣モ無心元依而
直々引返候ト云々右之様子ニ而ハ最早御国境ヘモ立入候哉ニ相聞至急之場合ト存候
間大奮発被有之不回時日賊徒打滅候半而ハ不相成事ニ而此方ニモ甚心細ク存候間乍
御苦勞速ニ御出陣諸隊勉励目出度成功候様致度此旨極内々御頼申入候余情理乗院ヨ
リ可申述候也

公 現

八月一日夜認

中 将 殿

再白時下折角御厭專要ニ存候本文之趣内々之事ニ付必ス御他言御無用致度

早々

凌ぎ易い涼しい気候となり、益々御清栄の事と大悦の至りです。さて今晚、片倉小十郎からの急報が有り、側向きのものが内々に披露したところによると「二本松も落城し、福島へ退却して同所の軍事局も引き払い、追々米沢・若松を始めとして【仙台藩から】出張の人数を繰返すが、賊兵は勝に乗じて川筋を【下流側に】段々下り瀬上【せのうえ：現福島県福島市瀬上町】辺へも追々侵入し桑折宿陣も心もとなく、よって直ぐに引き返す予定」との書付でありました。以上の様子では、最早仙台藩の国境へも賊軍が侵入してくるとも聞こえ、至急の状態になっており、【仙台藩が】大奮発して直ぐに賊徒共を打滅しなければ事が進まず、こちら【輪王寺宮】としても甚だ心細く思っています。御苦勞ながら速やかに御出陣なされ、諸隊を勉励して目出度【賊徒打滅が】成功される様に、この旨を極内々に申し入れた次第です。その他の事は理乗院より申し述べます。

公 現

八月一日夜認

中 将 殿 【伊達慶邦公の事】

本文は内密の事で、他言は無用にしてください。

早々

卷2-36

八月十九日【新1868年10月04日】、法親王がまた自書の手紙をお出しになられたので、仙台藩主が返信を出された。【法親王の親書】

秋冷之折柄愈御安泰珍重不斜候扱片倉氏事ハ旧来之名家ニ而別而当小十郎並家来共迄大奮発之由承候就而ハ福島辺エ其藩ヨリ出張之兵隊ハ同人エ総括指揮等ノ儀委任被有之而ハ如何可有之哉右等彼是心配之餘リ御相談旁自澄院差遣候委曲之儀ハ自澄院ヨリ可申述候也不備

八月十九日

公 現

中 将 殿

猶々時下折角御厭專要ニ存候在陣中嘸々多事察入候何卒早々御成功祈入候也

秋冷の折柄、益々御安泰の事とお喜び致します。さて片倉氏の事は旧来からの名家で、別ても当小十郎並びに家来共迄【戊辰戦争においては】大奮発している事を聞いております。ついては福島辺りへ【仙台】藩より出張の兵隊は同人【小十郎】へ総括指揮等を委任されては如何で有りでしょうか。右等、かれこれ心配の余り御相談かたがた自澄院

を差遣しました。詳細は自澄院から申し述べさせます。

八月十九日

公 現

中 将 殿

尚、時節柄御自愛ください。陣中は多事と思いますが、早々の成功を祈念致します。

【仙台藩主の返翰】

謹而 御直翰奉拝見候抑家来片倉小十郎祖先以来之家名且当小十郎並家来共迄奮励
罷在候次第被為 聴召仍而福島表エ出張之兵隊同人エ総括指揮等之儀委任致候様被
為思召以御使僧蒙 御懇命於慶邦冥加至極難有仕合謹而奉畏候巨細自澄院エ申合候
間被為 聴召度奉伏願不顧忌諱御請奉申上候

慶邦誠恐々々頓首百拝

八月二十一日

仙台 中将

謹んで御直翰を拝見致しました。そもそも家来片倉小十郎は祖先以来の家名であり、
且つ当小十郎並びに家来共迄奮励している姿をお聴召され、福島表へ出張の兵隊を同
人へ総括指揮等を委任する様に思召され、御使の僧から御懇命を頂き、慶邦としては
冥加に尽きるもので、有り難き幸せと謹んで畏れいり奉りました。子細に付きまして
は自澄院へ申し含みました。お聴召されたく、忌諱を顧りみず伏してお願い申し上げ
ます。

慶邦、誠に恐れいります。頓首百拝

八月二十一日

仙台 中将

巻2-37

仙台国老但木成行より俄国【ロシア】領事官へ、奥羽越列藩家老より普国【プロシヤ：
ドイツ北部から ポーランド西部にかけての王国】領事官へ及び北方諸侯等より合衆国公使へ
送付した書簡は以下のもの 【黄色部分 原文】

與俄羅斯国領事官粥智窩書

仙台国老但木成行再拝謹啓

俄羅斯国領事官粥智窩君下執事。

貴国東境、與我仙台邊封、諸島連接、烟火微茫、唯隔一衣帶水耳、夫辺地太近。即人
自易親。々則通信納交、亦事理所宜。然而我藩未嘗馳一介行李、以通懇懃者、無他、
以其於国体時勢有所不可也。側聞執事、膺大国榮選、為領事之官、来在函館港。而弊
邑学生、往受業於尼谷来先生者、往々称執事虚懷容人之徳不己。是宜縞紵相贈、以定
交誼者矣。所憾僕以匪材宰一藩之政。百務鞅掌。日不暇給。其越境而與外人交接。勢
有所不及焉。願我松嶋於函館。雲濤相連、航路非遠。若駕火船 以南其輪則蒸氣烟中
可一蹴而至耳。仰望執事。察僕眷々跂望之志 而不厭一葦杭之勞。朝発夕到。惠然見
臨。以使僕輩得面晤款接。更有所咨詢、則不唯一二宰臣之賜。実我国君之大幸也。因

今稟之國君。特擇參政以下諸僚屬。充使節之任。以代僕達其意於左右。不腆弊產錄在別幅、非獻也。聊以為好也。時維盛夏。炎威逼人、伏惟執事。為兩國君民自愛焉。成行頓首。

慶應四年六月 仙台國老但木成行

花押

俄羅斯國領事官弼智窩君下執事

ロシア國領事官ビチョフ殿

【当時のロシア領事館は函館に在り、領事官の名前はEvgenii Karlovich Biutsovであった。外務省調査月報2010/No. 2「明治時代の東京にあった外国公館(1)」より引用。名前に用いられている「窩」は、カ或いはワと発音するが、フと呼ぶのであれば「富」が適切かと思われる。「炎の時代」大池唯雄、昭和45年10月、河北新報社、では「富」と言う字を使用】

仙台國老の但木成行が再び謹しんで啓し上げます。

ロシア國領事官ビチョフ殿下執事殿。

貴國の東境は、我が仙台辺境と諸島連接しています。このため烟火がかすかに見える距離で、唯、海が有って隔てられていますが非常に近い距離に有ります。即ち人々はおのづから親しめば、通信も交際もしやすいです。しかしながら、仙台藩はいまだかつて、一回も使者を貴國に送って誼を求めたことはありません。これは他でもなく、日本の国体・時勢のため叶わなかったものです。聞くところによれば、執事は大国ロシアの栄選を受け、領事の官となり函館に港に在ることです。我が仙台藩の学生が、【函館の】尼谷来先生【ニコライ：ロシア正教の伝道師】の所に行って業を受けたことが有り、その時、ちよくちよく執事の事を先生は虚懷容人之徳【己を空しくして人を受け入れる広い心】が有る人と称していました。ここに縞紵【こうちょ：友情を表す贈り物】を贈呈して、交誼を結びたいと思います。残念ながら私は、幸には適さない人材ですが、仙台藩の政治を行い、色々の職務に日々忙しく働いています。国境を越えて外国人と交際するには力及ばない情勢です。しかし我が松島と函館を顧みした場合、海が連なり航路は遠くありません。もし、蒸気船で南下すれば一瞬にして到着致します。執事殿を迎えお会いしたいものです。私が足を爪立ててあなたの来航を待ち焦がれている事をご察しの上、「一葦杭之勞」【と言う言葉が有りますが、貴國の船は大船であれば直ぐに仙台に着きますので、】どうか船旅の勞を厭わずに来てください。朝に出発すれば、夕方には着きます。喜んでお待ちします。そうすれば貴殿と対面してお話が出来ます。更にお尋ねしたい事が有ります。そうなれば唯一人二人の重臣にとって有難いだけでなく、実に我國君の大幸です。よって今國君の命を受けて特に參政以下屬僚を選んで使節の任を当て、私に代わって気持ちをあなたの近侍の者に伝えさせます。大したものはありませんが、本藩の産物を別紙に書き出しました。献上するということではなく、聊か誼を結びたいのです。季節は盛夏で、体調に気を付けてください。両國民のために、

ご自愛の程を。成行頓首

慶応四年六月

仙台国老但木成行

花押

ロシア国領事官ビチョフ殿下執事殿

卷2-38

プロシヤ国領事官某君宛ての書翰 【黄色部分 原文】

與普魯社国領事官某君書

奥羽越列藩執政大夫等、謹告普魯社国領事官某君下執事。方今新瀉開港之議決矣。貴国先衆早來。風濤万里、賢勞可想。抑我北境開港。今日為始。則不止貿易一事。百般技芸、器械諸術之開。亦可期日以待。実東北列藩之大幸也。東北列藩於是乎有不可不先告者焉。謹按我大日本国。自徳川氏復累世繼承之政權於天朝。天子幼冲、万機草創、而奸臣乘隙、挾私意以擅朝權。是故其所令、莫有一出乎至誠惻恒之意。專逞殘酷殺伐之威。以厭服天下諸侯。天下諸侯畏其凶焰、争為之驅役。而中心不敢服者、蓋十之八九。則祖宗神靈之所照鑒、天下億兆之所切齒、不久而元惡誅、而大義顯。兄弟和、而君臣睦、亦勢之所必至。否則皇国獨無天也、無人倫也。寧有此理哉。我奥羽越列藩、君臣上下、察其如此。公議一定、同盟相結、以伸大義於天下、而強暴之來者、擊以卻之。其去者不必追、以維持皇国、而待天子聖明之治、而已矣。顧海外各国諸公使領事官等、傍觀熟視、早已有洞察之矣。雖然、我列藩同盟之心、苟非著之文字、以明白其情実。則邪正曲直之弁、或不了々、而奸賊之徒、偽造王命、以乱其順逆。亦、不可不慮也。是以敢告焉。望領事官執事、諒僕輩之至衷。傳之各国諸公使、以明其無他。則於異日結信締交之事、有所公然易為也。伏惟執事、虚懷商量、勿咎其唐突、則幸甚幸甚

慶応四年五月 仙台国老但木成行以下

奥羽越列藩家老連署

奥羽越列藩の執政一同は、謹んでプロシヤ国領事官某君下執事に申し上げます。今般、新瀉開港の儀について、貴国は他国に先んじて早急に入港なされた。【実際の開港は1869年1月1日新暦】 波頭万里の道はさぞかし御苦勞の事と存じます。そもそも日本の北境を開港する事は今日初めての事で、貿易一事に止まらず、技芸、器械諸術の百般の開けることも又近い将来のこととして待たれるものです。。この事は、実に東北列藩に取って大幸と言うべきものです。そこで東北列藩が先に申し上げなければならないことがあります。謹んで、我が大日本国について考えてみますと、徳川氏が累世繼承の政權を天朝に還されて以来、天子【明治天皇】は幼小で万機が草創の時代のため、奸臣共が隙に乗じて私意を挟んで朝權を欲しいままにしています。これゆえ、その命令は一つとして誠実で常に痛み悲しむ心が無く、専ら残酷さを作り上げ殺伐な威嚇を思う

ままに用いており、それによって、天下の諸侯を圧服しています。天下の諸侯は、彼等の凶暴な感情を恐れ、争って追い立てられこき使われています。心の中で敢て服そうとしない者は恐らく十人中八九人になります。則ち祖宗神靈がご覧になり、天下億兆の人々が齒ぎしりする事が当然で、程なくして元悪は誅せられ、大義が顕われます。兄弟和し、君臣が睦み合うこともまた時勢の必ず至すところです。そうでなければ皇国は獨り天無く、人倫無しということになります。どうしてそんな道理がありえましょうか。我が奥羽越列藩では君臣上下がこの事を察し、公議に掛けて物事を定め、同盟を相い結び、大義を天下に拡張することにより、強暴な者が来た場合はこれを撃退し、去る者は必ずしも追わず皇国を維持し、天子が聖明なる治政を行うのを待ちます。顧みますれば、海外各国の諸公使領事官等は【戊辰戦争の動向を】傍觀熟視しており、早すでに結末を分析しています。しかしながら、かりそめに我が列藩同盟の精神を文字に著して、その情実を明白に述べてはいないので、邪正曲直の区別がもしかするとはっきりとはわからないかもしれません。しかし、【薩藩の】奸賊の徒は王命を偽造して秩序を乱していることもまた考えなければなりません。このため、敢えて申し上げます。領事官執事殿には我々の本心を理解し、他意【軍事力の援助要請】は無い事を各国諸公使に伝えて貰いたいと望む次第です。そうすれば他日親交を結ぶことも容易なこととなりましょう。謹んで執事殿に申し上げますが、わだかまりなくご検討頂き、私共の書翰を唐突な事とお咎めなければ幸甚に存じます。

慶応四年五月 仙台国老但木成行以下

奥羽越列藩家老連署

卷2-39

《横尾東作は「本書を左記の如く改訂し新井常之進をして十一通を浄書せしめ、七月七日英国小軍艦アルビアン号に塔じ新潟を発し横浜に航し各国公使領事に配布せしむ」と言った。【横尾東作、とうさく：仙台人名大辞書によれば、27歳の時藩命により横浜の米人宣教師ジェームズ・ブラウンについて英学を修むと有る。】

『奥羽越列藩軍務総督等。謹告 普魯社国領事官。我日本国自定和親通商之事。 而来海外各国。相共来往。万里風濤親如担途。貴国於是亦邦盡心焉。則不止貿易一事。百般技芸器械諸術之開。亦可期日而待。実我国之大幸也。於是乎。奥羽越列藩。亦有不可不大告者焉。謹按我国。自徳川氏復累世繼承之政權於朝廷。天子幼冲。万機草創。而奸臣乘隙。挾私意以擅朝權。是以其所令。無一有出乎至誠惻怛之意。而專逞殘酷殺伐之威。厭服天下諸侯。天下諸侯。畏其凶焰。争為之驅役。而中心不敢服者。蓋十八九。則祖宗神靈之所照鑑。天下億兆之所切齒。不久而元惡諫。而大義顯。兄弟和。而君臣賤。亦勞之所必至矣。否則我国獨無天也。無人倫也。寧有此理乎。我奥羽越列藩。君臣上下。察其如此。公議一定。同盟相結。以伸大義於天下。而強暴之来者撃退之。其去者不必追。以維持我国。而待天子聖明而已矣。而海外各国諸公使領事官等。傍觀熟視早已有洞察之矣。雖然。我列藩同盟之心。苟非託文字以明白其情実。則邪正曲直之弁。或不了了。而奸賊等偽造王命。以乱其順

逆。亦不可不慮也。是以敢告焉。望 領事官諒僕輩之至衷。明其無他。則於結信締交之事。亦大有所涉也。伏惟慮懷商量。勿咎其唐突。則幸甚々々』》

米国合衆国公使ヴォルケンバーグへの書翰 【黄色部分 原文】

與合衆国公使法兒健書

大日本国北方諸侯等、謹呈書合衆国公使法兒健君閣下。古賢之言曰、四海之内、皆兄弟也。夫兄弟之情、不可以不親也。況貴国於日本、実為海外締交之始、往年貴国使節彼理氏、一來結和好。波兒斯氏再來開交易、而後魯仏英蘭陸續來為兄弟之国。則貴国是兄弟中之至近而最有情者、其可不親乎。聖人周公之詩又曰、脊令在原、兄弟急難、曰死喪之威、兄弟孔懷。貴国友愛之俗、其得不察其急難之情、而懷死喪之威耶。閣下亦不聞我德川氏之事乎。德川氏以外国交通之故、遂復累世繼承之政於天朝。其意以為、與朝幕之政出乎、二門。不若歸政權於一大統、而臣則與内外諸侯、同心協力、一新紀綱、以使我日本為万国並立之一邦也。當此之時、先帝既崩、天子幼冲、萬機之政、亦属草創、而南方一二諸侯、有私怨於德川氏者、起而乘之、百計陷德川氏於反逆、遂帥海道脇從諸侯、耀兵威以臨之。德川氏恭順謹慎、不敢抗衡、致都城以避之祖先原廟之地。南方諸侯、及放之僻藩、不以自足。更欲逞餘毒於其支族與世臣。而凶焰未熄也。今試問之閣下矣。

大日本国北方【奥羽越列藩の】諸侯は、謹んで合衆国公使法兒健【Robert B. Van Valkenburgh : ヴォルケンバーグ、発音的にはフォルケンバーグと聞こえたと思われる】君閣下に書簡を呈します。古い諺【論語の顔淵篇】に「四海之内、皆為兄弟也」と言う言葉が有ります。これは兄弟の情と言うものは、親密でなければならないと言うものです。いわんや、貴国は日本において外国との国交を初めて結んだ国であり、往年貴国使節の彼理氏【ペリーの事】が、一來して和好【日米和親条約】を結びました。更に波兒斯氏【初代公使ハリスの事】が再来して交易を開きました。その後、ロシア、フランス、イギリス、オランダ等が続々と来日し、兄弟の国となりました。即ち、貴国は交易を結んだ兄弟の中で最も近く、最も親密感の有る国で、親密でないはずはありません。中国の聖人周公の詩に、「脊令在原、兄弟急難」、又曰「死喪之威、兄弟孔懷」と有ります。貴国の友愛を示す言葉として、「友人の急難の状態を察する事が出来なければ、どうして彼が死の脅威に恐れている事を思う事が出来ようか」と有ります。閣下も又我が徳川氏の事を聞いてはおりませんか。徳川氏は外国交通の処理不備をもって、遂に累世繼承の政を天朝に返還しました。それは、朝廷と幕府の政が二門出るよりは、政權を統一するにしかずと考えたからです。臣【伊達慶邦公の事】は内外諸侯と一致協力して政治体系を一新し、我が日本を万国と肩を並らべられる国となる様にするつもりです。この時に当たり、先帝【孝明天皇】は既にお亡くなり、天子は政を成すには幼少で萬機の政も草創の時にあります。南方に徳川氏に私怨を持つ一二の諸侯が有って、この機に乗

じて百計を謀って徳川氏に反逆し、遂に海道脇の諸侯を従え、兵威をひけらかして時機に臨みました。徳川氏は恭順謹慎の姿勢を示し、敢て抗衡せず、江戸城を国の城と致し、祖先原廟の地【江戸/東京】を避けて隠居しました。南方諸侯は徳川氏を僻藩に放逐するだけではならず、更に支族と世臣に後々まで残る毒を振舞うことを欲しました。このため、凶焰が中々止まらずにいます。今、閣下にお尋ね致します。

巻2-40

託君主之命。而恣一己之私。為桀紂盜跖之行、而苦生民於塗炭者、其謂之國賊耶。抑忠臣耶、請舉萬國之公論、以告我焉。雖然、北方諸侯所請、不在乎此也。北方諸侯所痛功至願者、在奉此建白一書。致之今天子御前而已矣。天子讀之曰、是非朕意、某々諸党所為也。得此一言、北方諸侯万死不恨。伏惟閣下思古賢四海兄弟之言、奏其書而請其報。則不惟副北方諸侯伸大義之志。貴國友誼交情、將流溢於五大洲中矣。抑又聞貴國南北兩部之戰、北人不忍視南人驅役黑奴如牛馬、開諭再三、而南人不屈、遂興帥、四五年間、糜爛(びらん)數十百萬之衆、勝敗未決也。然而北人仁心之所貫徹、漸次南衰北盛。三十餘州又合為一而花旗國之富強、無倫比於域中矣。今我日本南北之事、殆有類焉。夫南方所為、不仁也、不義也。所賴王命、而其矯偽則人々皆知也。北方所為、仁也、義也。無矯偽也。所慨、莫有大勇而深仁。如林古倫其人者也。果有其人、誰敢假手於他人、以奏一封書於天子矣、盡言至此、自不覺聲淚之並下也。閣下幸諒察焉。

慶応四年七月十四日即貴國千八百六十八年某月某日

君主の命に託して私事を欲しいままにし、中国古代の暴君である桀紂(けっちゅう)と大盜賊の盜跖(とうせき)の行ないを合わせて行って、庶民に塗炭の苦しみをさせている者はこれを國賊と言うのか、はたまた忠臣と言うのか。どうか萬國の公論に取り上げ、その結果を我々に伝えてください。然しながら北方諸侯が求めているところはこの点ではありません。北方諸侯が切に願っているのは建白一書を天皇に奉まつり、今天子の御前にお届けすることだけです。天子がこれをお読みになって、「これは自分の思いとは違っている。何某の諸党のしわざである。」との一言を得られれば、北方諸侯としては、例え【戦にて】万死しても恨むものではありません。伏して思うに、閣下は古賢の言「四海兄弟」についてお考えになり、その書を奏しその結果をお知らせください。そうすれば北方諸侯が大義を主張する意思を助ける事だけではなく、貴國の友誼交情については、將に五大洲中に溢れ広がることでしょう。そもそもまた聞くところによると、貴國では南北兩部で戦を遣っており【南北戦争、Civil War】、北部の人は南部の人が黒人を牛馬の様に驅役しているのを視るに忍びず、再三教え諭したが南部の人は折れず、遂に四五年間に及ぶ戦火になりました。数十百萬の衆人が疲弊し、勝敗は未だ決していません。しかし、北部の人は仁心を貫徹し、漸次南部が衰え、北部が隆盛となり三十餘州を合一して、米國を富強な國にし、世界中に類ないものとなる

ことでしょう。今、我が日本の南北の事を考えるに、殆んど同じ様なものとなっています。南方【薩長】の遣る事は、不仁で正義に欠け、王命に頼って虚偽により人を欺く、この事は人々皆知っていることです。北方【奥羽越列藩同盟】の遣る事は、仁であり正義であり、人を騙す事が無いです。残念なことは、大勇にして仁深きリンカーンのような人物がいないことである。もしそのような人物がいたら、誰が他人の手を借りて、一封の書を天皇に奏するでしょうか。言を尽くしてここに至り、自ら声涙の共に落ち流れることを気付きませんでした。閣下が諒察して頂ければ幸いです。

慶応四年七月十四日、貴国では千八百六十八年某月某日

米国公使ニ托シタル建白書並ニ一品法親王の令旨ハ左ノ如シ

臣慶邦薫沐百拝謹而奉言上候当春三月陪臣

米国公使に宛てた建白書並びに一品法親王の令旨は以下のものである。

【天皇の】臣慶邦は薫沐【くんもく：衣に香を焚きしめ、沐浴して身を清める事】百拝し、謹しんで言上致します。当春三月、陪臣の

巻2-41

伊達将監等ヲ以一封之奏聞ヲ駿府征東將軍エ差出不動干戈関東御鎮撫之趣意委曲奉献言候處御進軍前ニ候ハハ御採用ニモ可相成時機既後候ニ付其儘御請取ニ相成候旨御書付ヲ以被仰出難有奉感佩候右書中ニモ奉申上候通方今王政復古之御大業処置得宜能服人心ニ無之候而ハ到底御貫徹ニ難被為至然ルニ徳川慶喜最初反逆ト被仰出為追討東海東山北陸三道ヨリ官軍御差向ニ相成候處慶喜段々真実恭順謹慎之意ヲ表シ謝罪申出候ニ付祖宗以来弍百年治国之功業ヲモ被思召深厚之勸慮ヲ以死罪一等被宥徳川家名被立下候段ハ実ニ廣世之御寛典ニ而既ニ律文八虐之例反逆ハ常赦ニモ不原之重典ニ候處右ニモ不被為拘皇愍ヲ被為垂候ハ慶喜ニ於而再生之大恩深可奉感謝ニ而可有御座候昔関白秀吉奉王命征薩州島津義久及謝罪候砌数百年故家之故ヲ以舊領三国安堵有之其後関ケ原大敗島津惟新再謝罪之節モ東照宮三国其儘安堵被差置候況ヤ新天子王政復古以至仁被為臨天下候折柄弍百年治国之功業ヲ被思召候而之御賞典ニハ乍恐如何可有御座候哉此處広大之活眼ヲ被為開更ニ増封之典被為行候ハハ徳川舊臣大小扶助モ行届仰

伊達将監等を駿府に居る征東將軍へ遣わして、一封を差出し・奏聞し、戦争を起さない様に関東鎮撫に趣意を詳細に献言しようとしたところ、進軍前ならば御採用になるものであったが、時機既に遅く、書はそのまま受取る旨を書付で仰られ、有難く感じた次第です。文書に申上げた通り、今般王政復古の御大業を処置するに当たり、人心を上手に掌握しなければ、御貫徹は到底難かしいものとなります。徳川慶喜を最初反逆の徒と仰られて、追討のため、東海・東山・北陸の三道から官軍を差向けたところ、

慶喜は徐々に恭順謹慎の意思を表し謝罪を申出たので、家康以来二百年、日本を治められた功業を考慮なされ、深厚の勸慮で死罪一等を許し、徳川家名を維持なされた事は、実に世にも稀な寛大な御裁許で、既に律に定められた極めて重い八種の罪の例「反逆は常に赦するも重ねてはならぬ重典」であります。一方、上記にも関わらず皇愍【こうみん：天皇の憐れみ】を垂れられたことは、徳川慶喜に取っては再生の大恩で、深く感謝申すべきところです。昔、関白秀吉が王命を受けて薩州島津義久を征討するに及び、島津義久が謝罪した際に数百年来の故家の理由によって旧領三国を安堵しました。その後、関ヶ原の合戦で西軍が大敗した際、島津は再び謝罪しましたが、その節も東照官【徳川家康】は三国をその儘安堵差し置かれました。いわんや、新天子が王政復古を致し、至仁を以て天下に臨まれる折柄、【徳川氏の】二百年に亘る治国の功業をお考えになられての御賞典【徳川家康は島津家の領土を安堵させたにも拘わらず、今回の沙汰では、徳川慶喜を謹慎・蟄居させてなおかつ、領地を没収】としては甚だ如何なものかと思えます。広大な活眼を見開かれて、更に【徳川氏に】増封の典をお与えなさられば、徳川の大小旧臣は生活も行届き、

巻2-42

九重可奉感泣拝謝候雖然是全為徳川氏謀ニアラス實ニ為皇国除禍乱之一機関ト存付候義御座候間其儘忠告奉直諫候次ニ又奥羽御鎮撫之義当春九條殿下始遙々御下向ニ相成其節參謀等狂暴跋扈之状九條殿下親シク御見聞之通事実明白聊相違無御座候間今更不奉申上候但会津容保寛典之御処置其節奥羽列藩一同奉歎願候通速ニ公平至当之明詔ヲ下シ賜リ当初鎮撫使被差下候御仁恤之御趣意御貫徹相成候様尚又列藩一同奉再願候卑竟名不正ハ言不順ニ而遂ニハ刑罰不中民無所措手足聖語之儼ナル千載如生ニ御座候若其不然名雖官軍其實草賊不正其名不問其罪狂暴乱入襲人之城奪人之財剩へ肝人之肉候様之所業ニ而ハ人心聯モ不奉服却而奥羽御鎮静之遅速ニモ關係仕候義此等之所モ明天子御仁慮ヲ以宜敷御処置有之万民塗炭之苦被為救且ハ臣等東国藩屏之任モ相立候様偏ニ奉懇願候先民有言詢干葛(まぐさ)堯狂夫之言聖人擇之伏願新天子父母憐其愚恕其罪臣慶邦等為皇国奉報萬一大義至忠厚ク御憐察被為在候様此段痛哭奉哀願候臣慶邦誠惶誠恐頓首頓首謹白

慶応四年七月

仙台中将伊達慶邦

天皇を仰ぎ見て感泣拝謝の意を表すことで有りましょう。しかしながら、これは徳川氏救済のためではなく、全て皇国の禍乱を排除する一方法として、そのまま忠告諫言申上げているものです。次に、奥羽御鎮撫の件、当春九條殿下を始めとして遙々(はるばる)御下向になれましたが、その節、参謀等が狂暴跋扈の状態の有る事は、九條殿下が良く御見聞された通りで、事実明白でいささかも相違無いもので、今更申上げるものでも御座いません。但し、会津容保の寛典の御処置について、その節奥羽列藩一同が嘆願致しました通り、速かに公平至当な天皇のご命令を頂き、当初鎮撫使が差下

した様な御仁恤の有る御趣意を御貫徹なされます様に列藩一同再びお願い致します。

結局名が正しくないのは言葉が順当ではないのであって、ついには刑罰も妥当ではなくなり民も手足を措くところなくなるのです。天子の言葉の厳かな様は千年も生けるが如くです。もしそうでなければ官軍と言えども、コソ泥であり、その名を正さずその罪を不問にして狂暴乱入して人の城を襲い財を奪い、あまつさえ、人の肉を膾【**なます**】にするような蛮行をしていては【『史記』伯夷叔齊列伝】、人心がいささかも朝廷に服することは無く、却って奥羽鎮撫の遅速にも関係するものです。これらの点についても賢明なる天子の御仁徳を以て、適切に御処置なされ、万民塗炭の苦しみを救済なさってください。かつ、臣等東国藩屏の朝廷への仕事も成り立つ様に、偏えに懇願致します。古代の聖賢は「分らないことは草刈りや樵のような卑しい身分の者に訊ねよ」と言い、「愚か者の言葉も聖人は採用する」という言葉が有ります【『詩経』・『史記』】。伏して新天子【**陛下**】に願ひますのは、天地や父母の様にその愚を憐れみ、その罪を恕【**ゆる**】すと言う事です。臣慶邦等は皇国に報いるため、万分の一では御座いますが大義至忠しております。厚く御憐察なされる様、この段痛哭して哀願奉まつります。臣慶邦、誠惶誠恐、頓首して謹んで申し上げます。

慶応四年七月

仙台中将伊達慶邦

卷2-43

一品法親王令旨

敷化而理萬国者、明君之徳也、撥乱而鎮四海者、武臣之節也、是昔大塔宮護良親王之令旨也、方今君側之奸臣等謀議廟堂濫造朝典殺伐ヲ以テ擾乱海内之所業雖託朝命其实新天子至誠ニ出サルハ列聖神靈之所鑒天下億兆之所見萬々無可疑特ニ偽命ニ被惑脇従威服之諸侯少カラス孤ハ今上之叔父也孤ニアラス誰歟此奸ヲ明白ニスベキ故ニ今冒萬死一言之

一、徳川慶喜政權ヲ奉復

天朝ハ去年十二月十日也伏見砲發之一挙ハ今年正月三日也錦旗ヲ出スハ其第三日也奸臣等此事變ニ僥倖シ慶喜ニ無謂反逆之罪ヲ為負及其恭順謝罪俄ニ減死罪一等剩ヘ以一己之私算七十萬石之名跡ヲ許ス實ニ濫賞濫罰蔑如幼帝独擅朝權之蹤跡顕然不可掩使先帝在其謂之何其罪一

一、其驅使諸侯也猛ニ王命ヲ以逼之既為王朝之臣舊主之存亡ハ越人之肥瘠也ト申惑シ使弟伐兄臣伐君人情固有之倫理ヲ乱ル聖教之罪人不可容天地其罪二

広く統治して萬国を理【**おさむ**】るは、明君の徳に拠るものである。乱をおさめ四海を鎮めるは、武臣の節操である。これは昔の大塔宮護良親王【**おおとうのみやもりよししんのう：後醍醐天皇の皇子**】の令旨である。今般、天皇側の奸臣共が朝廷に

において謀議し、朝典を濫造して干戈を以て日本全国を擾乱した所業は、朝命を託されたと言えども、その実、新天子の至誠から出たものではないことは列聖神霊の鑑(かんが)みるところで、天下億兆の人々が所見しているところであり、萬々疑いの無いものである。特に【薩長の】偽命に惑わされて脅かされて従う諸侯も少なからず居た。自分は今上【天皇】の叔父である。自分でなければ誰かこの奸臣の事蹟を明白にすることが出来ようか。このため、今、萬死の危険を冒して一言する。

一、 徳川慶喜は政權を奉復された。

天朝【新政府樹立】は去年十二月十日である。伏見における発砲の件は、今年正月三日である。錦旗を出すはその第三日である。奸臣等はこの事變に便乗して慶喜に謂われない反逆の罪を負わせ、その恭順謝罪に及ぶや、俄かに死罪一等を減じ、そのうえ個人的な判断で七十万石の名跡を許す【徳川家は公称八百万石で有った】。実に濫賞濫罰して幼帝を蔑(ないがし)ろにして朝権の方向性を欲しいままにした痕跡は顕然として覆い隠すことが出来ない。もし先帝が居られれば何と言われるだろうか。その罪一なり。

一、 諸侯を駆使するに当たり、王命を使って猛々しく諸侯に逼(せま)る。既に王朝の臣であるのだから、舊主【徳川慶喜】の存亡は「越人の肥瘠(ひせき)」【自分とは関係ない事】と言って惑わし、弟を使って兄を伐(き)り、臣を使って君主を伐らせている。人情は固(もと)より人間には備わっているものだが、彼らは倫理を乱す聖教の罪人であり、天地に入れてはならないものである。その罪二なり。

卷2-44

一、五月十五日賊徒等

勅額モ有之寛永寺エ砲発之一條慘毒之至孤不忍言之其殺戮之甚ニ至而ハ暴戾恣睢肝人之肉盜跖ニモ難比實ニ人皇百二十二代之今天子ニ当リ奉穢盛徳而已ナラス後世史筆之大書直書恐ルニモ尚餘リアリ其無知強暴不畏天威之致方神人共怒言語道断其罪三

其他之罪惡拔髮難敷孤ハ今上之叔父也

九重之宸憂痛心悲歎一日モ不可忘此旨

奥羽列藩エ急々布告東海、東山、北陸、鎮西大小諸侯迄同助大義運征伐之策奏掃蕩之功事ヲ依頼至望スル而已

慶応四年七月仙台仙岳院ニ於而

一品法親王之印

此旨欧文ニ翻シ孤カ忠誠明白ナル事ヲ海外各国公使ニ告ケ萬国之公論ヲ問フ事ヲ欲ス

一、五月十五日、賊徒等が勅額が掛かる上野寛永寺へ発砲した一件は、慘毒の至りで、自分は言葉を発するに忍びず、殺戮(さつりく)の残忍さに至っては、暴戾恣睢(ぼうれいしき：道理に反して暴力を振るい、勝手気ままに行動する事)人の肉を膾にした古代の悪党の盗跖にも比較することが出来ない酷いもので、実に人皇百二十二代の現在の天子【明治天皇】に当り、【この様な不名誉な事蹟のために】天子の盛徳を穢(けが)すのみならず、後世の歴史家の誇張した記述や事実をありのままに記述する事を恐るにも余り有る。その無知強暴は天威をも恐れぬ遣り方で、神人共に怒っており、言語道断である。その罪三なり。

その他の罪惡については数多くあり、全ての髪を抜く様なもので難しい。自分は今上【天皇】の叔父である。

宮廷の天子の心痛悲歎は一日も忘れる事が出来ず、この旨を奥羽列藩へ急ぎ布告し、東海、東山、北陸、鎮西の大小諸侯までともに大義を助け、【賊徒等を】征伐する策を運【めぐ】らし、掃蕩の功を奏するよう依頼し強く望むばかりである。

慶応四年七月仙台仙岳院にて

一品法親王之印

この旨を欧文に翻訳して自分の忠誠明白なる事を海外各国の公使に告げて、万国の公論を問わんことを欲す。

巻2-45

仙台藩戊辰史巻之二終

巻 3-1

第二編 第二章 磐城及相馬口

五月十九日【新1868年7月08日】、軍事参謀の古田山三郎【諱：古道(ひさみち)】は仙台を出発して、相馬以南の海岸を巡視して兵を以下の様に配置した。

塙	二小隊	隊長	高泉源三郎
		監察	守屋英馬
平潟	同	隊長	大江文左衛門
小名浜	同	隊長	山本丹後

巻 3-2

棚倉	一小隊	隊長	横田惣輔
中ノ棚	同	隊長	黒沢右仲

以上を以て、東方諸藩の応援とする。また、中村の正西寺【しょうさいじ：現福島県双葉郡浪江町川添南大坂15、JR浪江駅近く】を会議所に当て、相馬以南に関する軍議を決する所とした。

六月二日【新1868年7月21日】、旧幕臣遊撃隊長の人見勝太郎、林昌之助【旧上総請西藩主】等総勢百十六人が汽船に乗って平潟【福島県との県境にある茨城県の漁港で現茨城県北茨城市平潟】に上陸する。氏家惣内がその来意を尋ねたところ、彼らが言うには、「海上でたまたま大江艦に邂逅して【仙台藩国老の】坂氏に面し、奥羽の義挙を聞き犬馬の労を執ろうと約して、今ここに来て投ずるなり」との事であった。このため、その兵を合わせて棚倉の応援に備える。【大江艦、たいこうかん：米国ニューヨークで製造された幕府軍艦で仙台藩に貸与】

六月十六日【新1868年8月04日】、【西軍の】汽船三艘が平潟に着岸する。泉藩の星野巖浦と越井保太郎が小舟に乗って来て、「奥羽追討として西軍が来た」と報告し、二人は直ぐに泉藩に向って帰って行った。その人員を聞くに大凡【おおよそ】以下のものである。

薩州	十二小隊	日向佐土原	一小隊
岡山	二小隊	筑後柳川	二小隊
肥前大村	人数不詳	熊本	一小隊

守備隊の隊長の大江文左衛門は事が不意に発生したため、準備が万全で無く、かつ多勢に無勢で防戦が難しいと言って、戦かう事無く逃げ帰った。

六月十七日【新1868年8月05日】、大江文左衛門が歩兵一小隊を率い、泉藩半小隊と遊撃隊とが合体して関田に向い、勿来の関【なこそそのせき】にある西軍を銃撃した。敵は海上の軍艦より砲を放って声援をなした。

巻 3-3

砲弾ことごとく破裂して列藩軍は不利な状態になり、大江文左衛門は湯長谷【ゆながや】に、遊撃隊は平【たいら】方面に退却した。戦死七人、負傷一人であった。

六月十八日【新1868年8月06日】、大江文左衛門は一小隊、平藩は一小隊、林昌之助は部下二十人を率いて合体し、仁井田に出て山腹に堡塁【ほうるい：土や石で堤防のように構築された陣地】を設けて防備をした。敵は鮫川を渡って植田に来て、発銃して戦を挑んできた。列藩軍は応戦したが、暫くして敵は兵を撤収した。

六月二十三日【新1868年8月11日】、中嶋十郎が手勢一小隊、旧幕臣の純義隊長渡辺綱之助が四小隊、遊撃隊監軍の澤録太郎等が来て合流する。

六月二十八日【新1868年8月16日】、参政の富田小五郎、参謀の安田竹之輔、軍監の加藤十三郎が、小隊長の佐賀勇記、山家正蔵、長倉陽三郎、中川源之助、加藤金彌、長沼甚之助、蜂谷六左衛門、永田進を従え、歩兵一大隊を軍艦の長崎、大江の二艦に分乗させ、海に航して中の柵【いわき市の中之作漁港】で上陸し、直ちに小名浜に進軍した。この日大隊長の柴田中務【なかつかさ、柴田邑主柴田意廣（もとひろ）の事】、軍監の櫻田春三郎が、小隊長村上謙八郎、安藤金右衛門、牛田與理之助、熊谷太仲、富田哲之助、須田庄九郎、中名生【なかのみょう】秋吾、平田傳右衛門及び歩兵一大隊を率い、陸路より来て【富田小五郎の部隊と】合流する。古田山三郎は平城に居て、列藩軍が来たのを聞いて馳せ参じ、小名浜に行つて戦略を議論する。先ず兵を三分割し、防衛方面を決定する。富田小五郎は小名浜口、柴田中務は平本道、

巻 3-4

古田山三郎は城兵と合流して山の手にも備え、一同進軍することを決め、各々準備をし明日実行する事とした。この日、敵西軍は兵隊を二分割し、泉城を攻撃して落城させた。これ以前に城主本多能登守は、西軍が平潟に上陸し、関田に進軍していると言う事を聞いて開城し、家族を携えて仙台に遁走した。城に残った兵隊は僅かに一小隊であり、暫くの間防戦したが防戦しきれずに落城した。仙台藩の柴田中務は泉城の危急を聞いて兵を分割して赴援したが及ばずに途中から帰還した。

六月二十九日【新1868年8月17日】午前6時頃、柴田中務は、隊長の須田庄九郎、富田哲之

助に各々二小隊を引率させ、純義隊長の渡辺綱之助は一小隊を率いて平本道より進軍して泉田に来た。須田庄九郎らは戦に慣れていないため敵情を偵察する事をせず、かつ、兵をどの様に展開するか【散兵戦術等】を知らないため、まとめて一団として進軍した。敵は左右の林に待ち伏せし、撤兵用の堡壘から列藩兵を包囲して射撃した。列藩兵は戦をする間もなく敗退した。富田小五郎は朝早く、下川の方から進軍し、川を渡らず側に兵隊を隠し、川上に上って板橋の所で停止し、戦を開始した。隊長の山家正蔵は自ら陣頭に立って兵を鼓舞して烈戦し、銃丸を胸に受けて負傷したがひるまずに前進して戦った。しかし銃丸が再び頭に命中し倒れた。山家正蔵の部下が死骸を引き取って撤退しようとしたが、銃丸が部下に当たって倒れてしまった。更に部下二人が同様の事をしたが果たさず、主従四人がことごとく戦死してしまった。

巻 3-5

部下、河東田清助、廣田琢治もまた奮戦したが戦死した。富田小五郎は彼等を救おうとして橋を渡ったが、苦戦して銃丸を受けて負傷した。敵は列藩の伏兵を撃破し、川を渡って列藩軍の後方に出て、前後より挟撃した。列藩軍は防戦出来ずに小名浜に退却した。その時に強風が吹き、陣中に火事が発生して火炎が空に立ち上がり、宿営の武器・弾薬・衣類等の輜重(しちょう)が瞬間にして烏有に帰した。富田小五郎は大いに怒って負傷しているに拘わらず、敵中に駆け入り、大苦戦した。大河原杢右衛門、横尾財太郎は率先して戦ったが戦死した。人見勝太郎、江馬亀之進、富田瀧三郎等が富田小五郎を差し止めて四ツ倉に退却した。死傷者を調べたところ、戦死は隊長山家正蔵、中川源之助外六十二人、負傷者は参政の富田小五郎、隊長長倉陽三郎外二十人であった。その後敗兵を集めてこれを検査すると、実際に動ける者は三小隊に過ぎず、手負いや死人を大江艦に乘せて寒風澤(さぶさわ)に送還した。たまたま隊長の加藤金彌が居て、部下一小隊、雑卒一小隊程を率いてひそかに大江艦に乗って仙台へ遁【のが】れ帰ろうとしていた。波打ち際に行ったが大江艦は既に出港して洋中に出ていた。金彌らは小舟に乗って大江艦に追いつこうとしたが、干潮で思う様に追いつくことが出来ず、金彌以下十四五名は辛うじて上陸し、他はことごとく舟中に残って進退出来ずに居た。敵がこれを見て狙撃したため、一船皆殺された。この日、湯長谷城が落城した。古田山三郎は平城中に居て、前日の軍議に基づいて、柴田、富田氏が向かった軍状を偵察させたが皆大敗の後なので、

巻 3-6

古田氏は出動すべき機会を失って城中に留まった。兵数を調べたところ、城兵は僅か四小隊、仙台藩の隊長熊谷太仲、牛田與理之介が率いている歩兵並びに大砲手奈良坂栄治、小野與惣右衛門、相馬藩の兵を合わせても五六小隊に過ぎなかった。時に米沢藩の鈴木縫殿右衛門が平城の応援として歩兵一大隊を率いて四ツ倉に来て、部将何某に兵百四十余人を率いさせて郷戸口から来て、平城兵と合流させた。このため、城中は大いに力を得て兵を諸方の口々に配置させ、城外の民家から畳を抛出して盾とし、かがり火を盛大に焚いて、

城主安藤鶴翁が城櫓に上って四方を監視し、甚だしい数の旗指物【はたさしもの】を建て連らねて、如何にも大軍が籠城している状態を仮装し、虚勢を張って防戦の準備をした。

七月一日【新1868年8月18日】、西軍が大挙して平城を攻めたが、城兵が力戦してこれを退けた。この時点以前に、西軍は泉、湯長谷、小名浜等に毎戦勝利し、棚倉も落城させた。西軍は新勝の勢に乗じて諸方の兵を集合させ、二分割して本道及び小名浜街道から来て攻撃した。午前七時本道口長橋元に戦う。村岡莊太郎、牛田與理之介、黒沢良治等の投機隊を除いて合わせて一小隊を率いて橋を隔てて銃戦した。米沢藩の元込銃部隊は戦闘に当たり最も力戦して、相当数の敵を倒した。元込隊は百四十人編成で有ったが、残っている人数は僅かに八九人である。それでも、屈せずに戦い、隊長が遂に戦死した。

【元込銃：弾丸と弾薬が一体化した銃で、座って手元で弾を装填出来る、現代のライフル銃に似たもの。先込銃：弾丸と弾薬が分離した銃で、銃身を立てて砲手が立って弾薬と弾丸を装填する必要が有るため、敵に狙われる危険性が高かった。】

巻 3-7

小名浜街道の西軍が城郭内街頭に迫り、兵を新しく入替えて来て攻撃した。列藩軍は良く防戦した。古田参謀が城櫓に上って戦況を熟視するに、長橋元の戦は少し緩く、街頭の戦は激戦であるので、この際奇兵を出すに如かずと考えた。孫氏に『兵は正を以て合い奇を以て勝つ』という言葉が有るが、この様な場合を言うのだろうと考え、村岡莊太郎に一小隊を授けて潜行させて城外に出て山を廻り、西軍の後方を遮断させた。敵は狼狽して退却した。仙台兵が追尾して軍治山に進撃した。敵は止まって応戦したが、支え切れずに遥か小名浜に退却した。本道口に居た敵がこの事を聞き、逃げて湯本に退却した。城兵は関(とき)の声を挙げて城中に凱旋した。この日、列藩兵の負傷者は一名のみであった。

七月五日【新1868年8月22日】、夕方偵察隊が帰って来て「敵兵が来て湯本村に屯集している」と報告した。澤崎嘉右衛門は中嶋十郎の手勢を率いて夜にこれを襲撃した。敵の兵数が少なくかつ、不意を突いたので一戦にして忽ち敵は敗走した。このため兵を撤収した。戦死一人で有った。この夜は暗黒であり仙台藩の原拾右衛門が道に迷って捕虜となった。

七月十二日【新1868年8月29日】、高泉源三郎が手勢三小队、熊谷太仲が一小隊を率いて七本松に駐屯した。早朝敵は前後の山林に潜み漸次に進んで平への通路を遮断し、列藩兵を包囲し発銃する事もっとも激しかった。高泉源三郎は四方から敵の攻撃を受け、

巻 3-8

全く死地に陥った。源三郎は自ら進んで兵を励まし奮戦して敵兵を破り、遂に敵を敗走させた。死傷は戦死三人、負傷十二人であった。この日執政の古内可守(かもり)は手勢一小隊と宮床勢一小隊を率いて中村に出軍し、軍事を監督した。

同日参政の石母田備後が松山勢二小隊を率いて長崎艦に、参謀の中村権十郎は四小隊を率いて大江艦に乗って仙台を出発し、岩城口の敵兵の後を遮断しようとして長崎艦が先ず四ツ倉港に着岸した。古田山三郎は平城中に居てこの情報を聞き、兵を城中に迎えようとして佐藤直之助を使者として遣【つか】わし、その意を伝えた。石母田備後はこれを了承し兵を直之助に附して直ぐに仙台に返った。佐藤直之助は兵を率いて城中に帰ろうとしたが、敵兵がこれを諜知して兵を道に潜伏させて仙台藩兵の過ぎるのを待っていた。その事を知らずに仙台藩兵はここを進んで行った。敵は不意に立ち上がって銃撃し、仙台藩兵は戦わずして潰れてしまった。

七月十三日【新1868年8月30日】、敵兵が平城を攻めて落城させた。以前に西軍は城兵の襲撃により破れて湯本及び小名浜に退却した。このため城中より兵を出して各所に配置し守備を厳重にしていた。先ず新谷口に一小隊、軍治山に一小隊、郷戸口に一小隊を置き、その間隔は各二三里である。この日午前五時頃、突然に城下で戦が始まった。敵は列藩の守兵線の間を巧みに潜行して不意に城外に突出し、銃を発砲して戦を挑んだ。

巻 3-9

一農夫が古田山三郎の陣所に来て、「敵兵今日大挙して当城を攻めようとしている」と報告した。山三郎はこの事を聞いて出張の各隊及び城中に通知しようとして陣所を出たが、たちまち砲轟大地に響くこと三回であった。続いて大小の銃声を頻繁に聞いた。その方向は本道口だろうと山三郎は思い、長橋元に行ってみると列藩同盟軍は敗れ帰って橋元に居た。又軍治山方面の銃声を聞いてこれを望見すると同盟軍はまた敗退しつつあり、敗兵が直ぐに城中に入ってしまうと敵の追撃を防戦する事も難しくなると考えたため、矢附勝之進に兵若干を授けて谷川口に向かわせ、道の左右に待伏せさせて追撃を防ごうとした。しかし、事が不意に発生し、城中に報告する暇が無く敵は既に郭内に乱入し、両軍奮闘し、銃丸雨と降り死体が累積して最も惨状な状態で有った。列藩兵は外郭を防禦【ぼうぎょ】する事を諦めて本丸に入った。城中の残兵は四小隊に充たず、出張の各隊は中間を遮断されて帰城する事ができず、皆八方に散在していた。城主の鶴翁は諸将に、「城中が切迫する事はかくの如くである。これを打開するにはどの様にすべきか」と言った。諸将は皆「勝敗は兵家の常であり、戦は今日に限ったものではない。老侯はどうか敵兵の少ない方を探して遁れてください。我らは不敏だが死力を尽くして城を防戦したいと思う」と言った。鶴翁はこれを了解して主従十余人と間道より遁げた。敵兵は城を攻める事、段々急激になって来た。残兵は防戦しきれずに殆ど落城状態で有った。古田山三郎は諸将を集めて議論して、

巻 3-10

「東海の要害である勿来の関は既に敵の占領となっている。今またこの城が落ちれば仙台

封境に至る間、敵を抑えて防戦すべき土地が無くなってしまう。この城は狭小であるけれども頗る堅固である。願わくは六七日間、防衛出来る事を期待したい。その間に応援を得て内外から挟撃すれば敵を撃退することは難しい事ではない。米沢藩の鈴木縫殿右衛門は現在四ツ倉に居る。緊急の時は互いに応援を約束したがまだ来ていない。思うに彼の附近で又戦が有ったのだろう。自分は單身四ツ倉に行って応援をお願いしに行く。諸君頑張ってくれ」と言った。【古田山三郎は】密かに城中を出て、間道を通って四ツ倉に行き、鈴木に面して応援をお願いした。鈴木が言うには、「今朝、平の事件を聞き、兵を率いて応援しようとして壁屋に行ったが、伏兵に遭遇し苦戦大敗して敗卒が未だ集まらないので赴援する事が出来なかった」との事だった。列藩兵の四ツ倉に有るもの二百人に満たない。その内最も多いのは江馬亀之進の率いる飛龍隊のみである。しかしこの隊が携行する銃器は皆火縄銃である。この日は大雨なので発銃に不便で、用をなさなかった。古田山三郎はどうする事も出来ず、一方、城兵は応援の来るのを待って防戦に努力していたが、敵は兵を入れ替えて攻撃する事、益々急激になって来たので、城兵は遂に力尽きて火を放って城を去った。この日午前五時に開戦して夜十二時に至って城が遂に落ちた。戦死七人、負傷三人で、敗兵は相馬に退却した。

巻 3-11

七月十五日【新1868年9月01日】、世子宗敦君が軍を相馬領に進めて熊町【現福島県双葉郡大熊町大野辺り】を本陣とした。先鋒は熊川に進軍した。

七月二十三日【新1868年9月09日】、夕方、西軍は廣野街道を襲撃した。客将春日左衛門、参謀中村権十郎、隊長牛坂昌之進、平田傳右衛門、蜂谷六左衛門、加藤金彌、谷津十郎兵衛等、兵凡そ六小隊が防戦して夜中も戦闘が止む事は無く、翌二十四日午前八時になって、兵ことごとく疲憊(ひはい：疲れ弱る事)し、休戦して互いに退却した。戦死十人、負傷八人であった。

七月二十六日【新1868年9月12日】、笠原中務、安田竹之輔、中村権十郎、兵を二分割して進撃を始めた。太田新六郎、村上謙八郎、江馬亀之進は本道より、武田安之輔、客将野村利三郎は浜手に向い、牛坂昌之進、蜂谷六左衛門、加藤金彌等を援兵に備えて木戸駅向いの弁天山で開戦した。太田新六郎は手勢を繰出し部下を督励し、一斉に射撃させ、敵数名を倒した。敵は少々敗色を顕わした。新六郎は勢いに乗じて率先して衆を励まして進軍したが、たちまち流弾がその胸を貫通して戦死した。また、浜手に居た敵兵が民家から畳を出して盾に代え、その陰に身を潜めて列藩兵を狙撃した。列藩兵の死傷は頗る多く、中村権十郎がこれを見て作戦方法を改めようと諸軍に伝達しようとして高丘に登ったところ、弾丸二個が同時にその胸を貫通して倒れた。これにより、列藩兵は崩れて熊川・富岡に向かって敗走した。

七月二十八日【新1868年9月14日】、列藩兵は熊川に居て胸壁を守衛していた。敵兵は新田原(しんでんばる：現福島県南相馬市原町区信田沢新田原)に来て攻撃した。

巻 3-12

西方、山の手に備えていた米沢・相馬の二藩より銃を発して開戦した。仙台藩兵は東の浜手に備えていた。武田安之輔、谷津十郎兵衛、牛坂昌之進、橘川賢佐部下の砲手及び執槍隊等は何度も繰り返し戦った。九時頃になって相馬の兵が先ず敗れ、次に米沢が敗れた。武田安之輔は熊川の西の胸壁を防衛していたが、敵兵が後の深林に忍んで抜刀を携へ、不意に仙台藩の執槍隊と谷津の陣に切り入って来た。仙台藩兵は大いに乱れ、武田安之輔は兵を集めて山の麓に退却しようとした。敵兵は傍の林中に居て激烈に発砲して来た。銃丸が雨となって降って来て武田は倒れ、部下は四散した。古内可守、笠原中務は熊町の本陣に居て、頻りに敗兵を統率した。しかしながら諸隊ことごとく敗れて再び集合する事が出来なかった。この戦は諸隊が皆銃を捨てて刀を抜いて血戦したため、死傷者が頗る多く、紛乱混淆【ふんらんこんこう】として正確に死傷を調べる事が出来なかったと言う。その苦戦の状況を想像してみるべきである。この戦の最中に相馬藩が既に同盟を破ったのか、列藩軍を欺むいて西軍に通じて密かに敵を誘導し、要地に伏せて、表向きは如何にも戦って敗戦を演じ、仙台藩兵を非常に危険な状態に陥らせるもののようで、その形跡は頗る疑うべきものであった。

八月一日【新1868年9月16日】、世子宗敦君は古内可守を止めて諸軍を指揮させて、軽装備で岩沼に帰った。

八月二日【新1868年9月17日】、前日の戦で、相馬藩の挙動に頗る疑問があるため、これを確かめようとして古内可守、遠藤主税、木村又作が中村城に行って城主に面会し、語気を強めて

巻 3-13

「敵兵は相馬藩の国境を越えて進軍し、孤城は援軍が無い状態で有る。仙台に難が及ばない様に宜しくお願ひしたい」と言った。城主はこれに対して頑然として、「城を枕にして倒れるは武門の習いである。誓うが自分はこの城を去ることは決して無い」と堅く言い切って動じなかった。このため、三氏は皆、城主に反盟の疑いが無い事を察して帰った。しかしながら、又来て密告する者が居て、「相馬藩は西軍に通じて仙台藩を討つ密約が有る。この事は確か僧青龍庵慈隆の周旋【しゅうせん：斡旋】によるものである」とその書類の謄本を示した。

八月四日【新1868年9月19日】、命令を諸将に伝えて兵を国境に撤収した。

八月六日【新1868年9月21日】、木村又作、神林千次郎(平藩)を使者として相馬藩の反盟を詰問した。【相馬藩の】多田部藤蔵、鈴木武右衛門が出て来て接見し、頻りに反盟の異志の無いのを陳謝した。これに対して木村は書類を示してこれを責めた。【相馬藩の】二人は言葉巧みに使って、「思うにこの書類は譚者【せんしゃ：戯言を言う者】が勝手に作り上げたものである。相馬藩は決して反盟の異志は無い」と言明した。神林は語気を強めて「この様に書類が有り反盟は顕然としている。どうして反盟の異志なしと言う事が出来るのか。この答は劔戟【けんげき】が鞘を離れ銃口が煙を吐いた後に聞こうではないか。」と言って室を出て、戦闘の時の相馬藩の本気度を確かめようとして直ぐに席を蹴って帰り、黒木に到着して古内可守、遠藤主税に面会し、打合せの状況を詳述した。二人はこれを聞いて直ちに進撃の用意をして明日を待った。

八月七日【新1868年9月22日】、早朝に戦を開始した。安田竹之輔を先鋒とし、亘理勢を中軍として本道に向った。遠藤主税は三小隊を率いて黒木、大壺【現福島県相馬市黒木及び大坪】の間に戦った。鈴木彌左衛門、青木忠五郎は各一小隊を率いて本道右側の間道に向かった。

卷 3-14

既に本道に配置した諸隊が敗退したと聞いて大壺に退却し、主税の隊に合流して敵に防戦して奮戦し、遂に黒木を奪回した。一時、主税の隊は幾重にも敵に囲まれて苦戦した。彌左衛門がこれを見て奮闘して敵を退却させ、主税を救い兵を撤収して駒ヶ嶺に帰った。この時点で諸将が国境に退き、各々守備位置を部署する事、以下のものとなった。

参政	鮎貝太郎平
大隊長	高平彦兵衛
砲長	高木左衛門
副参謀	監澤武司
監察	岡村拳治
隊長	奥山永之進
同	橋本豊之進
同	中村四郎左衛門
同	牛坂昌之進
同	加藤多門
同	氏家松之進
同	高泉左覚
同	村上軍之丞
同	安部彦右衛門
同	山本勇馬
副参謀兼隊長	細谷十太夫
隊長	荒井丹宮

卷 3-15

人数締

横山源太夫

他に偵察・輜重・医師等はこれに属する

右国境旗巻口歩兵十五小隊、砲手及び雑卒を合わせて大凡一千二百人

執政

石田正親

参政

石母田備後

同

松本虎之助

同

松本知之進

大隊長

松岡主税

監察

鮎貝源五郎

隊長

五嶋勇馬

早川源之進

斎藤三郎右衛門

森文五郎

木村貞五郎

中村九郎助

加藤金彌

青木忠五郎

狭川新五右衛門

北條貞吉

高野仲人

太田保治

須田庄九郎

遠藤作内

卷 3-16

豊嶋意作

熊澤今朝之助

中村陽平

秋保助太郎

石森浩之助

本多衛守

熊谷平吉

国井文吉

	加藤武十郎
	中名生秋吾
	伊達藤五郎 家臣
	伊達筑前 家臣
	伊達勝三郎 家臣
	黒沢壱岐 家臣
	天童右近介 家臣
人数締	葛岡源内

右駒が嶺本道の歩兵三十四小隊、砲手及び雑卒を合わせて大凡二千人、外に輜重及び衛生部員がこれに属する。この部隊で国境を守りかつ、各所に堡壘を設ける。守備を厳にして敵状を偵察し、従来の戦法に拘らず新しい戦法を講ずる。

相馬口国境の戦況を記述しようとするれば、先ず、地理を示さなければならない。宇田郡駒が嶺は東浜街道(あづまはまかいどう)に属し、宇田郡の中部に位置し、仙台領の国境に近い所である。このため、代々重臣宮内土佐【大番頭・佐藤恒信の事、通称宮内。伊具郡小斎邑主。土佐は誤記か】をしてその館を防衛させている。

卷 3-17

駒が嶺の南に二里五丁余隔てて中村【現相馬市】があり、北は新地【福島県相馬郡新地町】を経て亘理郡に入る。その新地を隔てる事一里三十五丁余、東南北は平野が遠くまで開け東海に面し、菅谷、曹善堂、今神、今泉、長清水等の地が有る。中村と駒が嶺の中間西南方向に旗巻峠が有る。その所は仙台領の伊具郡に属して最も中村城に接近した場所である。この地は山脈が重畳し、旗巻峠の北方面の山並は宇田及び伊具、亘理の境界をなして阿武隈川の流末に終り、西南方面の山並は宇田、伊具、伊達の境界となる。その海拔は約千二百尺あり【旗巻峠の海拔は200m、約六百七十尺、近くの羽黒山が海拔345m、約千百五十尺】、敵がもし深く浜街道より仙台藩の国境に進入しようとするれば、旗巻より出軍してその背後を絶つ事が出来、もしくは直ちに中村城を襲撃する事が出来る等、頗る枢要の地である。故に両軍殊に死力を尽くして旗巻峠を争奪する事となる。読者はこの事を良く理解せよ。



八月八日【新1868年9月23日】、敵は仙台藩の関門を窺【うかが】っていたので、射撃してこれを撃退した。

八月九日【新1868年9月24日】、敵は今神と今泉の間に出没した。仙台藩の将鈴木直記は射撃してこれを退却させた。金須内蔵之丞が亙理及び宮床の勢を率いて菅谷、高田の間に戦い敵兵を敗走させた。

八月十日【新1868年9月25日】、仙台藩の将奥山永之進等は旗巻に居て、敵の糧道を絶たんとして大坪村に進んだ。敵は山上に堡壘を設け、仙台藩の兵が近づくのを待って一斉射撃を行った。このため、仙台藩の兵は目的を達せずして引き返した。

八月十一日【新1868年9月26日】、敵は兵を分割して仙台藩の国境菅谷、曹善堂、駒が嶺を攻めた。石田正親、遠藤主税、松本知之進は駒が嶺に居て、午前六時敵が銃を発して攻めて来た。

巻 3-19

三氏は直ちに左右の山に上って兵を指揮して防戦し、頗る頑張っていた。一方、敵兵は曹善堂口の登米勢を撃破して駒が嶺館の裏に侵入し、菅谷口を挟撃した。仙台藩兵は防戦出来ず、金須内蔵之丞は井手に退却し、鈴木彌左衛門は駒が嶺に退き、加藤金彌は明神堂に退却した。遠藤主税は踏ん張って防戦したが、大軍一時に崩れて、立ち留まって防戦出来ずに退却した。最初の内、金須内蔵之丞は菅谷に居て、曹善堂口の登米勢と互いに声援して数時間防戦していた。この日登米勢二大隊は曹善堂口に居て、諸方に分派して応援最も強め、関門の東、十日崎と藤崎との間にて戦闘した。敵は大挙して来て突撃したので、殆んど防戦出来ない状態で有った。

森文五郎、高野仲人、鈴木彌左衛門、加藤金彌等が来て応援したが、敵兵は猛烈に奮戦したので、遂に敗れた。鈴木彌左衛門は、館内に退却して暫くの間戦った。敵兵は館後の山に上って龍昌寺を焼き、仙台藩兵を挟撃【きょうげき】した。防戦する事が出来ずに館を棄てて逃げた。このため、駒が嶺は遂に敵の手に落ちた。仙台藩の諸将は敗兵を集めて死傷数を調べた。その結果、仙台藩の負傷者84人、死者40人であり、敵兵の斬首15級、捕虜1名、佩刀贖金は二分判60両で有った。

八月十三日【新1868年9月28日】、相馬方面軍議所を仙台領の坂元館に移した。

八月十六日【新1868年10月01日】、兵を分割して駒が嶺本道、曹善堂及び今泉の三面に向けて進撃した。

別に旗巻口より敵の後方を襲撃する事を約して、登米勢五百人が亙理勢と合流し、先鋒として進軍して駒が嶺館を包囲した。番兵所を撃破して、隊長西山権彌が卒先して兵隊を激励して外郭を占領し、本丸を攻撃して敵は殆んど退却しようとしていた。運悪く一時的に急雨が降って来て、仙台藩の兵【たまたま登米勢及び亙理勢】が持っていた銃は古式なもの【火縄銃】であったため、発射が意のままに行かず、又、旗巻から後方を襲撃する部隊が甚だ緩慢であったため、敵はこの機に乗じて、激しく発銃して来た。このため、仙台藩兵は遂に潰れて福田【現福島県相馬郡新地町福田】に退却した。

八月二十日【新1868年10月05日】、各方面から総進撃をしようと決めて午前六時に開始した。大河内源太夫、早川源之進、加藤金彌は、長清水、谷地小屋等の胸壁に在って長時間戦ったが、兵が疲れて殆んど危険な状態で有った。このため登米勢が代って戦かった。この日、また風雨が有り古式銃のため発射の敏速性を欠いてしまい、敵は駒が嶺の北裏に廻って乱射して来た。五島雄馬、太田保治はその危機状態を見て応援に来了。敵勢は益々勢力を増して来ており、金須内蔵之丞は宮床勢を合わせて防戦していたが、暫くして敗退した。客将の春日左衛門は我士の今田虎太郎と合流して進撃し、所々の番兵小屋を破った。更に虎太郎は進軍して館前の桜馬場に至ったが後継が無いため、兵を撤収した。鮎貝太郎平は砲数門を旗巻山上に配置して、推木・大坪辺りの敵を見下ろして射撃させ、兵を進めて戦った。高平彦兵衛、森文五郎、梅津虎之助に兵二小隊を率いさせ、自分でこれを監督し、偵察を兼ねて曹善堂から繰り出し、胸壁二三を破って、初野、推木の間で徘徊し、頻りに敵の隙に乗ずべきを窺っていたが、敵の防備は堅くして動かず、

浜手方面の鈴木直記は埒浜【らちはま：現福島県相馬郡新地町】に向かい、茂庭三郎は松山勢を率いて大戸浜と釣師浜との間に戦い、鈴木直記と挟撃して敵を破り、今泉の胸壁を攻めて将に陥落させようとしたとき、たまたま敵兵が四方の山手から来て加わった。両軍互いに激戦して勝敗は未だ決まらなかった。一方、曹善堂口の仙台藩兵が敵に襲われて敗れ、敵兵は勝利に乗じて長清水原を激しく追い掛け、新地に出て松山勢の背後からその中央を突き破った。このため、仙台藩兵は前後から敵の攻撃を受け、防戦しきれずに敗走した。この日死者九十八人、負傷者六十人であった。

九月十日【新1868年10月25日】、菅谷の百姓彌四郎と言う者が来て、「西軍が旗巻を襲撃する模様があり、警戒した方が良い」と報告した。偵察隊がまた来て、「敵は旗巻を奪還する事を計画して、前日より密かに羽黒堂近傍に胸壁を築こうとする形跡がある」と報告した。細谷十太夫がこれを聞いて進み出て「今夜は幸いに風雨で暗黒状態で有るので識別が付かず、この機会を失うべきではなく、自分は今から逆撃一戦して敵の気力を挫【くじ】くがどうだろう」と言った。皆がこの提案を受け入れ、高泉左覚、村上源之丞、荒井

丹宮、細谷十太夫が各部下を合体して殆ど三小隊を結束して出発した。事は極めて内密にしたので陣中では知る者が居なかった。敵もまた仙台藩兵を襲撃しようとして来ていた。両軍は意図せずに推木山で出くわして互いに発銃接戦となり、午前六時まで続いた。敵兵は迂回して仙台藩の一の胸壁鬼石に発砲して来た。守備隊長の安部彦右衛門は番兵を指揮して戦った。

卷 3-22

敵は後方沢合から突進し、銃を棄て刀を振るって切入って来た。仙台藩兵は殊に死力を尽くして戦ったが、遂に防戦出来ずに退却した。二の胸壁の番兵が代って戦った。敵兵数十人が山上から遣【や】って来て加わり、仙台藩兵を追撃した。この時、夜撃隊の高泉以下が来て加わり、砲長の高木左衛門が砲を打って戦勢を助けた。両軍入り乱れて激戦となり数時間に亘った。敵は砲手を新しく入れ替えて戦ったので、鬼石を防戦出来ずに遂に陥落した。高木彦兵衛は鬼石が陥落したのを知らずに来て、敵の乱射に遭遇して本陣に退き、諸隊は散乱して収拾出来ない状態で有った。午前11時に敗兵を集めて死傷を調べたところ、死者十六人、負傷者四十人であった。

九月十一日【新1868年10月26日】、諸将ら本陣に参集した。前日の敗辱を雪(すす)がん事を議論していた。すると陣中に駆け込む者がいた。この日藩主慶邦公が菅野守人を使者として諸軍に休戦の命令を伝えさせた。

第二編

第三章 秋田及び越後口

五月二十三日【新1868年7月13日】、大隊長の梁川播磨【梁川頼親(やながわよりちか)：栗原郡鶯沢の邑主】は歩兵五小隊を率いて新庄に向った。これは秋田藩が渝盟【ゆめい：離反】の兆があるためである。又参政但木左近【但木土佐の長子】、中村宗三郎に命じて羽州国境の寒風澤【さぶさわ：現宮城県加美郡加美町宮崎。ここに番所があった。】及び尿前【しとまえ：現宮城県大崎市鳴子温泉尿前】を防衛させた。

六月二日【新1868年7月21日】、梁川播磨は庄内藩の水野彌兵衛、米沢藩の樋口甚六と共に新庄藩を先鋒として新庄藩領の乃位【のぞき：現山形県最上郡真室川町】に進軍し中田、金山の二か所に陣を張った。

巻 3-23

後数日、『鎮撫使一行が南部より秋田に入るに及んで秋田藩は盟を換えて【反盟して】将に庄内を討とうとしている』との風評が立った。このため乃位に居る諸将は「先んずれば人を制す」と相議【あいぎ：互いに相談する】して将に兵を秋田領に進めて戦いを有利に展開しようとした。一方、秋田藩士の飯塚傳也と秋田直が佐竹氏の使者と称して、金山に有る本藩の陣営に来て謁見を願い出た。梁川播磨は出て彼等に面会した。二使者は、「弊藩が同盟を破ると告げる者が居るために、諸君等は将に兵を進めて弊藩を討とうとしている。これは元より讒者【さんしゃ：事実を曲げて告げ口する者】の言うことで弊藩は誓って離反の異志は無い。請う兵の進軍を止めよ。僕等はこれより仙台に行ってお願ひしたいことが有る」と言った。携行した文書箱を示して「これは主君義堯【久保田藩主佐竹義堯(よししたか)の事】が奥州公【伊達慶邦公の事】に奉呈する書である。諸君輕挙に同志を誤解しないでくれ」と言った。このため、梁川播磨はこれを受け入れて暫らく進軍を停止した。【秋田藩と久保田藩は同じもの】

七月四日【新1868年8月21日】、秋田藩が仙台藩の使節、志茂文左衛門(正使御近習)、内崎順治、山内富治(副使御小姓組)及び従者を合せて七人の旅宿を襲って斬殺した。

《明治史要には、七月四日、副総督澤為量が久保田藩士と共謀し、仙台の使者を斬り、これを曝すと有る》

当時鎮撫使が秋田に入ると同時に、【秋田藩の】藩論が一変して同盟離反の兆ありと告げる者が居た。このため佐竹氏はしばしば使者を出して書を贈り離反の異志の無い事を誓った。しかし佐竹氏が節操に乏しく、その薄志弱行な事は今日に始まるものではなく、常陸以来の行為に照らして明らかである。慶邦公は仁者で有るので佐竹氏の武

巻 3-24

特に使節を【佐竹氏に】遣わして同盟の実を例示して、奥羽二州はお互い助け合い強い関係をなして益々親密になる事が必要であると論論した。しかし、久保田藩は無礼にして敢えて意味も無く仙台藩の使節を惨殺して不義を一層酷いものにした。その心中の卑劣な事は実に武門の恥ずべきことで有る。事の善悪理非を問わずに一旦受け入れたならば、変節せずに守るのが古来からの我が日本武士の美德とするものではなかったのか。【しかるに武士の美德を忘れた】佐竹義堯は一体何者だ。我々は初めから彼に同盟を無理強いしたものではない。久保田藩は庄内藩追討の命令を受けたけれども、その罪状を【鎮撫使が】詳らかにしなかった。この事を【仙台藩が】鎮撫使に質問したけれども、要領を得た回答は得られなかった。【久保田藩は】憤慨して積極的に奥羽列藩同盟に加わったが、後日、鎮撫使が久保田藩領に入るに及んで、突然に節操を曲げ、平身低頭して権勢【西軍】に媚【こび：へつらう事】入り、仙台藩の使節を惨殺して密かに仙台藩を襲った。その挙動は一つも武門・男子の為すべきことではない。もし久保田藩が同盟を不当とするのであれば、仮に一旦同盟に入ったとしても正々堂々とその駄目な所を論じ、同盟を脱する事も可能である。何故に使節を惨殺する事を遣うのか。薩長の奸徒共は久保田藩の輩が事の道理を理解出来ない事を上手く利用し、集中して藩内をあちこち歩き回り、無意味に悪しき仲間を増やそうと勉め、法外な恩典を与えて藩論を誘導した。久保田藩は厚かましくもこれに応じ、意気揚々と得意げな様子であった。今や守るべき道徳や人心は日々に希薄になり、正義を忘れて利益に走り、甚だしいのは親友知己を裏切って、自分を利する事が智者の遣う事であると誤解する者まで出て来た。

巻 3-25

孔子は『始めて俑(よう)を作る者その後なからんか』と言った。ああ、この俑を作れる者果して誰なのか。【「孟子」の梁恵王篇上篇四章に有る仲尼(孔子)の言葉。悪しき前例を作る者の子孫は滅びるの意。俑とは古代中国で用いられた副葬品で人間を模した像である。秦の始皇帝の兵馬俑は有名である。】

七月十一日【新1868年8月28日】、早朝、敵兵は秋田と新庄の境である雄勝峠より乃位に向けて突然進撃した。米沢藩の樋口甚六の二小隊、仙台藩の片倉大進、秋保助太郎の二小隊を合わせて防戦した。敵は民家に火を放って早急に攻めて来た。この時、新庄藩は離反して敵西軍に通じ、列藩を挟撃した。列藩軍は苦戦して退却し、第二の胸壁にて防戦した。午後三時頃に上ノ山藩の二小隊が応援に来、四時過に敵は兵を撤収した。米沢藩が偵察隊を出して乃位町を探らせたところ、敵兵は既に去って影を留めなかった。偶然に敵が中田を挟撃すると聞いたので、応援のため途中まで行ったところ、敵は山上から銃を発して激

戦となり、午後七時まで続いた。金山に居る列藩兵が敵に襲われると聞いて、行ってこれと合流しようと思ったが、敵兵が中途を遮断し、かつ、列藩兵が既に敗走していると聞いて、間道を探して庄内領坂本村に退却した。列藩軍の金山に居る者、米沢、山形、上ノ山、天童の兵を合せて諸方に分散して防戦した。

正午頃、敵兵が間道より発銃して攻めて来、この時庄内兵が来援に駆け付けた。敵は新庄方面から挟んで列藩軍を射撃したため、列藩軍は苦戦して形勢が不利となり、夕方になって遂に大敗し、四方に散逸した。この戦いで大隊長の梁川播磨、監軍五十嵐岱助以下三十五名戦死、負傷九名であった。

七月十二日【新1868年8月29日】、庄内藩は兵を舟形から進軍させ、新庄城を攻めてこれを落城させた。城主の戸澤中務大輔は秋田に逃げ、市街は炎焼した。

巻 3-26

七月十三日【新1868年8月30日】、中田及び金山での敗戦及び新庄での勝戦の報が一時に入ってくる。かつ、庄内藩の兵が来て、「この機に乗じて一挙して秋田を攻め滅ぼしたい。【ついては仙台藩より】至急大兵を出される事を願いたい」と言った。このため国境守備の岩出山勢に命じて即日三小隊を新庄に送らせる事にした。

七月十五日【新1868年9月01日】、左の諸氏に秋田討伐の命令を出した。

- | | | |
|----------|--------|--------|
| 一 附属二十人 | 参謀 | 今村鷲之助 |
| 一 手勢大小隊 | | 亘理大吉 |
| 大砲二門 | | |
| | 伊達安芸家来 | |
| 一 涌谷勢一大隊 | 隊長 | 亘理東吾 |
| 大砲六門 | 同 | 坂本半左衛門 |
| 一 手勢五小隊 | | 柴田中務 |
| 一 同 三小隊 | | 瀬上主膳 |
| 大砲十一門 | | |

八月一日【新1868年9月16日】、岩出山勢は秋田国境の雄勝峠で戦い、敵兵は敗走した。夕方、兵を撤収して乃位に帰った。戦死五人、負傷一人であった。この日今村鷲之助、亘理大吉は兵を率いて乃位に着き、庄内、山形、上ノ山の兵と合流した。ここで各藩は兵を分割して三方から進軍した。亘理大吉は雄勝峠を越えて院内に進んだ。敵兵は戦わずに退却した。大吉はその場に留まって列藩兵の到着するのを待った。

巻 3-27

留まる事二日で岩出山勢が来て合流した。ここで庄内藩と合議して、仙台藩の軍は男安口

稲庭に向い、庄内、上ノ山の軍は本道口湯沢に向かって進軍する事に決定した。

八月七日【新1868年9月22日】、早朝、院内を発して山道五里程を経て午後四時頃稲庭の西男安川【おやすがわ。現在の皆瀬川の事】に到着した。大河急流で、かつ前日雨が降ったので河水が漲【みなぎ】り、容易に渉【わた】ることが出来ないようだ。このため先発隊に命じて水泳の上手な者を選んで川の浅深を調べさせた。今村鷲之助と亙理大吉は六小隊を率いて川を渡り、稲庭の町裏に至って兵を左右に分割して進軍した。敵兵は一人の姿も見掛けなかった。これを土民に聞いてみたところ、「今朝【列藩の】大軍の進撃の話を聞き、狼狽して馬〇村【対応の漢字を探したが見つからず。横手と十文字の中間に位置する馬鞍(まぐら)村の事ではないか。現秋田県横手市平鹿町醍醐馬鞍、以下「馬鞍」と仮記載する】を指して逃げて行った」と皆が言っていた。このため、直ちに追撃しようと思ったが、太陽の位置を見れば既に午後4時を過ぎ、かつ地理に不案内のため、留まって兵を休ませた。この夜、石母田備後は家来黒田大六郎を隊長として歩兵一小隊を率い、一関藩の三神左次馬、岩井大助の三小隊を率いて合流した。

八月八日【新1868年9月23日】、兵を三分割して、先づ亙理大吉及び岩出山勢が男安河原へ、一関藩並びに石母田備後家来の部隊を山手の間道へ、涌谷勢並びに亙理大吉の手勢の内半小隊、参謀附内海雄一郎、草刈鎌之丞を偵察として進軍し、十一時頃八ツ面【やつおもて：現秋田県湯沢市駒形町字八面】に至る。敵は二三丁の間に展開して発銃した。列藩の後軍が進み出て砲を路傍に繰り出し、激しく発射したが、敵兵は頗る勇ましく戦を進めていた。

巻 3-28

一時、瀬上主膳は本道口の湯ノ台に居て、当所の砲声を聞いて河を渡って来援し、河原の方から関の声を挙げて進んで来た。これを聞いて列藩兵は気力を増して進戦し、敵は敗走した。列藩軍は進撃して、増田に着いた。敵は増田町に放火して退却したが、列藩軍は消火活動をして増田に陣を張った。斬首三級、旗二旒、刀一腰を戦利品として得た。一方、列藩軍の負傷は僅かに三人であった。この夜庄内藩が来て、「角間川の兵が少ないので、三小隊の兵を援軍として送って欲しい」と依頼して来た。参謀の今村鷲之助は一関藩の三神左次馬、岩井大助の部隊を応援として派遣し、三神等は直ぐ出発した。翌九日、田村に到着して兵を左右に分割して烈しく戦ったので、敵兵は敗走した。追撃が最も激しかったので、敵兵は器械を捨てて敗走した。この戦で砲三門を獲得した。

八月九日【新1868年9月24日】、敵兵が馬鞍村に居ると聞いて正午頃に兵を進撃させた。途中の道は皆山間の僻村で道路は険しくて悪く、樹木は繁茂して敵の動静を探る事が出来ない。このため、農家に火を放って馬鞍村に進んだ。敵は山上を本陣として山の中腹からやや下りた所に兵を配置して、三ヶ所から銃を発射して戦った。列藩兵はその正面を避けて左右より激しく攻めて、夕方から午後7時になったけれども、敵は要害の地に居るため容

易に敗退する様子も無く、勝敗は未だ決しなかった。列藩兵は弾丸を浪費する事を恐れて密かに兵三小隊を山麓に留めて、後方から順次撤退して、夜十時頃に兵を撤収させて増田に帰った。

巻 3-29

八月十日【新1868年9月25日】、弘暁再び馬鞍村に進軍したが、敵兵を見掛けなかった。これを土地の者に質問したところ、昨夜真夜中にこの地を引揚げて横手の間道に埋伏した様であると言った。

八月十一日【新1868年9月26日】、各藩兵を合わせて横手城を攻撃して落城させた。初め諸方の敵兵がことごとく引揚げて来て横手城に集まったので、城中には夥しい数の旗、馬、幟【のぼり】等が立て掛けられた。塀涯【へいぎわ】に幕を二重に張って、鳴りを潜めて敵の来るのを待った。列藩兵は三方から城を囲み、銃を発して早急に攻めた。城兵は土塁の前後から銃を発して応戦して来た。十二時過に城下河原町まで押し寄せ、直ちに攻め入らんとして横手川の岸に進軍した。敵は橋の中央を十間程通路を切断して列藩兵が渡れない様にした。偶々同所河原に数多の薪を積んだものが有り、幸にこれを盾として戦った。

庄内藩の兵は城櫓に向って発砲する事数回で砲弾が命中し、城中に火が起った。その時に西北の強風が吹いていて火焰が天に漲り、黒煙が川を蔽った。庄内の兵が木材を橋下に架して大手口に至った。仙台藩は搦手(からめて：城の裏門)に向った。瀬上主膳、亘理大吉はこの機を失うべからずとして、直ぐに橋際に進んだ。城中の敵兵は果敢に防戦した。瀬上主膳は兵を励まして率先して橋を渡って搦手の門に迫った。敵兵は皆銃を捨て抜刀して接戦となった。城中はたちまち瓦解して間道より城背の龍昌院に退却しようとした。列藩兵は間道に埋伏していて龍昌院に火を放って頻繁に煙中から発銃した。敵兵は狼狽して逃げ場を失い、谷底に墜落するなどして死傷者は数限り無いものであった。

巻 3-30

この様にして遂に落城した。仙台藩兵は搦手から、庄内その他は大手から入って城中を点検した。列藩兵の獲得した斬首は十一級、器械、弾薬等は数百点、一方、戦死四人、負傷は六人であった。

八月十三日【新1868年9月28日】、柴田中務、上遠野伊豆、石母田備後家臣、庄内藩酒井吉之丞と兵を合体させて角間川を攻めた。敵兵は敗走し、列藩兵がこれを追撃して直ちに角間川に陣を張った。戦死三人、負傷十六人であった。この日、盛岡藩に書状を出して出兵を促がした。その概略は、『昨日一挙に横手を落城させた。更に進軍して角館(かくのだて)を落とそうとしている。貴藩は速やかに角館の背後の生保内(おぼない：現秋田県仙北市田沢湖生保内)を攻撃して欲しい』と言うものであった。盛岡藩はこれを了承した。

八月十四日【新1868年9月29日】、各藩兵は横手を発して大曲(おおまがり：現秋田県大仙市大曲)に向った。十二時頃に六郷(現秋田県仙北郡美郷町六郷)に到着した。ここより大曲に至る間、涌谷勢が先鋒となって進軍し、行く事十四五丁の所で敵兵が不意に村落の農家の陰から現れて、八方から激しく発銃して来た。列藩兵は驚いて散逸し、隊長の亘理東吾、坂本半左衛門は頻りに指揮したけれども不意に隊が崩れて、容易に隊を復帰・整理できないため、やや苦戦して敗走しようとしていた。これを見て亘理大吉が東側から、庄内藩の松平甚三郎が西側から進軍して発銃してこれを救った。敵は兵が新しく加わったのを見て兵を撤収して退却し、列藩軍は六郷に帰った。この日の戦死八人、負傷者は二十五人であった。

八月十六日【新1868年10月01日】、六郷を出発して大曲に進軍した。敵兵は角間川【大曲を流れる雄物川の事】の急流を前にして太平山、神宮寺及び角館の三か所に陣を張り、砲を太平山上に据えて時々発砲して列藩軍の進撃を防いだ。【ここで言う太平山とは、大曲に在る山の事で、秋田県中央部に聳える標高1170mの大平山とは別物である】このため、止って大曲に陣を張り、進撃の策を検討した。

巻 3-31

八月十八日【新1868年10月03日】、仙台藩の軍は四ツ谷【現秋田県大仙市四ッ屋：JR羽後四ッ屋駅辺】に進軍し、大河【雄物川】を隔てて陣を張った。庄内藩は留まって大曲を防衛した。

八月十九日【新1868年10月04日】、参政の中村宗三郎は手勢を率いて高梨村【現秋田県仙北郡高梨】に進軍した。

八月二十一日【新1868年10月06日】、仙台藩の軍は角館に向かおうとして四ツ谷を出発し、横沢【現秋田県大仙市太田町横沢、中里温泉辺】に進んだ。

八月二十三日【新1868年10月08日】、午前六時過亘理大吉手勢半小隊が角館川前の偵察を行なおうとして横沢を出発して国見原に到着した。その地は遠くまで見渡せる荒地で、一望際限なしと言う場所であるが、思いがけず敵兵が萱原【かやはら】の陰に待伏せしていて発銃したため、仙台藩兵の半小隊の多くが死傷した。このため本隊を繰り出して戦うこととなった。草刈鎌之丞、内海雄一郎、千田半兵衛が先鋒に加わって奮戦し、瀬上主膳は兵を激励して率先して戦った。午後になって敵兵が遂に敗走したため、これを一里余り追撃し、兵を撤収して横沢に帰った。この日の戦利品は、斬首三級、生捕五人、銃三挺、旗二旒、刀一腰、蓑衣【さい：みの】十二人分、一方、仙台藩兵の戦死は七人、負傷は四人であった。

八月二十四日【新1868年月日】、偵察が来て、「敵兵は国見原の左右から押出して来ている」と報告した。今村鷲之助はこの報告を聞いて自分で実状を観察したところ、隊旗十旒

が右手の山中に入って行った。その状況はあたかも仙台藩を林中に誘って撃とうとするものの様であった。このため、これを尾撃しようとして兵を三分割して、亘理大吉隊は左へ、瀬上主膳隊は中央へ、

巻 3-32

右は山手の押しとして、左側から進軍して発銃して戦かった。尚も中央から烈しく発銃して激戦となり、夜に入って原外の空掘の中に入って発銃した。暫くして自然に敵兵の銃声が絶えたので、兵を撤収させた。

八月二十八日【新1868年10月13日】、角館を攻撃した。亘理大吉、瀬上主膳が先鋒となって涌谷勢を左とし、岩出山勢を右とし、庄内藩松平甚三郎、長坂右近介は一大隊を率い、上ノ山藩砲隊を合わせて後援に備へ、早朝角館川【角館市街を流れる桧木内川(ひのきないがわ)の事】に進軍して発銃し、庄内藩は兵を分割して白岩【現秋田県仙北市角館町白岩】に進んだ。敵は山上より発銃射下し、山根に就いて戦う。仙台藩兵は左の方鶯野(うぐいすの)に敵が埋伏しているのを掃討して、総軍河原まで進撃した。上ノ山藩も発砲して戦いを援護した。

草刈鎌之丞、内海雄一郎の隊が川を渡って戦かおうとして浅瀬を探していたところ、庄内藩が「日は既に午後4時を過ぎている。川を渡っても益は無い。止まるに如かず」と言って来たので話し合いをし、遂に進軍を止めることとした。烈戦は午後十時まで続いて、兵を米沢【現秋田県大仙市豊川米沢】に撤収した。負傷者は三人であった。

八月二十九日【新1868年10月14日】、早朝四時頃、各藩は軍を進めて再び角館を攻撃した。本道並びに白岩へ庄内藩、鶴田河原へ亘理大吉と瀬上主膳の隊、下鶯野へ涌谷勢と岩出山勢の隊と言う様に、各方面を分けて三方から進撃した。敵は川を隔てて、これを防戦した。亘理大吉が川を渡って一挙に攻め破ろうと川岸へ押し寄せ、銃砲弾が行きかい発射して急速に戦鬪になった。草刈鎌之丞、内海雄一郎は白岩の川上に廻り川を渡って進撃しようとしたが、敵は急いで大兵を川上に繰り出して、

巻 3-33

渡ろうとする列藩兵を狙撃し、かつ、支流を堰止めて大河に合流させたために河水の勢いは漫々として水位が上がり、渡る事が出来なかった。この地は河を隔てているため、どの様に頑張っても十分に戦功を挙げる事は難しく、よって庄内藩と協議して十二時頃から順次兵を撤収して米沢に引き上げた。戦死者は一人であった。

九月二日【新1868年10月17日】、盛岡藩は約束の通り角館の背後、生保内を攻めて敵兵五十余人を殺害した。

九月十日【新1868年10月25日】、各藩が軍議して角館は只遠巻きにして太平山の敵を追撃するに如かずと決定し、庄内藩の酒井吉之丞が夜密かに太平山の背後に繰り込み、仙台藩の軍は角間川に向かい但木左近以下その他を後援に備へ、大曲の本道は涌谷勢を押しとなして大平山の麓を焼き払い、酒井吉之丞が山背より攻め上がった。敵兵はしばらく防戦したが耐え切れずに山を下り川を渡って、神宮寺に退却した。ここで全ての山中の敵陣を焼き払った。この戦で有名な三吉権現の建物も類焼し、灰燼【かいじん：燃え殻】に帰した。

九月十三日【新1868年10月28日】、庄内藩の酒井吉之丞が小舟を集めて角間川を渡り、神宮寺、刈和野の間に進撃し、兵を左右に分割して早急に攻撃した。敵兵は大河の防御性を期待して数日の間防戦したけれども、ひとたび不意の襲撃に会って遂に防戦出来ずに退却した。仙台藩の軍は本道の花館【はなだて：現秋田県大仙市花館】から進軍して小杉山、神宮寺を攻撃した。

卷 3-34

九月十五日【新1868年10月30日】、庄内藩は境田に進撃し、一ノ関藩これに応援し敵を刈和野に夜撃した。刀槍にて接戦し一ノ関藩頗る奮戦し、隊長は戦死し、銃士六七人が負傷した。

九月十九日【新1868年11月03日】、敵兵は刈和野の戦で敗退して以来、角館から兵を分割して久保田【秋田城の事】を守るとの風評が有った。このため工作員を角館に行かせて城下に火を放ち、その動揺に乗じて一挙に角館を攻撃して落城させようとした。全軍が将に出発しようとした時に、大町勘解由【かげゆ：頼賢(よりかた)の事】が藩主慶邦公の命令を持って馬を馳けて来て、内容を諸軍に伝えて戦を止め、各兵を撤収して国に帰らせた。

越後口

五月 日、参政の芦名靱負【あしなゆきえ：石越邑主の芦名盛景の事】、監察の牧野新兵衛は、附属として横尾東作(とうさく)、星恂太郎(じゅんたろう)、富田敬五郎、斎藤安右衛門を従え、別に大石源之進に歩兵一小隊を率いさせて護衛とし、新潟に赴いた。この理由は、旧幕府がかつて開港を諸外国に約束して果たさずに終わったが、奥羽の同盟が成立したので会津、庄内、米沢の三藩が主唱し、旧幕府の遺業を継いで【新潟を】開港互市とし、軍需の欠乏を補い、越後諸藩を同盟させて、北陸道より進軍して来る西軍を防衛するためと考えられる。このため仙台藩に同意を得ようとし、これに呼応して仙台藩は彼等に出張を命じたものである。

五月 日、牧野権十郎、猪狩兵左衛門、白幡嘉膳は各歩兵一小隊を率いて新潟に向かった。

巻 3-35

六月十三日【新1868年8月01日】、大隊長の黒沢壱岐【俊親(としちか)：桃生郡中津山邑主】は部下の大番士及び手勢を率いて仙台を出発して七月一日【新1868年8月18日】新潟に到着した。

七月三日【新1868年8月20日】、新潟の南の方面で砲声が頻りに聞こえたので、黒沢壱岐は兵を率いて新潟を出発し、大面(おおも：現新潟県三条市大面)見附に至り、各藩の兵と合流し、八日、古志郡栃尾郷【現新潟県長岡市栃尾町】に進軍して大野村の胸壁を受け持った。夜三更【夜11時から1時の間】長岡藩の使者が来て、「敵兵は荷頃(にごろ)村の【現新潟県長岡市北荷頃】薬師堂の胸壁に急いで押し寄せており、かつその強い事は凄いもので防禦できずに居る。至急来援をお願いしたい」と言って来た。このため黒沢壱岐は至急兵を率いて応援に駆け付け、明け方になって敵は兵を撤収した。

七月十日【新1868年8月27日】、兵を土ヶ谷【現新潟県長岡市土ヶ谷】に出陣させて胸壁を数十か所築いてこれを防衛する。敵も又胸壁を築いて昼夜銃戦し、対陣が数日に及んだ。

七月十八日【新1868年9月04日】、各藩が軍議した。これ以前に長岡城が敵の手に落ちていた。この日長岡藩の老臣河井継之助は積極的に「今夜一挙して長岡城を攻めて奪還したい」と発言した。しかし霖雨が連日続いて道路は抜かるんでおり、かつ、河水が漲ぎっていて進撃に不利なので、二十四日の夜に攻撃することに決定した。また河井は兵を率いて夜に紛れて密かに城後に廻り、夜十二時に火を上げるを合図に各藩は三方より兵を進軍させ、関【とき】の声を挙げて攻撃する事を約束した。【二十四日の夜】その時が来て各藩は約束の如く実行した。敵兵は予想されたように大敗して器械を捨てて逃げ去った。仙台藩の軍は追撃して本道柴崎に廻り、会津・米沢二藩の兵と合流した。敵は敗兵を集めて要地に陣取

った。夜明け方、互いに接戦し各藩は死傷者が多く出た。会津藩の隊長長井蠖伸斎(かくしんさい)は戦死し、部下は皆敗走した。各藩は同様に兵を撤収した。仙台藩の戦死は七人、負傷者は二人であった。

巻 3-36

七月二十六日【新1868年9月12日】、早朝各藩は兵を分割して本道柴崎口より進撃した。黒沢壱岐と猪狩兵左衛門の兵が先鋒となり、白幡嘉膳の兵と黒沢壱岐の手勢が後援となって、進軍しながら発銃し、敵の胸壁を廻って激戦となった。敵兵は狼狽し器械を捨てて逃げ去った。敵将の山縣狂介【後の内閣総理大臣、山縣有朋の事】は命からがら退却して桂峠、古城山の二か所を防衛した。なお米沢藩の兵は山の左右よりこの場所を攻撃したため、午後八時頃に敵兵は防戦出来ずに山を下って退却し、列藩兵が代ってここに陣取った。

七月二十七日【新1868年9月13日】、軍を森立峠【長岡市と栃尾市の境の峠】に進軍させ、牧野権十郎は一ノ貝【現新潟県長岡市一之貝】まで討ち入り、猪狩兵左衛門は長岡城に押し詰め、山上の敵を追掃してそのことを長岡藩に知らせた。

七月二十八日【新1868年9月14日】、総軍を栃尾に撤収した。

七月二十九日【新1868年9月15日】、西軍は兵を汽船三艘に乗せて新潟に上陸し、直ちに沼垂【ぬったり：現新潟市東区沼垂】に進軍した。各藩は死力を尽くして防戦したが、新発田(しばた)藩が同盟を破って西軍に寝返り、西軍を加茂に迎えて各藩を挟撃した。このため各藩は大敗し、西軍は長岡城に進軍し、城は再び敵の手に落ちた。敵兵は【城下の】四方に放火し焰炎天に漲り、老幼は相助けて逃げた。その惨状たるや実に見るに忍びず、各藩は巻淵村【現新潟県長岡市栃尾泉】から二日町【現新潟県長岡市二日町】の方面に退却した。新発田藩が反盟して以来、新潟に居た牧野新兵衛と大石源之進は僅かに一小隊半を率いて、川を隔てて敵軍と対峙して防戦し、二十九日に至って源之進が負傷した。米沢藩の持口が破れて防戦出来なくなり、

《杉沼修一曰く、「この日西軍三艘の汽船に乗じ、二艘は夜中松ヶ崎港に廻り上陸して新発田の反兵を先鋒とし、沼垂に進んで信濃川を挟み新潟を討ち一艘の汽船は頻りに大砲を放ってこれを声援せしものにてこの記事は方向を転倒せるなり」。杉修現撃【現場目撃】よって是正す》【杉沼修一：仙台人名大辞書に「新聞記者にて博聞家。仙台藩戊辰殉難小史及び同五十年祭記事の著述あり」と有る】

巻 3-37

会津国境の八十里越に退却し、八月上旬になって総軍を纏めて仙台に帰った。

【八十里越(はちじゅうりごえ)は、新潟県の三条市から魚沼市を經由して、福島県の南会津郡只見町に至る街道および峠である。Wikipediaより引用】

巻 4-1

第三編

白河口の戦は三春、守山藩の反盟に因って二本松藩が落城となり、岩城口は相馬藩の反盟に因って駒ヶ峯が敗れた。この状態になり笠原中務【十吉(じゅうきち)の事】、氏家兵庫【厚時(あつとき)の事】等は大いに畏怖心を生じ、世子【宗敦君】を説得して岩沼に帰らしめ、主公に拝謁して敗戦の状況を歪曲して説明し、降伏を勧めた。この状態になり、戦を止めて生命を全うしようとする者が続々と出て来て、氏家竹之助の陪陪臣である鷲尾宇源太、桑嶋孟之丞、片平近蔵等の進言を受け入れて密かに使者を肥後藩陣に派遣して、

巻 4-2

現在【仙台藩が】降伏してもなお寛大なる処置が期待出来る可能性が有るのか否か、その内心を聞き出させた。敵は弾丸が将(まさ)に尽きようとし、糧食が欠乏してどう仕様も無い状態で有った。この諮問に接して【肥後藩は】渡りに舟を得た心地になり、甘言で仙台藩を降伏へと誘導した。仙台藩の降伏主張の連中は、【肥後藩に上手く丸め込まれて瞞されているともしらず】降伏する事が唯一の得策だと信じて遂に主公に迫り、遠藤文七郎、大條孫三郎、後藤孫兵衛を推挙して執政として国政を執らせる事となった。彼等は元々識見がなく、また誠意の無い人間で、武士道の何たるかを知らない人物である。どうして【執政の遠藤文七郎等は】主君慶邦公が当初から持っていた考えを貫徹して朝廷の奸臣【かんしん：よこしまな家来】を退け、不吉な妖雲を排除する気概が有るものか。物事を見て忠邪を見分ける事が出来ず、匂いを嗅いで香臭を分別できず、卑々屈々として【西軍の考えに】盲従してこれで【仙台藩の】降伏を乞い願おうとして、着々と事を進めている。この様な状況になって剛骨男児等は皆怒って「降服とは何事だ。彼等は仙台藩が義兵を起した理由を知らずに薩長の奸徒を官軍と誤認して、勘違いの甚だしい者である。仙台藩は念西君【伊達氏初代当主と言われている伊達朝宗(ともむね)の事】以来七百年未だかつて賊に降伏した事はない。我々はあくまで当初の目的を達成するまで戦を止めない。もし力尽きて奸徒を除く事が出来なければ、城を枕にして斃(たお)れるのみである。これが武門男児の常である。勝敗は兵家の常である。取るに足りない小挫折をしたからと言って思想を変ずるべきではない。今や軍艦の回天、開陽、長鯨、長崎、蟠龍、千代田、

巻 4-3

神速、千秋、鳳凰、三加保、大江の十一艦が仙台藩の手に有る。海陸大挙して奸徒を掃討し、妖雲を排し、真正の日月を拝む事は難しい事ではない」と議論が和戦二派に分れた。主公はどの様に決断すればよいのか、裁決に苦しんだ。

九月九日【新1868年10月24日】、仙台藩の末藩である宇和嶋公【伊達宗城の事】は家臣富田鑛之助、玉田貞一郎、市村鑑三郎を使者として伝達書を携えさせて仙台に派遣した。慶邦公は彼等と接見し、使者が書を呈した。

宇和嶋侍従

同姓である伊達慶邦の儀は東奥の大藩で、殊に祖先は天皇に対して勤労に勉めたので、当春仙台藩一藩で会津征討の任を仰せ付けられた。このことは仙台藩を深く信頼されて御依頼なされたものである。ついては右御趣意を速やかに拝命して一旦会津征討へ出馬されたが、あにはからんや会津賊徒に加担して戦さを長引かせ、これに加えて総督府を軽蔑し参謀の世良修蔵を暗殺する等の所業の罪は捨て置き出来ない。しかしながら偏に朝廷はこの上ない憐れみ深い至仁好生のおぼしめしで、或いは藩の奸臣が執政となつての事かもしれないと思い、じっくりご検討なさられるべきで、ひとまず寛典の含みを持たせる処置にしようと思つていたところ、【仙台藩は】更に悔悟の体これなく、いよいよ逆意を示し、益々官軍に抵抗し、あまつさへ当節領内白石にて列藩同盟の会議を開き、自ら盟主と唱える始末になつては首謀者として逃げることは出来ない。最終的に慶邦は官軍へ反意を示して以来一層反逆を扇動して

巻 4-4

上は天皇を悩し、下は万民塗炭の苦を醸して遂に天皇の軍隊を出動させる大事に至った。これにより国民の艱難に至ったことは全く天道に背き、人道に悖(もと)り【原文は「戻り」とあるが、誤記と思われる】、これは大逆と言うべきではなく最早常刑では容赦出来ないものである。よつて官位を剥奪し、討伐を仰られたので、その旨を宇和嶋藩より申し付ける様にとの命令である。

九月

慶邦公は深思熟慮して、【戦を継続するのか降服するのか】未だ決め兼ねていた。この様な状況の中、遠藤文七郎は密かに近習目附の丹野善七郎に君命を偽つて、「主公は只今降伏謝罪を仰せだされたり」と城中の諸向へ触れ示させ、直ちに以下の御直書様の原稿を作成してこれを一般に示したと言う事であつた。

編者【下飯坂秀治】は、「自分は明治十八年の春に偶々丹野善七郎(後敬次)と会談した。話が戊辰の事に及ぶと善七郎は『当時遠藤執政が自分呼び寄せ、声を潜めて『主公は今や戦の継続か降伏かの決断を躊躇している御様子である。主公が御決断なされなければ、我が仙台藩は頗る危険な状態になる。故に偽つて降伏を仰せいでられたと内外に示せば、主公と言えども翻す事ができず、大事【仙台藩への寛大なる処置も】たちどころに定まるだろう。よつて仮りに主公の命が無くとも先んじて降伏の事を内外に示そう』と言つた。自分【丹野善七郎】は執政の内意を承けて、この

事を発表した』と言った。このため、丹野善七郎の言葉を挙げてこの一節を【**仙台藩戊辰史**】に加える」と話した。この理由は、仙台藩の降伏の原因に大いに関係があるためである。

巻 4-5

先般会津追討・解兵の後、白河で紛擾の間、事の善悪をわきまえずに官軍に抵抗し、最終的に態度を改めずに今日の情勢になったのは、熟考すれば当初の見込み違いにより君臣の名分を誤ったためであり、これにより、朝廷から深くご不審を蒙り、特に今般宇和嶋侍従への勅書伝達があり、拝見致させた通りであり、誠にもって恐れ入るほかない次第で、今更に悔悟の念を現わす他にない。【**仙台藩は**】速やかに兵隊を撤収して伊達将監、遠藤文七郎を使者として相馬口に居る総督府へ謝罪の嘆願書を差し出して、【**慶邦及び宗教親子が**】城外謹慎をするつもりである。就ては万一心得違の者が居て藩論が沸騰し、軽挙暴動の行為がある場合は、ますます天朝に対して罪は免ずることが難しく、藩の大きな害を醸し出すことになる。それは自分【**慶邦侯**】の元々の志と食い違ってしまう事になる。大小の諸臣等はじっくりと状況を理解し、謹慎の道を貫徹するよう、全員良く心得る事。

辰九月

嘆願書

臣慶邦は恐惶頓首し泣血して嘆願致します。今般会津御征伐の時、名分順逆を誤り出馬先で家来共が官軍と対抗し、天皇をしてお悩ませしたことは誠に恐れ多い事で、臣下としての本分も立たず、以前に犯した事を悔悟するのは、今になってどの様に申し開きも出来ません。臣である慶邦は不肖ながらも以前から

巻 4-6

朝廷を敵として抗戦する考えは毛頭御座いませんでしたが、仙台の地は京都から遠境隔絶の僻土に在りまして、今春来、天下の事情形勢も一々詳細に承知しておりません。このため恐れ多くも【**朝廷の**】厚い叡慮の旨も伺い知れずに、以上の様な事件となり、結局は私のかねてからの指揮の不行き届きからの結果で、どのようにも恐れ入る事です。この様になった以上は、臣慶邦が青葉城に居住するのも恐れ多く、速やかに城外へ退去して謹慎恭順し、戦場へ出張中の隊長、首謀の臣に厳しく謹慎を申し付け、朝廷の裁許を仰ぎ、全藩中天地に誓って勤王の外に他意は御座いません。就ては同盟の列藩も早速降伏謝罪させるように説得に努めておりますので、悔悟謝罪の藩々一同に対してお寛大な処置を下される様に偏に嘆願致します。誠恐誠惶謹言

臣藤原慶邦

これを見て、剛骨男児等は更に大いに怒って「事は全て奸臣共【**新執政の遠藤文七郎等**】が遣

ったものである。彼等を斬って国害を除去すべきである」と言い、激徒が四方に起った。特に額兵隊【がくへいたい：仙台藩の洋式部隊で元込め式のスナイドル銃を装備した最新鋭部隊。総員約800名、隊長は芦名靱負(ゆきえ)であるが実質的指揮は星恂太郎(じゅんたろう)が執った。藩は既に降伏・恭順の意を示していたため、仙台での戦闘は行われず、榎本武揚らとともに箱館戦争で、木古内(きこない)にて最後まで戦い抜いた。】の行動は激昂が最も甚だしくて、九月十五日の早朝、宿営所である養賢堂の正門に整列し、祝砲を発して各々捧銃【ささげつつ】の礼を行なって青葉城を拝し、以下の趣意書を仙台市街の中央にある芭蕉辻【ばしょうのつじ：現仙台市青葉区大町一丁目】の制札場に掲げて城南槻木駅まで進軍した。

《以下の文は後藤正左衛門(佐和正)が筆なりと言う。果たして後藤のものか。》

田舎者の小臣である我々は誠惶誠懼泣血して哀訴致します。そもそも【慶邦公は】大義を推し進められ、

巻 4-7

皇国を御維持なさられるお考えに付き、色々仰られる御趣旨を謹んで拝誦致し、暗愚の我々は感激に堪えず、殊に賊徒掃蕩の事につきまして最も犬馬の微労を尽くして成功の報告をしたく、全隊一丸となって憤激勉励致しておりました。又厚く洋兵術の教育をして頂き、既に出軍の用意が相調い、日ならずして将に出発しようとしていたところです。しかるに近頃の諸情勢を察したところ、藩内の大條孫三郎、遠藤文七郎、後藤孫兵衛、石田正親、遠藤主税等の諸奸臣は仙台藩危急の際を幸いとして徒党を募り、大義を推し進める同僚等を排斥している。彼等は威を張り、富を欲しいままにして、和義の説を以って君公の地位を罪に陥れようと四方八方駆けまわっており、凜然として奪う事の出来ない【主公の】尊志を踏みにじり、有りもしない事を有る様に作るその【新執政の】姦欲を増長しようとしている。漸く【新執政の】意図を実施するに及んでは、将士は解体して、事は結局なしとげられないことになってしまうだろう。国家妨害とはこれに勝るものはない。且つ、彼等新執政は従来から奸悪の行為は枚挙に暇なく、天地不容の罪人であり、斬り捨てにしなければならないものである。顧みればこの頃、【薩長の】奸賊は朝廷に取り入り、幼少の天皇を取り囲んで道理に反する行為を欲しいままにし、甚だしい場合は臣として君を殺し、弟をして兄を討せしめ人間として守るべき倫理が転倒し、人間として守るべき大道が地に墜ちて、罪の無い人民は戦火の惨状に堪えきれない。この様な時に至り、奸賊を掃討し忠良を挙げ倫理大道を正当な状態に戻し、上は天皇のご心配を除き下は庶民の厭苦を御救いあそばされ、天下万民のために世にも稀なお仕事を企てられました。皆が目を見開いてお待ちしていたところですが、不幸にして列藩同盟は結束が弱く、誓約は破れて将に武士は戦に精勤せず、いよいよ戦況は不利となり、遂に賊軍【西軍】を仙台藩の国境に入らしめ、

巻 4-8

將に敵が我軍を追いかけて来て城下に至らんとする情勢になり、実に仙台藩の存亡の時である。しかれども百万石【仙台藩は名目六十二万石であるが、実質百万石であったと言われている】の封土で人を当てにして戦をしている訳ではない。他藩が同盟を破る事をどうして憂えていられようか。それよりも我が藩の指導者の不出来を憂える。速かに規律節制を定め、賞罰を厳明にして是を励行すべきである。勝敗は兵家の常である。百敗しても困難に屈しない不撓(ふとう)の気力を持って成功をなし遂げられるのである。元より今日の事を挙げるに当たって、予め勝算が有って万期が成功する訳ではない。成敗は天が決める事である。成らなければ国家に殉じ、正しい道に従って、斃れるのみである。今更戦の形勢が不利だと言ってどうして膝を折って賊輩に屈服する道理が有ろうか。もし我藩の奸臣共が上手く事を運び、降伏して藩の罪を賊軍に謝罪すれば、今日以前まで遣って来た事が却って朝敵の名を免がれず、百万石の封土も言を待たずに取り上げられ、慶邦公と宗敦君の両君の玉体をどの地に置き奉らんとするのか。実に臣下の身で言うてはならないことである。たまたま笑いを天下に取り、恥を百代にわたって残すだけである。非常に悲しみ涙を禁じ得ない次第である。【慶邦公の】臣である我々は唯々奸を討誅することは知っているけれども、未だ賊に降伏する礼法學んではない、よって今般国を誤まらせる奸臣を斬除し、益々国是を確定し、全員心を統一して賊鋒に対峙し、終始君公が堅く守られてきたお考えを貫徹し奉る事が必要である。幸にも臣等の微衷を諒察して頂き、最終的に悪人の所為に惑わされなければ、則ち天下はなにより幸であります。小臣である我等は誠惶昧死して謹んで申し上げます。

九月

額兵隊一同

卷 4-9

額兵隊は参政葦名靱負(あしなゆきえ)の部隊で、星恂太郎が指導・訓練しており強壯有為の兵士を精選し、人員は凡そ一千人である。服装は赤色で燦爛として目を見張るものである。常時は養賢堂に頓集していて、敵軍が城下を襲撃してくるのに備えていた。しかし今や降伏の報を聞いてその処置に憤激して、額兵隊がこの様な挙動に出たのである。主公は馬を馳せて岩沼に来て恂太郎を呼び寄せ、主公みずから彼を慰諭して進撃を止めさせ、村田【現宮城県柴田郡村田町】に行かせた。その後、宮床【みやとこ：現宮城県黒川郡大和町宮床】に移動させた。額兵隊は今後の方針について意見が二派に分れ、降伏を潔しとしない者を率いて軍艦の回天、開陽の二艦に乗船させ、北海に航して再挙を図ろうとした。当時芦名靱負は漢詩で額兵隊の事を次の様に詠っていた。

敢死三千是額兵紅装一隊倣蘭英
遮莫新潟若松陷猶向江城思遠征

【死をも厭わない三千の兵、これぞ額兵隊。 服装は赤色で、オランダ・イギリスの兵隊の服装を真似る。新潟や会津が陥落したとしても、猶も江戸の奪還を思う】

九月十七日【新1868年11月01日】、左の達を受けた。

仙台藩へ

慶邦の降伏謝罪についての嘆願書は確かに受領した。ついでには速かに慶邦父子を亶理城まで出向かせて降伏の手続きをする事。

但し降伏した以上は寛大な処分も有るだろうから、家中に不心得者が出ない様にする事。

来たる二十日、亶理城まで先鋒が繰り込むので、兵隊は阿武隈川以北へ早々に引取り、且つ、市民が動揺しない様に事前に伝達する事。先鋒が亶理城へ着陣した場合は、こちらが指揮を執り行うので、器械【鉄砲】弾薬は岩沼城へ取り集めて置く事
右のことを確実に実施する事。

九月

参謀

卷 4-10

仙台藩へ

旧徳川幕臣の脱走の家来共が仙台藩を頼って結集していると言う噂を耳にしている。そのまま留置して、人員を報告する様に。真に悔悟謝罪の上は寛大な処置も有るだろうから、動揺しない様にと締をする様にとの命令が有った。

但し器械は取上げ早々に指し出す事。

九月

参謀

九月二十六日【新1868年11月10日】、西軍が始めて仙台北城下に入る。以後二十九日に至るまで続々来て各町に分宿した。偶々城下の柳町で火災があり、西軍はこの火災に遭遇して愕然となってどの様に行動して良いのか分からなかった。或る者は「【我々西軍を城下に入れて置いて火を放って皆殺しにする】仙台北藩の術中に陥ると思わなかった」と言った。彼は仙台北藩が降伏を偽って城下に誘い襲撃しようと思惟したのだろう。この時、西軍は周章狼狽して誤ってその携行した弾薬をひっくり返したが、その中から出て来たのは弾薬ではなく全て砂利であったとの事。これから判断すると西軍が列藩軍と戦っている間に、弾薬を既に使い果たして、砂礫を誤魔化して弾薬と見せていた。その窮乏した状況を想見すべきである。当時はこの事が笑話となった。

卷 4-11

十月十二日【新1868年11月25日】、以下の命令を受けた。

伊達陸奥家来

但木土佐

坂 英力

瀬上主膳

田邊覧吉

赤坂幸太夫

右の者は取り調べする必要がある、東京へ指し出す間逃げられない様にして大洲藩【お
おずはん：現愛媛県大洲市】へ引き渡しする様にとの命令が有った。

十月十二日

参謀

十月二十三日【新1868年12月06日】、主公は世子と共に東京に謹慎すべき旨を命令され、同
二十七日仙台を出発して東京に至り、芝増上寺山内の良源院に仮住まいし、謹慎して命令
の降りるのを待っていた。

十二月七日【新1869年01月19日】、末藩伊達遠江守へ行政官より左の命令が有った。

伊達遠江守

別紙の通り命令が有ったので、これを伝える事。

十二月

行政官

伊達慶邦

松平容保追討に付いては重要な勅命を奉じ、その後嫡子宗敦が上京の際は重ねて御命
令したが、出陣すると道半ばにして勅命に違反して容保に組みし、上杉斎憲と共謀し
て奥羽私盟の同盟主となり、督府参謀を斬害し、且つ、暴威を以て総督府を拘留し、
しばしば天皇の軍隊に抗衡して天下の騒乱を醸生した。

巻 4-12

兇逆悖乱を逞しうした事について、今般開城し伏罪すると言っても、天下の大典では
その罪を捨て置くことは難しく、よって城地を召上げ、父子を東京にて謹慎を申し付
ける。

但し反逆首謀の家来は早々に取調の上、結果を報告する事。

十二月

行政官

伊達慶邦

今般城地を召上げ、父子を東京で謹慎することを申しつけた所であるが、非常な大赦
の思召しで家名を存続させ、更に二十八万石を下賜し、仙台城御預を仰せ付けるので、
血脈の者を選定し、早々に願い出る事。

十二月

行政官

このため、公子亀三郎君【伊達宗基(むねもと)の事。宗敦君とは別人】を相続人とし、伊達藤五郎
及び伊達将監を後見人とする事を願い、許可を得た。この減封の件に付いて遠藤文七郎は
かつて木戸孝允(「こういん」とも「たかよし」とも両方の呼び名有り)より内談を受けていた。孝
允は「元封を半減すれば如何」と問い合わせた。文七郎は、半減であれば三十万石以上で
あり、猶大諸侯の資格を失なわないと考え、唯々甘諾した。

《増田歴治(繁幸)もかつてこの時の談判について「確かに半減なりと木戸は言った」と語った。》

実際に命令が下りると、半分の三十一万石ではなく二十八万石であった。思うに木戸の言う半減とは一関分の三万石を控除した計算であるのに対し、文七郎は六十二万石の半高とっていて、元々目的の錯誤であるのでは是正すべき確証があったのだが、文七郎は反問する気力がなくてそのままになったと言った。もしはたして文七郎の言った事が事実ならば意図的な減封で遺憾な事である。

《伊達氏は将軍より六十二万石の朱印を得てその内三万石を田村氏に内分としているので田村氏へは将軍より朱印を与えていない。田村家が潰れる事があればその地は伊達家へ戻る事となる。六十二万石の半減は三十一万石なので三十一万石以上の大名にて侯爵の資格がある。【実際の爵位は下位の伯爵であった】》

卷 4-13

一方、坂、但木の二氏は既に収禁の身となって数回糾問を受けた。糾問に対する回答は左の如くである。

昨年中、奥羽の諸藩が官軍に抗戦した事件に付いては、糾問の一番重要な所で、言葉の違い等が出て来ては非常に不都合な事になるため、詳細は書面で申し述べる様にとのことですので、恐れながら左に書き上げ致します。

一徳川慶喜を始め会津容保等の追討を仰せつけられた時節は、主人伊達慶邦に会津を仙台藩一手で襲撃する様に朝命が有りました。しかし恐れながら王政御一新の時に兵隊を動かす事は、この後の騒擾がどの様になるのかと憂慮する余り、拙慮ながら一応建白書を捧呈しました。しかし御採用にもならなかったのです。しかるにその頃は九條殿を始め奥羽鎮撫として去年三月中旬に仙台藩内へ御下向なされたので、定めし穩便の御処置がなされるものと愚昧の市民までも有難く思っていました。計らずも御着船なされるやいなや、改めて会津追討の先鋒を申し付けられ、速かに成功の報告をする様にと嚴重に責め付けられ、誠に全員が恐愕し、人心の紛擾が意図せず大きく動揺するに至りました。元々王命を尊つとび奉まつる事は勿論の事ですから、同月下旬から討手の兵隊を繰出し、四月十一日に主人慶邦も出陣し、翌十二日に九條殿始め転陣なされ、それより先手の兵隊は会津国境口々に繰り詰め

卷 4-14

同月二十日頃より戦争による手負討死も相次いで出て来ました。そのうちに米沢藩も仙台藩同様先鋒を申し付けられていたことから、会津藩から米沢藩をたよりに謝罪嘆

願の件に付いて、会津藩の家老から申し出が有ったので、米沢重臣並びに仙台藩重臣が立会い、その趣意を聞き届けました。それは真に謝罪降伏の外には別意が無く、よって容保は城外に謹慎を申しつけ、どの様な巖科の処置が下されようとも違背しないと取り決め、その意を尋ねた所、「会津は元々謝罪嘆願をした以上は、決定を受け入れないと言う事は毛頭無いが、願わくは多大の御憐憫を以て伏見の一件については謀臣の首級を差出す事と、削封を仰せ付けられる等の事で御容赦頂きたい。

開城の一件は只々御容赦願いたい。実は領内に激徒が甚だしく居て、例え一旦決定をお受けしても預め見定めが困難で有るのを強引にお願いすれば、かえって臨時に事態が崩れては、一層恐れ入る事態になりますので、以上の件、何卒幾重にも御憐憫を掛けて御寛大の御処置を成される様お願いします」との厚い嘆願の申出がありました。その情状は如何にもやむを得ぬ状態で、敢えて不当の暴願とも思えないので、【会津征討の】応援を仰せ付けられた近隣の諸侯も数多居たので、広く評議を相尽くすべきとの検討を基に右諸藩の重臣等を招き、会津謝罪の件に付いて衆議に相懸けたところ、何れの藩も願書を請け取り、諸藩からも添願を申し上げるとの同意が有りました。このため米沢侯は仙台藩までわざわざ参上し、

巻 4-15

慶邦公を含め一同が九條殿の御本陣に参上して嘆願を申し上げ、諸藩の重臣達も連名で願書を差し上げましたところ、一応御受取りなされましたが、最終的に許諾が無く、速かに追討する様に巖重な命令が有ったので、全員が当惑してこれ以上総督府へ強願すべき筋道もなくなり、却って恐縮いたしております。それなのに、以前に徳川家の追討を命令された時、奥羽の諸藩は応援する様に申し付かったが、その時に庄内家は累代の主家【徳川家】へ討手を指し向ける事は何とも難しく、と言って主命【天皇の命令】に背いては恐れ入る事であると板挟みになり、なにとぞ憐れみ深い御処置で追討の件は御容赦下さる様に家来共に命じて去年春に京都へ嘆願書を差し上げました。しかし既にその時宍川宮様は東海道の中途まで御進発になられていたので、京都で願書を差し上げたところ、林九十郎と申す者が取次いで論して言うには「累代の主家に敵対するのは如何にも忍びがたく、嘆願申し上げる情状は一応最もな事ではあるが、元々徳川の罪をお許しになる事は出来なく、それ故に追討を申し付けられたのであって、今更、願書を取上て御吟味なさる事も無い。しかし「天朝に対して何か別に天皇を安心させる働きの証が立てば、ここにてお許しをお下しになるでしょう。最もこの度奥羽御鎮撫として仙台領へ九條殿等が御下向なされたので、詳細は同所に居る九條殿を伺い、精勤する様にとの申し付けが有った」と言う事で有りました。このため、庄内藩が仙台藩へ

巻 4-16

来て、藩の重役へ相談を申入れたため私共が面談したところ、上記の様な内容で有ったので、九條殿へ面会取成しを依頼されたので、先づ下参謀へ役人を差出し内々に伺がったが、既に京都では庄内家の追討の評議が決まっており、右様の申し出が有ったとしても受取りは出来ず、早々に国内追放を厳しく申し付けるとの右役人の話で有り、逆に私共も意外の決定に恐縮して、庄内藩へは気の毒の至りながらどう仕様も出来ずに、その旨を庄内藩へ程能く伝えて帰させた。しかしながら、その頃羽州天童藩に吉田大八【守隆の事、藩の家老】と申す者が居て、どの様な理由が有ったのか庄内にて徳川家の旧領である羽州寒河江(さがえ)柴橋【現山形県寒河江市大字柴橋】辺りの地所を押領したとの密かに訴え出たと伝えられた。それがため右場所へ仙台藩からも討手の人数を差し出す様に命令が有り、九條殿警備の西国勢と一緒に兵隊を繰出したところ、敢て掠奪等の所業を示す郡村など無く、空しく引戻して来た。さては大八が一旦虚事を申立てたのであろうと思い、お取り調べになるものと承知しておりましたが、その後どのようなことを申し上げたのか、またまた大八の建言が採用になり四月下旬頃になって、庄内藩追討の命令が有り、久保田家【秋田藩】は先鋒、その外南部・津軽を始め羽州の小諸侯方も多くは応援を申し付けられた。然るにその時、仙台藩へ来ていた久保田藩の者に別件で私共が面会した時に、伝え聞いたところでもこの度庄内藩追討を申し付けられたがどの様な罪状なのであったのだろうか。

巻 4-17

かつて良く理解出来なかったもので、伺書を指し出した事が有ったけれども、徳川慶喜のこと、伏見の事件以来、慶喜が東下の後、庄内藩において重ねて兵を起こすように頻りに勧める様子があり、且つ、去年十二月中に薩摩藩邸を焼き討ちした事は暴動の行為であると、付札で追討の指図が有り、非常に恐れ入る事となったというのは慥(たしか)な話で有った。私共も始めて罪状を聞き、誠に驚歎した次第である。かくして澤殿は下参謀の大山格之助を始めとして薩長筑三藩の兵隊を引き連れ、仙台城下より羽州へ出発し即時に庄内へ討ち入りしたが勝利が無く、続いて天童藩が落城して、新庄へ総督府が転陣なされ仙台藩も至急援兵を出す様に申し付けられ、頻りに催促が有った。しかしその頃、会津謝罪の一件が有り、諸藩の重臣共が会議のため一同に集まる時期で有ったので、自然に庄内追討の議論に及んだが、会津・庄内二藩の処置の一つには御三卿の本意とも思えず、実際には奸徒の私怨から派生したものが追討になったこと以外考えられず、御一新御創業の場合に逆に聖徳を汚すことになってはいけなと深く憂慮し、この上は再度太政官に朝命をお伺いする事に衆議が一決し、このため米沢と仙台藩の家来共が早々に上京の準備をし、九條殿へも以上の状況をお知らせし、

巻 4-18

会津討手の兵力は番兵のみを残して引揚げ、庄内追討の援兵は先づ出兵を差し控え、藩より出向いておられた慶邦公は閏四月中旬に帰城になられた。この時点で九條殿、

醍醐殿も仙台北城下へ帰陣なされ、猶九條殿から諸大夫塩小路刑部権少輔と申す者を米沢と仙台北藩の家来共へ差し添えられ一同京都へ上り、奥羽の事情を詳細に申上げ、ご命令のあり次第別に鎮撫なされようとの旨仰せられた。日ならずして右の者どもが出發しようとしていた所へ肥前及び小倉の二藩が庄内追討の応援命令を受け、仙台北領内【東名】へ着船し、それより総勢が城下へ遣って来た。その時肥前藩の下参謀の前山精一郎と申す者に私共が（二藩を）応接した節に「一体全体庄内藩追討はどの様な罪状によって遂行されるのか。」と聞いた。彼が言うには「当今彼の藩は羽州地にて徳川家の旧領を押領し、且つ理由も無く同国の天童藩を討落しその勢力や強暴甚だしく、官軍が危急の状態になっているとの事で、応援を申し付けられた」との事であった。しかし、先日九條殿が説明なされた罪名とは異なっているので更に詳細に問い合わせたところ、右精一郎はどの様に答えて良いのか分からず殆んど当惑の体であった。このため、羽州庄内への出兵は一先ず控える様に申上げました。その後、御両卿様が御前へ諸大夫始め肥前藩の下参謀及び藩の隊長共外私共まで一同呼び出され、全員がお聞きしたところ、下参謀が言うには「徐々に奥羽の形勢を伝え聞いているが

卷 4-19

どの様にか鎮撫のお仕事をうち立てられて帰京なされるようにして差し上げたいのだが、会津藩は最初の件に立ち戻り、謝罪嘆願を申上げる様に周旋することもできまいか。もしこの時期になってそれは難しいということであれば、一先づ御三卿が帰洛なされて二国の事状を詳細に天皇に御奏問し、重ねて鎮撫する外に方法が無い様であるが、両條の際、なにが然るべきか私共に評議する様にとのことなので、なお良い思案があるのか検討したところ、会津藩は一応謝罪嘆願している以上は、徐々にであれそれが取上げられ検討されれば事態も鎮静化する事は勿論の事であるが、今既に北越・奥羽両道に官兵が指し迫り、戦争が勃発する際にただ鎮撫とばかり仰せられても行届きにくく、いよいよこの様な処置がなされれば、第一に北越・奥羽両道に居る官兵はその場に指し留められ、その上成敗がなされなければ奥羽諸藩も恐らくは恭服はしないだろうと返答すれば、官兵は元九條殿の命令で出向した軍勢ではないので、ここから何と仰せ出されても御指揮に従う筋は決してあるまいと聞きましたので、それでは是非に及びませんので、ついては帰洛の上、再度鎮撫なされるようお願い申上げた所、九條殿を始めとしてその様に決議するの外解決法は無いだろうと仰っしゃられました。猶、【自分も慶邦公】主人へも申し聞かせ且つ奥羽諸藩の重臣とも当城下に【九條殿が】御滞陣なされ御鎮撫なさるようお願い申しました。

卷 4-20

この件に付いて、右之輩【奥羽諸藩の重臣】へも布告仕り追って申し上げる旨、【九條殿より】ご承知頂き退出致しました。しかしながら帰洛をお急ぎになられていた様子が五月十八日に仙台北藩を出發なされ、南部領から秋田へ転陣し、同所から澤殿が船にて早々

帰帆の準備をなされていると伺っていました。万一秋田にて滞陣等が有れば、【会津・庄内】二国の状況は更に解決が難しく、かえって反逆の汚名を二国は蒙り非常に困った状態になるので、再度奥羽列藩の重臣達から詳細な事の顛末を申し上げた上で、鎮撫の件で二国の嘆願を申し上げる事が良いとの衆議をして、右重臣達の惣代として米沢並に仙台藩の家来達が願書を持参し、五月下旬に仙台領内を出帆して品川沖へ碇泊したが、生憎な事に上野で彰義隊の輩の討払い後であったため、奥羽の諸藩に対して厳しい検査が行われている時期であり、上陸する事は勿論の事ながら同沖へ滞帆する事も甚だ危うい状態で有り、どうにかして二三人だけでも上陸させ願書を差上げたく、米沢藩並びに仙台藩より一人づつ残し、その他の人達はこれから陣門に向って嘆願する外に手段がないと言う評議をして、仕方なく帰国した。差し残した者は徐々に何等かの手配をしているものと考えられ、その願書は差上げたものと承知しているので、尚、同書面の趣意についても取り上げて頂き、瞭察を下される様をお願いしたい。この様にして使者が帰国した頃は既に列藩軍と官軍との接戦が諸道に起って多難な状況になっており、

巻 4-21

恐れながら、これから総督が居る陣門に出向いて嘆願等を申し上げても兵勢の士気に係り、最も米沢藩の謀臣等の異論も出て来て、色々の意見が出たため、私共の考えに一存する事も難かしく、自然に対応が遅延になり、遂にそれに対応できず、徒らに官軍に抗戦するという形勢になってしまったのは、元々の考えに反したことになり、今更ながら残念なことで胸が塞がり歯ざしりして毎日恐縮の次第です。下参謀の世良修蔵を殺害した一件は、その頃会津の討手に差し向けた兵隊共へ外から脱藩の者共が加わった結果であると承知している。その際、私共は国許【仙台】に居て世良修蔵は白河城へ出張しており、何の意図が有ったのか一人同所から早籠で福島へ遣って来て、同所の藩の兵士を呼び取り、大山格之助方への書状一封を渡し、是は仙台藩の手に入っては容易ならざる大事件になってしまうので、呉々も密かに差し出す様に話していた。このため福島藩は甚だ怪しんで、逆にその場に居合わせた仙台藩の隊長へ全て話し聞かせた。このため大いに驚いて、【話の内容の様な状態になれば】今後どの様な国家の大災難を引き起こすのか分からず、とてもそのままに捨て置くわけには行かなくて、取り敢えず右の書面を取り揚げて開封した。その内容は思いもよらないことに、「この度米沢、仙台二藩にて会津謝罪の件を特に周旋していたところですが、もし強いてお受けにならなければ、逆に会津に合併協力することもはかりがたいと言われているおり、一体全体奥羽はおおむね朝敵であり、今は一先ず会津の嘆願は御受取りになられ、猶太政官に相談なされる意向と

巻 4-22

申し聞かせておき、かつ、是迄仙台藩が構築して来た胸壁は徐々に敵【列藩軍】のもの

になるため、この折にこれらを破壊して、事態は鎮静しているというふりをして、米沢、仙台藩の主人【上杉齊憲と伊達慶邦】には謝罪周旋の件で御呼出しと言う名目で上京させ、その隙に海陸より大軍を率いて一時に【米沢、仙台藩を】掃討なされる外に解決法が無く、万一この時を失なえば、将来必らず大害をもたらします。よって以上の計策を実施するため今直ぐに単身京都へ出向きます。」との自分の意向を書き綴った書面であった。【この書面を見た仙台藩の者は】甚だ驚き憤慨しており、明朝となれば、早々に出発の手配があるとのこと、それでは国家の危難はここに止まり、今この機会を失えば将来臍(ほぞ)を噬(か)む憂目に合います。最も【世良修蔵の様な】奸吏を一日も逃げ置かしたならばどの様な災害になるのか推測が難しく、このため君命を待つ悠長な場合でも無いと【現場が】判断し、密かに隊中の者共に命じその夜、修蔵を殺害しました。その後、大隊長の瀬上主膳へ事の顛末を申し上げたので、主膳は早速白石城迄来て詳細を重役の者へ話したとの事でした。ここで初めて私共が全体を理解し、誠に驚顛当惑して、何故にこの様な欺謀になってしまったのであろうかと思った。実に密書の内容は殆んど意外・存外の計画で有るけれども、しかし天朝の官人を殺害した事は非常に恐れ多い事で有り、殺害を実施した者については厳しく処罰を申し渡すべきところでしたが、その頃白河城へ何方か分からぬ軍勢が不意に襲来し、城中の官兵を追払う旨の報告が有ったので、主膳は以前から番兵の規律順守を励行する様に軍務として申し付けられていた者であり、

巻 4-23

直に白石から白河へ立戻ったために私共には面会も出来なかった。非常に急な事であったため、主膳を差し留めて【世良修蔵の殺害について】どの様な事であったのか聞き取りも難しく、その内そのまま何もせずに時間が過ぎ去り、五月朔日の戦争では、主膳の部隊の多くが打死し、殺害の件に特に関わっていた者や立会った者達には戦死した者もあり、特に脱藩の者達が混じって居るため、殺害が誰の行為と直ぐに判断する事が出来ず、これらの件は別途九條殿へも御報告しており、又それぞれ検討中に日々が過ぎ、所々で接戦が日夜起こっており内外の騒忙は息をする間もない状態であるため、自然に取り調べも行届かぬ状態で、事の詳細は今でも分からない状態で有る。しかしながら、例えかくの如く事情があったとしても、なんとかして厳しく取り調べ始末もつけるべきところ、その件、時間が過ぎてしまったのは結局、我々が折々に命じなかったことであり、非常に恐れ入ることと思っています。

右両條【一か条のみと思われる】の通り、御糾問について失礼ながら腹藏無く申上げました。元来本事件の始まりは全く東奥僻地に居る頑迷固陋なる衆人の凝り固まった風俗習慣が、自然に勢いを押し止どめることも出来ない状態になったものであり、必ずしも主人慶邦父子の心中から湧出したものではないささかも無いものです。この件は幾重にも御明察にて寛大に処分なされます様、敢て万死の罪を顧りみず、ひたすら哀願致

します。

伊達亀三郎家来

年月日

坂 英力

花押

但木土佐

花押

卷 4-24

【明治二年】五月十四日【新1869年6月23日】、軍務官より以下の命令を受けた。

伊達亀三郎

昨年十二月の命令により取り調べに差し出した反逆首謀者の但木土佐及び坂英力に対して、今般刎首【ふんしゅ：打ち首】を仰せ付けられたので、その方【仙台藩】にて所置し、報告する事。

五 月 軍 務 官

【明治二年】五月十九日【新1869年6月28日】、麻布の仙台藩邸【麻布下屋敷、現港区南麻布一丁目、韓国大使館の周辺、仙台坂の名が有る】において坂、但木二氏に斬首の刑が執行された。最後の盃を酌み交わして何時もの様に暫し談笑した。各詩歌一首を作り、ゆったりと落ち着いて死に就いた。姪【おい】の但木良次【奥羽日日新聞を創立させた一人、仙台人名大辞書より】が二氏の遺骸を斂（おさ）めて芝高輪の佛日山東禅寺【東京都港区高輪3丁目】に埋葬した。【「国恩記覚」（吉田勝吉、平成13年7月、非売品）によれば、但木土佐に関しては、家臣の山野川広人が東禅寺に埋葬したとの記述がある。】

辞 世

但木成行

雲水の行衛は何処武蔵野を 只吹く風にまかせたらなん

【何所に執着しようともせず、自然の勢いに任せる行雲流水の行き着く先は何処なのであろうか。自分の死後の魂は雲水の様に武蔵野を吹く風に只任せるのみである。】

春日有感賦

坂 時秀

桃花乍散春風憾 亦發明年雨露恩

人世榮枯何可意 冀安分際順乾坤

【桃花がたちまち散ってしまい春風をうらむが また来年花が咲くのは雨露の恩である

人生の榮枯をどうして気にしていられようか 自分の身の程を心安らかに受け入れて天地自然の巡り（運行）に従いたいものだ】

《この辞世の自筆及び臨死の顛末は合装して一幅として仙台文庫に納めあれば就いて一観すべし》

【ページ巻4-25 より 巻4-29迄 仙台藩の藩士等の情報のため、記述は割愛する。】

自分【下飯坂秀治】が本書を編集して校閲を大槻文彦氏にお願いしたところ、氏は校了して返却時に参考として氏の父君の磐溪翁の戊辰事蹟を贈与された。このため、拾遺に収録しようと思い、再びその諾否を氏に照会したところ更に以下の返書があった。その返書の内容を読むと当時の真相が歴然として紙表に充溢している。よって本書と合体して収録し、本篇の跋文【ぼつぶん：後書き】に換える。

明治戊戌【三十一年】仲春

編者誌

【これ以降の内容は大槻文彦から下飯坂秀治への直筆の書翰である】

亡父磐溪の「戊辰事歴」を差し上げたところ、高著の「仙台藩戊辰史」の拾遺に採録して差し支えないかとの御問い合わせの趣旨承知致しました。元々参考として差し上げたものですので、事が上手く行くのであれば本望です。

薩長等の虚勢を張った威嚇に戦慄し、かつ勤王の名義に愚弄させられて、日本中の二百六十の諸大名は一斉に腰を抜かし、提灯を持て先駆となり徳川の三家・家門・譜代大名の如きまで今までお世話になった主君に向かい発砲する如きはあきれたと言う他ない。

しかし世の中には纔(わずか)に武門の気骨が残っており、各藩の兵を合体させて兵を起し、【薩長の横暴に】抵抗したのは奥羽越の諸藩である。その盟主は仙台であり、その首謀は但木成行である。そもそも但木がその様な考えを持ったのは、磐溪の説に拠るものであると認識している。戊辰より十数年前から二人【磐溪と但木】の持論が意気投合して、但木は常に磐溪の説に耳を傾けていた。

戊辰での仙台藩の挙兵の熱意(七峰【但木土佐の雅号、七峰樵夫】・磐溪の持論)の如きは

何時の時代、何所へ出て申し述べても恥をかく事は少しも無く、自分【文彦】なども三十一年間の今日まで【列藩同盟が目指した】方向が誤っていたなどと思った事は一日も無い。

磐溪の説は、薩長を始めとして時の尊王攘夷家などと言う連中とは根本から正反対のもので、その説は「天子を権変多い政務に直接に関係させるのは神聖を冒すもので、ついには皇家を傷つけるものであり、その例は承久元弘の事変が適例で、中国歴代の革命を想像してみる事である。日本には幸いに武家政治という形態が有り、天下の政権は矢張り將軍家に持たせ、争奪・盛衰・興亡は將軍家限りとして継続させ、即ち西洋に立君定律国(今の所謂立憲国)が存在して、その大宰相が大政の責任を負って交替すると回し姿にして継続する事を良しとす」と言うことを常に話していた。

磐溪は佐幕論者であるけれども直ちに徳川氏に就くと言う事ではなく、將軍政治の方がまし【良い】と申しただけで、又当時世にはびこっていた攘夷論の良く知りもしない者千人の中にあつて独り西洋の事情に精通していると自負し、大々の開国論者であれば、自分みずから徳川の開国主義(止むを得ずの主義ではあるけれども)にも同情を表していた。この事は当時の尊王家と全く反対な立場で有り、又愚かなる攘夷説を排斥したのは申す迄も無い事である。まして薩長が徳川幕府を倒した場合は、幼い天皇を挟んで第二の徳川となつて専権するであろう事も当時の識者は看破していたことで有り、薩摩藩の島津や長州藩の毛利が天下の権を奪わんとする野心があるのを見て取って誰がこれをそのままに放置しておくだろうか。何に遠慮して傍観すべきだろうか。この時点で【薩長】排撃論となつて薩長を排撃しようとする事について徳川・会津に肩入【組】する事は自然の流れであり、最終的に旧徳川の兵士が合流のために、兵が駆け付けた次第である。

世間の人は仙台藩が戊辰戦争で列藩同盟を立ち上げたのは、世良修蔵と言う奴輩が会津の降伏を許さぬからとか世良の密書を見てから大いに激したためと評しているが、

巻 4-31

七峯・磐溪の趣意はその様な浅薄なものでは無い事を以下に証明したいと思う。

人は兎角に勝敗の結果を見て事の正否を論じがちであるが、真相を知らない事が多く有る。戊辰戦争時の仙台藩兵の敗退は藩兵の罪ではなく、同盟諸藩の反盟・不義の罪が原因である(不義の者と同盟したのは先見の明なしと言われては閉口するけれども)。毎戦、同盟軍から裏切り行為が有り、背後から撃たれて負けぬ兵は何処にも居ない(島津も毛利も関ヶ原では小早川秀秋に裏切られて大敗した)。そうであれば藩兵が仙台領内に入って駒ヶ峰、旗巻峠での防戦の前に、相馬口に居た西軍も進行すべきか逡巡した。この例は少し証明するに足るものと思う。仙台藩は遂に降伏したけれども同盟諸藩中の最後であり、最後まで戦い抜き、この間諸藩は皆反盟し、力尽きて降りし二百九【番目の藩である。】藩力はそれでも尚藩政を執る事は出来るけれども、【勤王と佐幕との】内乱にて毀【つぶ】れ、上手く行かない。何れの藩でも勤王と佐幕との内乱は有った。

仙台の勤王家(拝薩長家)は、藩が降伏した事で【自分達が主張していた】勤王の実を挙げたと言つて意気揚々としている。この事は他に類無き事である。彼の三好監物なる人物は自分は仙台で唯一の勤王家と言っているが、薩長が御為めごかしに褒めそやしているのを嬉しがって、仙台藩にて勤王家の大立物の様に振舞っていたが、三好氏は戊辰の春上京して居た。「その時迄には『白河以北は独眼龍【政宗】の領地』という故事【中国後唐の太祖李克用の事例及び頼山陽の『多賀城瓦硯歌』】の実績を挙げるのは実にこの時を置いて他に無い」と彼が話していた事を自分【文彦】は京都にて眼前で聴いて居た。兎角に当時の勤王家と申す人々には滅金【鍍金(めっき)の事】者が多く居た。

さて又、薩長は【攘夷と言って外国人を強硬に排斥する立場であったが、】後年打って変わって西洋人に平身低頭すること旧徳川幕府以上で、これには磐溪も意外千万な事であり、あきれ申すと話していた。又政權を私すること徳川氏に負けず、源氏・北條氏・足利氏・徳川氏が幕府名義にて専横であったが、藤氏・平氏・豊臣氏が摂関相国名義にて専権したるも、

卷 4-32

薩長が参議名義にて朝權を弄して居るのも、何の異なる事が有るだろうか。磐溪もそれ見た事か天下の大名皆提灯を持った【他人の手先に使われ、頼まれもしないのに物事を褒め宣伝する事】と常日頃申して居た。但木七峰がもし存生ならば同感するだろうと思う。明治六～七年の頃、陸軍軍医監石川良信(櫻所の事也、【仙台藩登米郡櫻場村の出】)が政府の内命を受けて磐溪を起用しに来た事が有った。その時磐溪は「【自分は】亡国の遺臣だ、何の面目が有って新政府の人間と一緒に仕事が出来ようか」との悲憤の一言を發して、面会を謝絶した事も文彦は眼前に見ていた。

戊辰の挙については、事、主君や亡父に関してあれこれ思い起こせば、今昔の感に堪えず、序ながら述懐致しました。これらは聞き捨てられる様お願いします。 拝復

【明治】三十一年三月八日

東京にて 文彦拝

仙台下飯坂仁兄座下

仙台藩戊辰史卷之四 終

拾一 1

【(1)】 仙台藩老臣坂英力君小伝

君の姓は藤原、坂氏、諱【いみな】は時秀【ときひで】、通称は英力【えいりき】と称している。代々仙台藩主伊達侯に奉仕して来た。【一族に列せられる以前の】家列及び俸禄の詳細は分からない。五世の祖正三郎信之に至って始めて【伊達氏の】一族に列し采地四百石を賜う。蓋しその女【むすめ：信子/於世勢】召されて忠山公【6代藩主伊達宗村公の事】の側室となり徹山公【7代藩主伊達重村公の事】及び正敦堀田侯を生む。公の逝後に性善院と号し、四世の祖五郎太夫信中の女【むすめ】坂野は幼児の時から性善院が養育する所となり、遂に【性善院は】老女になって殿中に移る。

拾一 2

その功により俸金十両六人口を弟喜太夫信要に下賜された。その子能登時保【ときやす】には嗣子がいなかった。このため伊達安芸村常の四男要人常直を養子として迎え嗣子とした。【常直は】一男一女を儲けるが後に故あって伊達氏に復帰した。その後息子は夭逝したので、時保は又保定【やすさだ】を養子にして孫女と結婚させて家を継がせた。即ち君の巖父母である。考諱は保定、通称能登は平賀雅幹【まさもと】の第二子である。母は坂氏の出で、【英力】は天保四(1833)年九月十四日に仙台で生まれる。二歳にして父を喪い、兄庄三郎が家を継いだ、明年【庄三郎が】夭逝した。このため、その後を継いだ年は三歳で、母親が養育する事となった。家臣の岩淵右仲は新に家屋をその知行地の磐井郡黄海【いわいぐんきのみ：現岩手県一関市藤沢町黄海】村に築いて君及び母氏を奉じて移住させ、養育して全てに行き届いていた。

【英力が】長ずるに及んで藩儒の松本良之輔及び阿部富一郎に師事して読書・習字を修得し、又内海大之助に兵法を山田民之助に影山流剣道を学んで、その奥義を体得した。安政三(1856)年、二十五歳で始めて御近習【ごきんじゅ：主君の側に使える者】御申次【おもうしつぎ：主君に奏事伝達を行う役目を担った役職】に挙げられ御祭祀奉行を兼ねた。引き続いて御小姓頭に転じた。安政五年剣道師範を始める。これは【慶邦】公の内命に依るものであろう。そもそも剣道師範であった先代能登時保はその奥義を門人の山田某に伝え、時保の死後は山田氏が剣道師範となっていた。時が経ち英力は既にその奥義を極めたため、故に剣道師範を英力が復することとなった。そうこうしている内に英力は時事に感ずる所があり、官を辞して居を宮城郡大代村【おおしろ：現宮城県多賀城市大代】に移し、度々海浜に逍遙して風月を友とし潮水の干満を望みては盈虚(えいきょ：榮枯盛衰)の理【ことわり】を悟り、

拾一 3

波瀾の高低を見ては治乱興敗の勢を察し、自ら精神を練磨し浩然の気を養う事数年であった。その間しばしば就官を勧むる者がいたが、断って従わなかった。元治元(1864)年秋に長州藩の毛利氏が蛤御門【はまぐりごもん】の変を起した。慶邦公は変報を聞いて大いに驚き、直ぐに使をして坂英力に至急京都に行き天機を伺う事を命じた。坂英力は直ちに命を拝して将に出発しようとしていた。母親はこれを怪みて「貴方はしばしば要職の内命を受けたけれど皆辞して受けなかったが、今回の命令は急行して騒乱の地に入る事であり、別に顯榮な地位を得るものではない。それなのに今回貴方は直ぐに命を拝するのはどのような理由なのか」と問い質した。

英力は謹んで「単身で騒乱の地に身を投じ、主命を遂行出来る者は同族中果して何人居るでしょうか。今回主公が特に私にお命じになられたのはその理由でしょう。このため命を拝しました。母上、心配なさらないでください」と申し上げた。英力は直ちに馬に鞭して仙台に至り、次いで京都に出発して行った。出発に当たり家臣某が随行することを願い出た。これに対し、英力は「自分がこれから何れの地に行きどのような事をするのか詳しくは分かっていない。只機に臨み変に応じて君命を実行するのみで、従者は固(もと)より必要ない。汝は私を心配にしないでくれ。只私に代て家事を整へ老幼を扶(たす)けて、後顧の憂が無い様にしてくれれば汝の仕事は充分である」と言って願いは聞かなかった。

拾一4

慶応二年国老に推挙され、故世子茂村【もちむら】君に随行して江戸に赴いた。この時分は朝野紛然として志士が四方に起り、幕府の失政を責め、西南諸侯の中には往々討幕を口外する者あり、幕府は錯愕してどの様に対処すべきか分からなかった。このため【幕府は】主公に参府を命じて【現状を打開するための】会議を開催しようとしていた。その時主公は病気の為参府出来ず、世子を代理として参府させた。世子は未だ弱冠【二十歳】であり、例え英明の君公と雖も、未だ世の中に通曉していない所がある。このため將軍慶喜公は深夜に坂英力を営中に召して、大樹【將軍の事】自ら敷物を外して処世の要務を議論して且つ「近頃、天下の人は私の不徳を責むるのに当て推量して論難攻撃するものが多い。確たる後ろ盾がなければ祖宗【家康公】以来の祭祀を完とうする事が出来ない。その後ろ盾を得るには伊達氏を置いて他に居ない。その方はこの意を十分理解して、この事を主公に報告し、我徳川氏を佐(たす)けよ」と言い、坂英力に意を託した。英力はその趣旨及び知遇に感じ同意・承諾して退席した。慶応四年四月主公に随行して白石本営に居た時、会津藩が降伏を要請するに及んで同僚但木成行と共に国境の陣門に出張し、その使節を延見し訊問してその嘆願書を受理して鎮撫総督に奉呈した。しかし嘆願は許されず、その所為は公明正大を欠いており、薩長の奸徒は皇軍の名を利用して私怨を晴らさんとするものの如くである。奴輩の爪牙【そうが：頼りになる家臣】となって駆役させられるのに忍びず、故に奥羽列藩は同盟して大義を天下に伸ぶるに如かずと議論し、

拾-5

列藩が連署して建白書を太政官に捧呈する事に決した。五月十三日に坂英力は建白書を携へ僚属を従えて海路より京都に赴かんとして大江艦に乗り、寒風沢を発して江戸に至り、上陸して天下の形勢を探らんとした。当時江戸は上野の戦後にして都下紛擾を極めて上陸する事が出来ず、且つ当路の者は皆薩長人のみなので建白書を捧呈するのも容易には行かないと考え、いたずらに月日を浪費する事を恐れた。このため、太田盛に大衡儀三郎を従えさせて代理として京都に行かしめ、笠原中務以下を率いて藩に帰った。大衡儀三郎が建白書を太政官に奉呈したが、官吏は儀三郎を詰問した。このため、儀三郎は「自分は只命を受けて書を呈するのみ、その他を知らず」と返答した。官吏は儀三郎を捕えて宇和嶋藩に預け、乱が平定した後、儀三郎は藩に帰った。七月輪王寺宮殿下が兵乱を避けて仙台に御出でになり御輿を城北の仙岳院に駐め、奸徒を掃蕩せしめらるべき令旨を頂いた。主公は馬を出して奸徒を征せんと思ったが、偶々(たまたま)軽い病気があり坂英力を代理として諸軍を指揮させた。出発に際して主公より銘刀「正宗」の刀を頂く。その際主公は、「諸軍約束に従はざる者は斬て以て三軍に見せしめとせよ」と仰られた。それ以後幕僚眞田喜平太を従へて仙台を出発し、白石に至り従者を呼んで差替の刀を求め且つ「自分がもし死んだ場合は、賜(たま)いし刀を伊達家に奉還せよ」と命じた。

拾-6

従者は不思議に思い、「今や戦地に臨まんとするのに、賜いし刀を用いないのは恐らくは主公の意に反するものでは無いですか」と問い質した。英力は「この刀は汝が輩の真価を知る所にあらず。そもそも正宗は稀有な宝刀で、伊達家が所蔵する宝刀も唯是れあるのみである。今自分が之を佩(お)びて戦に臨み、もし死するあらば無二の宝刀を合せて敵に奪われてしまうだろう、それは忍びざる所である。もし約束に従わざる者が居て、斬って見せしめにする時に宝刀の正宗を出して用いるとも遅くはないだろう」と答えた。更に進軍して須賀川に陣して諸軍を指揮した。七月二十九日三春、守山の二藩が同盟を破り、西軍に降伏して二本松城を攻めて落城させた。このため仙台藩の兵は前後から敵兵の攻撃を受け、兵を撤収させて会津に退き、米沢を経由して桑折及び福島に出、国境を防禦する事に決した。偶々或る人が「どうして逃げずに止まって一快戦を試みなかったのか」と英力に問い質した。英力は笑って「未だ大元を敵に渡すべき時ではない。戦いに敗れば退却して仙台城を焼き、主公を高館に遷して敵と対峙しよう」と計画している。孫子に言うではないか『諸侯隣地に戦うを散地と云う。それは兵が散地にある時は各人帰る家を思い、真剣に戦おうとしない』と。今我が仙台藩の兵は皆散地にあり、もし仙台を焼かば帰るに家が無い状態になる。是れ死地に陥るなり。又孫子は言うではないか『兵は死地に入て生を求む』と。而して西軍の兵は皆暖地で生長した者であり、今から天候は寒冷に向かうので彼等の耐寒能力では及ばない。その降雪を待つて海路より平潟に出て、その後【の補給路】を絶ち【且つ陸路から】南進して挟撃すれば、

一撃の下に【西軍を】敗退させる事必定である。これ露帝彼得一世【ロシア皇帝ピョートル一世、Peter I】が奈破翁【ナポレオン】を苦しめた策である。自分は又別に一兵一弾を費やさずして敵を塵(みなごろし)に出来る策を持っている。しかし慶邦公は憐れみ深い至仁の方で有られますので、恐らくは自分の策はお聴きにはなさないでしょう。我が仙台領の伊具郡に猿跳の險【さるばね岩、福島県と宮城県境の阿武隈川岸に切り立つ巨石】があり、阿武隈川の最も狹隘(きょうあい)な所で数千仞の断崖が南北に対峙して樹木が繁茂している。この樹木を伐って川の流れを堰き止めれば、伊達、信夫【しのぶ】、安達【あだち】、安積【あさか】の四郡【いずれも現在の福島県】が一大湖水と成り、敵を塵(みなごろし)にする事は簡単に出来る、どうして恐れる事があろうか」と答え、意気頗る軒昂であった。しかしながら既にして藩論は【佐幕から勤王に】一変し、君及び但木成行を斥【しりぞ】け、遠藤允信【さねのぶ：文七郎の事】の意見を取り入れ、君及び成行は捕われて江戸に押送された。

翌【明治二】年五月になり、反逆首謀と見なされ死罪に処せられた。坂英力は但木氏と置酒訣飲し、常の如く談笑してゆったりと落ち着いて詩一首を賦して死に就いた。実に明治二年五月十九日【1869年6月28日】であった。享年三十七歳、この日但木土佐の甥の良次が遺言を聞いた。英力は笑って「今に及んで言い残す事は無い、只老母に先立ちて死に就くを恨むのみ。しかし【母も自分が出仕した時点で自分の】死は固より覚悟していたことで有り、今又何を言うことがあろうか」と言った。英力の性格は厚く孝行を尽くすことであり、死に至るまで母親を慕いて忘れず生来かつて母親の命に反した事はなく、その言を返した事は無かった。只捕えられる前夕、英力が他より帰った際、母親が酒を侑(すす)めて英力をたしなめて「汝は執政の立場に有ったが為に厄災が将【まさ】に及ばんとしていると聞いている。どうして自決しないのか」と聞いた。

英力は笑って「男児の死期は婦人の理解出来るものでは有りません」と言い返したのが終生でこれのみということである。英力には三男三女あり、長男の要之進は【母が】小梁川氏の出なり。次子琢治は【母が】鹿又氏の出なり【仙台人名大辞書には、琢治が長子との記述有り。要之進は夭逝か】。後は皆【母が】布施氏の生める所である。惜しい事には、英力が描いた壮図画策は未だ実施されずに、【遠藤文七郎等の新執政の】懦夫【だふ：腰抜け人間】が早々に国政を誤って降伏を西軍に約し、【但木土佐、坂英力、玉虫左太夫等の】忠孝の士に意味なく無実の罪を負わせて死に就かしめた事である。嗚呼【何と残念な事か】。

【(2)】但木成行論

仙台藩老臣の但木成行は世を嘆き国の将来を憂えた慨世憂国忠仁の士である。初め国老に推挙されると主導者として開国主義を採り、洋学を奨励し兵制を改革し洋式風帆船を造り、寒風沢の築港を企画し又蒸気船を購入した。これが奥州に汽船が有る初めとなった。又殖

産興業を盛にして国力を増大させようと鉱業を拡張し、陶器を製し、製塩法を改良し、柴海苔業を本吉郡に開き、洋式手引機織器械及び大小旋條銃砲【ライフル銃】の製造を始めた。この二事は実に日本において最初の事であった。その他に養蚕、製茶等凡そ全ての物に対して奨励しないものはなかった。最も力を製茶に用い自ら数町歩の茶園を開き人を山城の宇治に遣わして製法を伝習せしめ、その製茶を藩主に献上し藩主書を賜いてこの茶を賞賛した。一時鎖国攘夷論の盛んになった際、成行を評して売国奴と言う者が出て来た。

拾－9

このため、暴徒から危害を受けようとした事数回有ったが、幸いにして一回も身体的被害を受ける事は無かった。星忠狂(恂太郎)と言う者が居て、成行を要撃しようとして仙台松の井邸の門側に居て、但木が城に登るのを待っていた。忠狂の友に金成善左衛門と言う者が居た。元々開国主義を抱いていた。彼は忠狂を見てその悪行動を説破し、成行の邸に連れて行き、その状況を告げた。成行は忠狂を面前に招いて、「お前は私を売国奴と見なし、登城途中で私を要撃しようとした。果して信なるか」と言った。忠狂はその通りと言った。成行は「お前のその志の盛んなることは愛すべきものである。憂国の情は固よりこの様なものでなければならない。しかし惜しいかな、汝は仙台の小天地だけで生活して未だ世界の大勢を知らない。眼孔の小さい識見の狭い者は本当の憂国の士とは呼べない。汝今から智識を世界に求めよ」と言って、星忠狂に金を与えて横浜に遊学させた。忠狂も又大いに但木土佐の雅量に心服したと言うことであった。

慶応三年に幕府は政権を朝廷に返還した。朝廷は大いに諸侯を参集させて大政を議論しようとし、藩主も又上洛を命ぜられたが病で行く事が出来ず、成行が代理で京都に行き諸般の議論に参加した。薩長の議論は往々将軍に不利なる事が多かった。このため幕臣等は大いに不満を抱き、将に【薩長と】決する所あらんとした。十二月十二日閣老某が成行を二条城に召して「将軍が東帰するに決して今夕本城を発して大坂に行き、海路より江戸に帰ろうとしている」と告げた。

拾－10

これを聞いて成行は、【旧幕府軍が】戦端を開く事を憂え、大いにその行動の非なるを論じて「現在諸外国は皆日本の国情を環視して【つけこむべき】隙を覬(のぞ)いている。兵隊を国内で動かすべき時期ではない。古い諺に『兄弟垣にせめげども外その侮を防ぐべき時なり』と言うものが有る。諸藩と熟議して国政を処理すべきである。不肖ながら自分はその間に周旋したい」と返答した。土州侯山内容堂も来て、大いに成行の議論に賛成し「一緒に四方に周旋したい」と言ったが、閣老は意見を取り入れずに遂に伏見烏羽の事端を開くこととなった。慶応四年正月朝廷は仙台藩に独力で会津本城を襲撃すべき事を命じた。成行は直ちに帰国して復命し、それは朝旨で有ると言った。

しかし【国内で内戦をすべきでないと言う】憂国の至情が益々大きくなり、考えたことには今の時に兵隊を国内で動かすのは諸外国から侮りを受ける恥べき行為で、且つ国利民福を進めるのに大害が有る。何とか会津藩を説得して謝罪させ、大義名分を明にして国内の静謐を謀るべきである。そこで藩主に言上して玉虫左太夫、若生文十郎を使いとして米沢及び会津に派遣して先の考え方によって説得した。かつて毛利氏が蛤御門の変を犯して謝罪した例に倣い、開城謹慎削封及び首謀の臣を誅して銃器を官没する等の条件を使者の二人には内々に伝えておいた。会津藩は躊躇して未だ使命に応じなかったが、早くも奥羽鎮撫使の一行は既に海路から松島湾に到着し、引き続いて上陸し討会を厳しく督促して来た。

拾一11

この状態になって、藩は続々兵を出して会津の国境に迫り、藩主もまた出陣して白石城を本営として諸軍を指揮した。先鋒の諸隊は開戦して互に死傷者が出た。このため会津藩は遂に仙台及び米沢藩に降伏を要請した。藩主及米沢侯は直ぐに休戦を命じ、九條総督に謁して会津降伏の是非と利害を具陳して、穏便な裁許をお願いした。総督は会津降伏を許可しようとしたが、参謀の世良修蔵等がこれを聞き入れなかったため、成行は同僚の坂英力に上書を携へて海路より京都に赴くように依頼した。江戸に到着すると当路は皆薩長人にして上書を容易に手渡しする事の難さを考え、国事多端の時であるので日時を浪費する事を恐れ、太田盛を代理として京都に行かしめ、坂氏は帰って国事を分担した。

又書を外国公使に送付して上書の趣旨を朝廷に対して貫徹しようと画策した。偶々世良修蔵が同僚の大山格之助に送ろうとしていた密書を仙台藩士が入手した。その大凡は「会津の降伏は許すべきものでは無いが、しかし今降伏嘆願を却ければ、仙台・米沢藩は皆会津に合流して容易ならざる事態になってしまう。暫くの間、京都の裁可を待っている事を名目として彼等を安心させ、その間彼等の兵備を低下させてその後に大軍が一挙して奥羽を掃蕩する云々」と言うものであった。皆大いに怒って「この内容は全く皇軍の遣る事ではない。薩長の奴輩が皇軍に名を借りて幕府を倒し、薩長がこれに取って代り、且つ私怨を晴らさんとしているだけである。どうして奴輩の従順な家臣となる事に甘んじられようか」と言った。藩論が将に一変しようとするに際して

拾一12

輪王寺宮が江戸より兵乱を避けて仙台にお越しになられ、「薩長の奸徒共は主上【明治天皇】の幼冲なるに乘じ皇軍に名を借りて私怨を晴らさんとし、先帝【孝明天皇】の遺訓に反して列聖の垂範に背き、摂関幕府を廃止し神社仏閣を毀釈(きしゃく：破壊)して、表面上王政復古を唱へ、陰で私欲を肥し、名分のない軍を興し、百姓を虐使して大逆無道の振舞いをしており、千古の昔からこれに匹敵する者が居ない。直ちに挙兵して奸徒を匡正する任を尽くすべし」との令旨を頂いた。これによって奥羽列藩は同盟して西南諸藩と戦うに決した。時が経過して戦はしばしば不利に展開し、三春、相馬、米沢の三藩は戦勢が日々に悪化し

ているのを察し、同盟を破って早々に西軍に降伏した。仙台藩も又、遠藤文七郎の意見を容れて成行を排斥し、降伏を約した。このため成行は捕えられ、江戸に押送され獄中に拘禁された。糾問数回に及び、成行は明白に所思を述べて憚る所なく、「主君に罪は無く、只自分の一存で全てを実施した」と答えた。翌明治二年五月になって、反逆の首謀者と目され死罪に処せられた。成行は落ち着いて和歌一首を賦して死に就いた。当初捕吏の成行の邸に行くに先んじて或る人が成行に逃げて厄を免れる事を勧めた。成行は真面目な顔付になって「自分が遁走すれば主公はどうなるのか。自分は明白に兵を起した理由を答え、一死を以て主公の恩に報いる時である。

拾一13

自分は唯捕吏の来るのを待つのみ」と答え、死に臨んで落ち着いていたのはかねてより覚悟していたことだからである。どうして彼を慨世憂国忠仁の士と言わない事があろうか。そもそも奥羽列藩を同盟させ、全国の兵を動かしたのは成行の力である事を人は皆知っている。この後、国民が参政の権を得て立憲政治の恩典に浴する様になったのも成行の力である。人は言うかも知れない「今日国民が参政の権を得たこととどうして成行と関係しているのか」と。これはその原因を知らない論である。当初薩長が幕府を倒すや、全面的に幕府に取って代わろうとする悪意から出たものであった。しかし奥羽の抵抗に会い、反省して大久保甲東【利通(としみち)の事】、木戸松菊【孝允(たかよし)の事】等の機敏なる者は、将来見識の有る歴史家が出現したならば、薩長の胸中を看破し、薩長の悪逆を筆誅される事を恐れて、直ぐに初志を翻えして郡県の制を施き、遂に今日の状態に至った。そもそも藩籍奉還は山内容堂が建議したものである。容堂はかつて二条城で成行と閣老を諫めた事が有った。当時成行の論は藩籍を奉還し郡県の制を施くのでなければ政権の争奪となり、再び慶元以前の群雄割拠の状態となり、擾乱を見ると言うもので、諸藩と熟議して国政を処理しようとするのは即ちこれである。故に容堂は大いに成行の説に賛同したのである。この時点で【幕府に】取って代わろうとしていた輩で見識の甲東、松菊等に及ばない者は、微々たる賞典禄などに甘んずるはずもない。不平が続々と出て来て止める事が出来ない。

拾一14

成行が死んで十年も経たないのに江藤新平、前原一誠、西郷隆盛等が續々反旗を翻して皇軍に抗戦するに至った。江藤・西郷等が反旗を翻したのは各自が別異の口実を言っているが、深くその形跡を考察すると、只【大久保や木戸の政策が明治維新の】初志と違うのを怒って反逆したものであろう事は疑い様も無い。そして江藤・西郷等が反逆した事により数多くの人を殺傷し数多くの国家財政を浪費して、反逆により得たものは果してどの様なものであったのか。只不換紙幣の濫発と物価の高騰を来たし国民の困苦を招き悪疫流行の原因となったに過ぎず、これに反して但木成行が成した奥羽同盟の様なものは甲東、松菊等の反省を促し、立憲の美政を実施する基礎を胚胎させたものである。どうして同じものとして論ずることが出来ようか。

いわゆる志士仁人は身を殺して仁をなすありと言われている。自分【下飯坂】は成行に始めてその言葉にふさわしい人物を見る。成行の功は又偉大ではないか。或人が言うには「隆盛は死後幾年も経たずにその罪を赦され贈位の榮を得て皇恩が死後に与えられた、しかし成行はそうではなかった。只無実の罪を着せられて地下に在り、【西郷らに比べて但木等は】何と不幸のはなはだしいことか」と。自分【下飯坂】は笑って「取るに足りない人間社会の爵位をどうして気にする事が有ろうか。後世の見識ある歴史家が出現して、成行の無実の罪を雪(すす)ぐのみならず大いにその光輝を発揚する日が来るだろう。【但木等を死に追いやった】天の道理が正しかったのかを嘆いたりはしない」と言った。

拾-15

【(3)】大童信太夫江戸藩邸の焼失を予知

戊辰の春、大童信太夫(おおわらしんだゆう)は松倉氏と共に命を受けて江戸七箇所の藩邸【芝口の上屋敷、愛宕下の中屋敷、麻布の下屋敷、大井町の下屋敷、大崎の下屋敷、深川の蔵屋敷、南千住の千住屋敷】を処理した。松倉氏は途中で仙台へ召帰されたため、大童は独り留まって宝器から雑具に至るまで全て船に積載して仙台に送付しようとしていた。当時の上屋敷は今の新橋駐車場の所で浜御殿【現東京都中央区の浜離宮恩賜庭園】の隣であり、殊に氏は旧幕の軍艦奉行に知人が居て非常に便宜を得たけれども、何分数多くの物品が有るため容易に運び終えず、未だ開けなかった土蔵が三所もあった。

《文彦も築館男五郎と共に二か月ほど前に藩邸に行って土蔵を開いて器具を商人に売却した事があった。(商人は芝口二丁目の奈良屋と記憶していたが忘れた) 愛宕下の中屋敷の長屋三棟も売却した。この時に開けなかった土蔵などは一つも無かった様だったが、どうだろうか。》

しかし早くも土州藩の営所に充てられる事となって、兵士を繰り込もうとしていたために、その前日に残った分を取り片付ける暇なく、そこそこに立ち去ったと言う事である。この夜怪火があり藩邸がことごとく烏有に帰した。その時、大童が深川佐賀町の駿河屋幸兵衛の家で主人と酒を酌み交わして居た時に、忽ち失火の警鐘が鳴った。氏が立ち上がって火焰を見て「アー今芝口の屋敷が焼ける所なり」と言ったとの事である。

《門番の足輕に命じて殿中三か所に畳と障子を積んで火薬にて火を放たせたと聞いている》

「大童は何を以て芝口の屋敷の火災を知ったのか、甚だ怪しいものである」と幸兵衛がかつて物語した事が有った。これ後日捕吏の追跡を受け非常の艱難辛苦を受けた理由ではあろうけれども、今日伊達家が古器宝物に富むのは、氏の苦心の賜物と言うべきものである。人臣が君命を受けて事を処するのはかくの如く有るべきである。

《大童氏の後日の追跡は、唯この一事だけではない。江戸藩邸に在った器具等に非常に貴重な物は無かったであろう》

【(4)】眞山保平敵兵を麁(みなごろし)にせんとす

眞山保平【保兵衛の事：迂堂あるいは五斗翁と称す、亙理郡眞庭村の人】が軍監として相馬口に出陣した時の事である。

拾一16

相馬の反盟以来敵兵は中村に居て、我軍はしばしば不利を強いられた。保平は日夜報復を図かり、たまたま一つの妙計を得た。古くから南町の薬舗星久四郎通称大和屋方には藩祖公より預けられた斑猫(はんみょう)と言う毒薬を貯蔵して居り、その目印として倉の屋根の棟に擬宝珠を揚げて居た。これは万一の際に敵を殺す用意であるとの言い伝えがあるのを思い出し、今敵地を見るとその飲料水は市中を貫通する大江川の水を用いている。故にこの斑猫を川上に投入すれば一兵一弾を使わずに敵兵を皆殺しにする事が出来る。この方法に超した妙計は無いと独り自ら喜んで馬を飛ばして仙台に帰り、登城して主公に謁し斑猫を賜らん事を願った。主公はその願いを怪しんで何に使用するのかを問い質した。保平は前旨を以って奉答した。公は再び「その水は敵兵のみの飲料か、将兵及び一般人民の飲料か」と問われ、保平は「一般人民も飲料に供します」と答えた。主公は「自分が兵を起したのは民の塗炭に苦しむのを救わんとしたがためである。敵兵を殺そうとして人民に毒を与えるときは断じて許されない。しかし主管である人間【松倉良輔】が居て、汝はこの事を良輔に相談すべし」と仰られた。保平はこの事を松倉良輔に相談したところ、良輔は「主公の意は既にその様なものであり、どうして私が蔵を開けて毒薬を与える事が出来ようか」と言つて保平を諭して与えなかった。保平は不本意ながら城中・松倉のもとから退出した。松倉翁は「もし主公が至仁の意を持って居なければ、自分も眞山に毒薬を与えたかもしれない」と後日人に語った事があった。

拾一17

【(5)】因循病【ぐずぐず病】

藩医の大井貞安は自分【下飯坂】の親戚である。戊辰の翌春、自分が貞安の茅屋を訪問し、話がたまたま戦争の事になった。貞安は笑いを含んでおもむろに「昨年岩城相馬の間に従軍した時、一種異様の流行病があった。その徴候は言葉で説明する事が難しい。脈拍、舌苔、四肢、腹背共に異徴が無いのに只顔色が土の様になり、時々戦慄する者が居るのを見るばかりである。その発病の時期は明日討ち入りと言う前夜に多い。しかし継続症ではなく、名付けて因循病と言う。それなのに国境の駒ヶ根での戦に敗れてからは、この病を起したのを見ない。かの【駒ヶ根の】一敗は如何に人心に刺激を与えたかを知るに十分である。孫子の『諸侯己の隣地に戦うを散地と云う。散地の兵は弱し』とはこれ等の事を言うのだろう」と一笑した。【これは連戦連敗の戦に出る兵士のストレス症候と思われる。駒ヶ根の戦以降、仙台藩は降伏案を容れて戦を止めている。このため兵士は戦によるストレスが無くなったので因循病が出なくなったと考えられる。】

【(6)】長歎大息

或人が戊辰の年に同志四五人と相談して、遠藤文七郎と岡啓輔【千仞の事、奥羽列藩同盟に反対の立場】とを斬って、国害を除去しようと思い、苦心惨憺したが遂に果せなかった。しかし今にして思えば文七郎を逃がしたのは非常な遺憾ではなかった。彼は青ねぎたるのみ(禰宜(ねぎ)と葱(ねぎ)は同音異義語) ネギ臭さは臭さいけれども、事に大害はない【遠藤文七郎は神祇少佑を務め、鹽竈神社の宮司を務めた】。只禅僧の門に入れられなかっただけのことだ。しかし、啓輔はそうではない。

拾一18

彼の著書「尊攘記事」の如きは事実を捏造【ねつぞう：事実でない事を事実であるかのように作り上げる事】して国情を誣(そし)り、主公を罵(ののし)って後世の人々に誤解を与えたのはその罪が大である。当時彼を斬らなかったのを悔いている。噫今(いこん：ああ)自分【或人】は老いてしまってどう仕度も出来ないと天を仰いで長歎大息した。

【(7)】大童氏道に人の斜視を量る

大童氏が戊辰の翌春江戸に潜伏中、松倉、佐和等の人々と共に下野【しもつけ：現栃木県】の塩原温泉《上野(こうずけ：現群馬県)の草津温泉ではなかったか》に一緒に行こうとして街頭を歩いて駕籠を雇おうとした時、こちらへ進んで来る者が居た。佐和氏は一早く来る者が捕亡吏【ほぼうり：巡査の事】の尾形伊三郎である事を確認した。何所かにか逃げるに如かずとしたが、大童氏は笑って「彼は左に向かって来ている。今我々は左に居る。彼は斜視なので、決して恐れる事は無い。彼が左に向かうときは右を見ている時である。我々に気付くことはない」として大童は足を速めて行った。伊三郎は矢張り気付かない者の様に過ぎ去って行ったと言う。これは平素の注意によって厄を免れた事例である。

【(8)】大槻磐溪と太田三峽

大槻磐溪と太田三峽は戊辰の役に上書建白等を草したと言う理由で罪に問われ、投獄された。獄中で消閑【ひまつぶし】のために一日に詩百首を作ろうと約束し、早起きして各人詠吟に従事し、三峽は午後四時頃になって百首を作成したが、磐溪は出来ていない。十時になってようやく七十首を作成した。三峽は「世間は磐溪の詩才を推して大家と評価しているが、

拾一19

しかし今自分は午後四時に百首を作成したのに、磐溪は十時になっても七十首しか作れない。自分はここで磐溪を凌駕する事が出来た」と内心喜んだ。時間が来て各人詩を提出すると、三峽の詩は磐溪の批評を受け、添削しないで満足なものは四十首を超える事は無かった。一方、磐溪の詩は三峽の批評に入るべきもの一首も見当たらなかった。三峽は嘆じて「嗚呼自分は遂に磐溪翁に叶わないのか」と言った。

【(9)】蘇生法師

松本要人【かなめ：主戦論者】名は成章、仙台藩の老臣であった。戊辰の役で藩論が一変した後、捕吏が近づいている事を聞いて先ず逃げようとしたけれども、追跡される事を恐れて事態打開をその妻と相談した。妻は遠藤文七郎【執政：勤王派】の姉である。彼女は一計を案出し、その家臣何某に切腹を命じ、夫に代って死なせ、家臣の死後に家族が困窮しない様に面倒を見る事にした。時間が経ち捕吏が到着した。妻は家臣の死体を示して捕吏をだまし、後に死体を菩提所の覚範寺【現仙台市青葉区北山一丁目】の堂後に葬り、一碑(靈照院殿亀峯宗鑑居士明治元戊辰九月二十七日松本要人成章行年四十二)を立てて世間を欺(あざむ)き、思うに昔の孔明・正成でも妾【おんなめ、私】の謀略には及ぶまいと独り「して遣(や)ったり」と思った。この様にして要人は仙台を脱して江戸に入り、身を【仙台藩の御用商人であった】駿河屋幸兵衛に託して渋谷の辺りに潜伏していたが、長期の逃亡生活に耐えず、後には妻の妙計も知人の周旋も忘れて日々出歩いて都下を遊覧し、或る日山王祭【日枝(ひえ)神社】を見物しようとして

拾一20

日本橋辺りを徘徊している時、遠藤文七郎に見つかり、直ちに捕縛されて仙台に帰還させられた。昔は「死せる孔明生きる仲達を走らす」と言う事であったが、今や「生ける文七郎死せる要人を縛す」と言う事になった。人はあだ名して【松本要人を】蘇生法師と呼んでいる。

【(10)】童謡

昔から仙台では失火の警鐘を「出火御合図」と呼んでいた。戊辰の春、会津追討の命を受けると城下の入口毎に関門及び高梯子を建設し、半鐘を吊下げて警報に備えていた。鎮撫使が東下し、討会の督促が非常に厳しくなると、その状況を童謡が次の様に歌っていた。

「九丈(九條)梯子に半鐘下げて火(非)のないあいづ(会津)を打たろうか」

人民の意向がどの様なものであるかを知るべきである。

【(11)】松倉氏の狼狽

松倉良輔氏は戊辰の春、出入司金穀取切に推挙され、専ら外人より兵器の買い入及び軍費糧食の事を司っていた。出兵の場合おおよそ三万人日に対して金三千両と米百五十石余を出費する。米は貯蔵米を用いるので欠乏はしないが、軍資金が無いのに苦しみ、封内より金銀器を徴発して二歩判【二枚で一両】の鑄造を始めた。しかし職工の不足と器械の不整備等により日に千両を鑄造するのが精一杯で、このため昼夜遣り繰りに暇なく、且つ松倉氏が注意して糧米を戦地に送るに当たり黒川郡以北の米及び

拾一21

酒には手を付けずに備え置いていたのは、万一仙台城が危うい場合は主公の立退場を高館【たかだち：現岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所】と定め、その際の兵糧に充当するためであった。また竹内千之助に命じて立退場を確保して置いたと言った。この様に刻苦して大義を天下に伸べ様と欲して、かえって賊名を蒙る事となったその狼狽は想像するに余りある。

《或る人が松倉氏に狼狽の事実が有ったのか聞いたところ、松倉氏は笑って「狼狽は事実である。自分は当時江戸に居て七つの藩邸の取締まりに従事していた。藩は特に蒸気船を派遣して自分を帰国させ、着藩のその日に財政の主任を命じられた。この時点ですでに出兵の人数は三万人に達していた。このため国庫は空乏状態で、百方手を尽くしてようやく兵士の飢渴を凌いだ。不才の身でどうして狼狽しない事が有ろうか。狼狽は事実である。貨幣鑄造については今その有無を記憶していない」と言った。また大笑いして「勤王の心で行ったことで逆に朝敵の罪名を受けることになってしまった。ままよ、贋金造りの汚名は人には言わせておけばよい。」と微吟した。或る人も又笑って去って行った。》

【(12)】津軽藩の順慶主義

秋田口の戦争は日々列藩軍の勝利で、久保田城【秋田藩】も二三日を経れば落城する有様であったので、西軍は大いに困惑を感じ頻繁に応援を要請した。このため津軽藩も応援兵を繰出し久保田まで来て見たが、日々【西軍の】敗軍のみ打ち続いて思わしくない戦況のため順慶主義を採り、使者を仙台藩の陣に遣わして「鎮撫使より日々催促があり、止むを得ず出兵はしたけれど貴藩とはもとより同盟を結んでいるので敵対はしない覚悟である。万一止むを得ず対陣する場合でも実弾射撃は決してしないつもりである。丸に万の字は津軽藩の印なので何分宜しく」などと言って来たが断然その使いを斥けたと言う事である。独り津軽のみならず当時天下にこの類の諸侯が甚だ多かったと言う事である。

【(13)】繁幸の毒舌七士を殺す

増田歴治は名を繁幸と言う。性格は極めて奸佞【かんねい：心がよこしまな事】で邪智に長けている。かつて脇番頭【わきばんがしら】と言って家禄税を徴収する様な職で有り、

拾一22

懲罰的隠居役の外には登用された事がなかった。しかし戊辰の春、人材が少なかったために参政に推挙され、白河口の戦に臨んで臆病神に取り付かれ、矢吹駅に火を放って戦かわずして逃げ返った。このため先鋒として白河に進軍した兵隊で迷惑を受けた者は数知れない程である。【勇猛と恐れられた鴉組を主導した】細谷直英は増田を斬って軍中に知らしめ様とした時、増田は例の奸智を巡らして合掌再拝して直英に謝してその場を逃がれた。後に藩内に降伏論の起ころうとするや増田は忽ち節を変じて、遠藤、大條等の輩に媚び、以前から自分より上位を占むる者又は学問知識の自分より右に出る者を排除しようと巧みに毒舌を振るって彼等を讒言【ざんげん：悪口を言って他人を陥れる事】した。明治二年の春に久我殿【久

我通久(こがみちつね)：公卿、後、侯爵】の東下を利用して、和田織都、遠藤吉郎左衛門、安田竹之輔、若生文十部、玉虫左太夫、栗村五郎七郎、斎藤安右衛門の七氏を毒舌に掛けて殺し、塩森左馬介、葦名鞠負以下二十二氏の家跡を没収して預け又は禁錮を命じた。その宣告の理由を見ると国事に関し不束【不測の意】の行動あるため切腹を命ずとだけで、明確な理由は無かった。不束とはどのような事を言うのか。かの世良修蔵を斬首した瀬上主膳ですら太政府は禁錮を命じただけに過ぎず、織都以下の人々に果して何の罪があると言うのか。理由を明言する事が出来ないために漠然と「不束」の二字を以て強制的に人を殺すに至った。松倉、大童を始めその他三十余氏をも捕えて彼等を殺そうとしたけれども

拾一23

彼等は巧みに脱走して各所に潜伏したために、辛くも不束者を免れる事が出来た。増田繁幸は毒舌を振るって同輩を陥れたのみならず、【官軍に】媚びを献上して自分の地位を上げようとして、主公の財産までもほじくり出し、藩庁へ古金銀の類まで引き継がさせたのは、みな繁幸のしたことである。このような馬鹿らしいことをしたのは、三百諸侯の中で我が仙台藩だけである。これも全て繁幸の奸佞邪智(かんねいじゃち)のなすところで、その結果、他日一躍して大参事となり、磐井県令となるための資本に供せられたのである。嗚呼、世の中で恐るべきものは佞人【ねいじん：心がよこしまで人にへつらう人】である。孔子曰く「彼の佞者を惡む」と信なるかな 【論語の先進篇第十一には「是故惡夫佞者」(このゆえにかのねいじゃをにくむ)と有る。この佞者とは高弟の子路の事である】

【(14)】柴田中務の遺書

古来から柴田・刈田の南郡にて白鳥明神を尊崇し白鳥を尊ぶ事は尋常ではなく、もし白鳥の羽毛が道路に落ちていた場合は齋戒沐浴【さいかいもくよく：水を浴びて心身を清める事】してこれを拾い、神社の側に埋める程の土地柄である。ところが四条殿【四条隆譚(しじょう たかうた)】の事、仙台追討総督、奥羽追討平潟口総督等を務める】附属の兵隊共は白鳥が続々隊をなして田圃に居るを見て、珍しい事と思い忽ち銃殺したが、柴田の家臣森玉蔵と小松亀之進の兩人がこれを見て迷信の余りに、例え官軍だとて我々の尊崇する神体を打ち殺すとは何事だと激怒して、直ちにその兵隊を撃ち殺した。このため参謀から右兩人を差出すべき命令を受け、特に柴田氏は御不審の嫌疑が有り、嚴重に取り締まりの上、家老中へ預け置くべき旨が達せられ、御預りの身とはなった。

拾一24

このような事態になり、柴田氏は主公に難儀の掛かる事を恐れて割腹して果てた。

私儀、御家老に御預になった件は、家中の森玉蔵等がこの度官軍に対し、狂暴な致し方をしたため、結局のところ家中の者共が右様の事件を起こした事も合わせて、家中の取締りが不行届のために発生したためであると深く反省し、上は御国家に対して、下は祖先へ対して申訳無く、御預中で甚だ恐れ入りますが割腹致します。宜

しく御執成し御披露下さいます様、嘆願申し上げます。以上

十一月四日

柴田中務

辞世

治平在何日。只思青葉城。獄中無一事。堪聽兇鴉聲

【天下泰平な日は何時のことだろうか。只青葉城を思う。獄中では何事も無かった。(白鳥では無く)

凶暴な鴉の声を聴くことが出来るだけだ】

【(15)】駿河屋幸兵衛の義侠

江戸深川佐賀町に駿河屋幸兵衛と言う者が居る。《幸兵衛は駿河国駿東郡熊野堂村の山田文助の子供であり、幼名を浅吉と言う。(天保9(1838)年4月5日生) 親戚渡邊重三郎(同郡松長村)に養われて渡邊を称す。渡邊氏に義兄あり、よって幸兵衛は医に志し年21、江戸に出て和泉橋通の片岡泰庵に学んだ。この時伊達将監の家臣で浪人となっていた安倍某が居て江戸に来て商人となっていた。その妻は幸兵衛の実母の妹で安倍某は仙台藩邸に出入りし信用が有ったが安政戊午(1858年)に死んでしまった。幸兵衛はその業を引き継ぎ始めて仙台に縁故を得た。後に安倍の実子新吉に駿河屋を譲った》

従来仙台領の気仙地方の海産物などの取引をしていたが、戊辰の前年軍艦方御用達を命ぜられ、但木大夫の厚遇に感ずる所ありと見えて、仙台藩が降伏した後も大いに尽力する所があった。

《この頃横浜に駿河屋平兵衛と言う者が居て昆布を売買して大利を得ていた。又江戸山下町に丸竹屋と言う古着商が居てその番頭の庄蔵は奥州岩沼【現宮城県岩沼市】の人でこれも昆布を売買していた。幸兵衛は平兵衛・庄蔵等と合資して自分が仙台に入り海産物を買入れる。これは幸兵衛が仙台人に商売上の知人が多くなった理由である。元治元年(1864)深川佐賀町に居を構えて駿河屋幸兵衛と名乗った。仙台の海産物・米穀・大豆・材木類みなその手で売りさばいた。》

特に但木・坂両大夫が伝馬町の獄に投獄されると、他の獄に移して苦痛を多少減少させようと種々の手段を尽くした。当時の獄屋は金次第で何事も出来る世の中であったため、金を差し入れるにも或る時は

拾一25

東関と言う角力取を用い、又或る時は自ら弾左衛門【だんざえもん：穢多頭(えたがしら)】支配の乞食を頼みその風采を装い、金を懐に入れて獄内に入り、但木大夫に逢って密かに金を差し入れたと言った。これにより両大夫は多少金銭的余裕は得たけれども、幸兵衛はこのため家財を蕩盡して居所を仙台に移した。後に彼は戸塚貞輔に従って商業を営み更に大いに富む様になった。後年野蒜【のびる：現宮城県東松島市野蒜】築港の事業が有った時に率先して潜ヶ浦【かつぎがうら：現宮城県東松島市宮戸潜ヶ浦】の航路を開いて運送業を始めた頃、常に但木・坂両大夫の風采を賞賛して止まず、涙を振るってその臨終の状を語るに「流石は百万石の御家老職である。死に臨んで快飲談笑する事常の如くで、但木さんは『冥途は暗黒

であると聞く。余り時刻の遅れぬうちに行こう』と言うや、坂さんは『否々貴下の禿頭は光を放って光明赫々【かくかく：光り輝くさま】たる事昼の様である。どうして冥途の暗黒を憂えることが有ろうか。今からお互いに弥次喜多道中に出掛け、面白く道中したい』などと平然として少しも平生に異ならなかった。談笑後に筆硯を呼び、書して与えられた物である」と言って但木大夫の歌と梅花を描きたものと、坂大夫の詩とを一幅に表装して掛け軸にし、両氏の忌日にはこれを掛けて心ばかりの回向【えこう：供養】をして居ると言って自分【下飯坂】に示した事が有った。幸兵衛の義侠を感じべきである。

拾一26

【(16)】蝦夷錦

荒井平之進宣行は額兵隊の会計をしていたが、藩論が降伏に決するとその処置に憤って、星忠狂と共に北海道に航して各所に転戦し、後に榎本釜次郎【武揚(たけあき)の事】等と同じく西軍に降伏し、津軽及び箱館で謹慎を命ぜられ牢獄に居る事殆ど一年であった。その間に額兵隊が養賢堂を脱してから降伏に至るまでの顛末を記述したものが蝦夷錦である。その本には図画を挿入して山河港湾の位置及び配兵、海陸戦争の模様を詳示している【仙台人名大辞書によれば、図画は後述の中村万橋の手によるものと言われている】。文章は美麗とはいえないが、当時の真相を知るに十分である。平之進は後に名を悟と改めた。いわゆる仏教語の大悟徹底を意味するのであろうか。囚中で猶この著書があると言う事は、その平生を察する事が出来る。古諺に「文事ある者は必ず武備あり」と言う。

【(17)】中村万橋【まんきつ】の即智 蝦夷錦抄出

額兵隊が宮床に居た時、榎本釜次郎、春日左衛門等が額兵隊の志に深く感じ入り、和田伝兵衛を使として【額兵隊に】共に北海道に航せん事を勧めた。星忠狂等は勧誘に応じ和田の報告を待つて進軍する事を約束した。数日後、藩吏投機隊長の櫻田敬輔等が忠狂を暗殺しようとしているとの噂が流れた。忠狂は熱海貞爾【あずみていじ：額兵隊の副長】にその虚実を探らせ、且つ榎本等に内容を報告する様に命じた。貞爾は卒一人を随えて塩釜に行き和田伝兵衛を訪れたが、この時伝兵衛は高城【たかぎ：現宮城県宮城郡松島町高城】に居た。道路が梗塞して容易に通じなかったので、間道を利用して高城に行き、伝兵衛に直面して詳細に忠狂の意を話した。

拾一27

伝兵衛は「西軍が仙台に入ってから、【旧幕府軍の残党である我々の】隙を伺う事が頻繁になって来たので、全て兵を石巻に移した。貴隊も早く同所に移動し難を避けた方が良い」と言った。このため九月晦日の早朝、貞爾は書を従卒に托して宮床に帰らせ、忠狂に渡させた。従卒は汗馬に鞭打って宮床に帰った。行程は八里余りであるが道路には泥濘(ぬかるみ)が有り、時間が掛かって、書を忠狂に渡したのは既に午後4時を過ぎていた。忠狂書を披見し、諸将を集めて相談し「兵を石巻に進めたい。しかしこれから輜重を整えて出発すれば夜に

なってしまう。このため明日早朝当所を出発したい」と言った。荒井宣行は積極的に「兵は拙速を選ぶ。今や危険な状態を避けようとしているのにどうして愚図々して居られようか。輜重の事は自分がここに止まってこれを処理する。君等は至急当所を出発すべきである」と進言した。全員がこの提案を受け入れ是とした。ややあって兵を整列して将に出発しようとした時に風雨により空が暗くなり、一寸先も見えない状態であった。加えて連日の雨天なので炬(たいまつ)に供すべき乾燥した物がなく、皆は大いに心配した。二等砲手長に中村万橘【まんきつ：九州龍造寺家の出、故有って前出荒井宣行の部下となる】と言う者が居て、諸方に物色して炬材を多数得て帰り、皆大いに悦んだ。忠狂がこの行為を見て、「お前は何処でこの好材を得たのか」と質問した。万橘が言うには「自分は日中民家を見て廻り、篠を用いて箕(みの)を作るのを業(なりわい)とする者を見付けた。今皆が炬火(たいまつ)の無いのを心配していたので、箕に均しい値段でその原料を買い、炬を作る事が出来た」と答えた。このため炬火で悪路を照らして進軍を速やかに出来、皆が万橘の即智を賞賛したと言う事である。

拾-28

【(18)】高平求馬の強勇

仙台藩の身分の低い士に高平求馬【もとめ】と言う者が居て、代々宮城郡福室村【現仙台市宮城野区福室】に居住して、藩主の食料に供する魚鳥を貯蔵する事を職とし、人呼んで仕込方役人と言っていた。求馬の性格は剛強多力である。戊辰の役に砲手として塩森主税【しおのもりちから】の部下に属し、三春・棚倉の間に転戦し、七月二十九日三春・守山の二藩が反盟して二本松が落城した時、我兵は散々に打破られ、砲手の鈴木四郎は戦死し大砲方には求馬一人を置いて皆逃れ去ってしまった。求馬は熟慮し「このままにして逃走し敵に大砲の利器を与えてしまうのは遺憾な事で、大砲の火門に釘を打とうか、いやいや我軍の最も不足している大砲を空しく壊すのは忍びない。何とかして持ち帰る工夫は無いものか」と悠然として砲身に腰を掛けて思案最中に、敵の一小隊程が約三百歩の所に現れ、自分の方に向かって進行して来た。求馬は彼等がどの様な事をするのかと思って、試しに手を挙げて彼等を招く動作をしたが、敵はこれを見て何と思ったのだろうか忽ち裸(くびす)を廻らして退却して行った。求馬はして遣ったりと直ちに大砲に装薬して敵兵を撃った。我が敗兵も砲声を聞いて再度集合し、遂に大砲を安全に持ち帰る事が出来た。後日主公がその強勇を褒められ、拔擢して番士に列せられた。

拾-29

【(19)】和田の赤鞘

国老の和田織部【為泰の事：宮城郡蒲生(がもう)の邑主】はその家臣に命じて一同に朱鞘の双刀を帯刀させた。世間はこの事を「和田の赤ダンボー」と言った(方言小児等では帯刀を「ダンボー」と言う) 和田織部は宮床の伊達六郎の次男である。十三歳の時、養子となって和田家を相続した時には、家に武器の備えなく又家臣等は皆農業に励むのみで、絶えて文武の道

を知る者が居なかった。織部は大いにこれを慨嘆し、天下の形勢日に非なる今の時に当たってこの様な状態では有事の日に何をして武臣の本分を尽くす事が出来ようかと、百方苦心してこれを是正する方法を講じて住まいを領地に移し、家臣等に文武の道を教授しようとして河田養吾、藤田三郎兵衛を雇って邸内に道場を設けて家臣を励まし、文武両道に勉めさせ、怠る者の禄を減じて勤勉者を賞賛する方法を立て、奨励広く行き渡り故に文學・技芸が大いに進展し、陪臣中では殆どその比を見ない。金山の中嶋、蒲生の和田と並び称せられるに至った。氏が家臣の帯刀を検査すると中には物の用に立たないと思われる者が多いので、小嶋と言う刀剣商と相談して頼母子【たのもし：金銭の相互扶助】の法で各自から毎月些少の金を支出してくじ引きにて刀受取の順番を決め、一斉に朱鞘の拵【こしらえ：刀剣の柄巻(つかまき)の事】としたため「赤ダンボー」の名となった。氏は戊辰の役に参謀として登米勢を率いて五霊櫃【ごれいひつ】に出張し、後に築城の用務を帯びて海岸に砲台を築き降伏の後、

拾－30

額兵隊が脱走を企てると鎮撫のために石巻に出張し、隊中で脱走をしたくない者九十余名を受取って帰り、福田町の雲洞院に屯集させた。この際氏は鎮撫の名義で額兵に対処したが、「中に誠あれば外に現るるの道理」の様に、氏は折角家臣に武道を訓練させたけれども臆病者の新執政が早くも降伏を約束したため、武を用いる所がなく遺憾極まりないため、額兵の脱走を勇ましい事として密かに金穀を与え、榎本以下に托して陰に声援をなした。又気力一点張りに身体を維持して居ると言われている程の人なので、増田繁幸等の徒は彼を眼上の瘤と見なし、何等かの欠点を見出して亡き者にしようと、始終氏の挙動に注目して居た。明治二年の春になって久我殿【前出】の東下を好機会と捉え、「激徒の起る事や、国政の治らないのは皆氏の失敗である」と讒言して遂に「不束云々」の曖昧なる一語で処刑するに至った。実に慨嘆に堪えないものである。氏の厳正なる一面を見ると、氏が古内家に御預けの身となった際、或る人が和田氏の家臣に勧めて「汝の主人は近日中に江戸に押送される模様である。早く幼嗣の銑三郎氏(八歳)を古内氏の邸に呼び出し、事情を陳べて対顔の取計らいをして貰うべきである」と言った。この家臣の話を聞いて氏は姿勢を正して「御預けの身として父子密かに対顔しようなどとは思ひも寄らぬ事である」として断然斥けて受け入れなかった。氏は予め事態を察知し、

拾－31

以下の和歌並びに遺書を認(したた)め置いて死罪を宣告された時、人に托して家人に送り、落ちて死に就いたと言う。享年三十八歳

君のため荷う命はおしまねど

こころにかかる国の行く末 為泰

奥方始め子供一家中へ遺書

奥方始め一家中が以下の箇条さえ守れば、万死すと言えども安心である。実に心残りは無く、死んでも天に登り国家を忘れず且つ一家中を守って行きたい。

この遺書を度々開いて見る事を忘れない様にし、将来銑三郎が成長の上は、内容を伝え聞かす事。織部名は泰、字は有恒、号は約堂。

その他思出し次第、相認めたい。

○確実に切腹を宣告されると覚悟し、必要事項を書き置いて、残したいと思う。この度仙台表で不穏な動きが有り、鎮撫使が御下向の時には御奉行の中で誰かその罪を荷う人が居なければ、仙台藩の処分が上手く行かない事になり、私は覚悟して居たので、家中の者共全員が残念と思わぬ様にし、その上にも家中共全員が鎮静して帰農いたし、奥方始め家内中が扶助し合ってくれるよう、頼み申します。

○私が御叱り【**刑罰の一種**】を受ければ、確実に身代並びに蒲生の領地も召上げられるだろうが、徐々にご命令の通り帰農をしている家中の者どもであるので、屋敷並びに居家を除いて、在所及び奉公人前の地行の分はこれまで通り家中全員へ

拾一32

配分される様お願いしたく、年貢は各自相応に納めさせるので、従来通り家中共へ配分下されたく、行われない場合は、家中の数人が路頭に迷う事態になるので、至仁の思召で前條の通り処置下さる様お願いすれはうまくいくことなので、その心得でお願い申し上げます。

○私が死罪になっても決して不平・恨み事は言葉に出して言わない様に、下々迄よくよく諭し、その上、官から嫌疑を掛けられることは恐れ多い事で、家内は勿論家中共のためにこの様にならない様に、真に土百姓の気持ちになって田畑を耕転する事のみに精勤する事。これは即ち勤王の実際の働きである。

但し将来自分に対する嫌疑が晴れば、そのまま自分を奸臣と思う様な事も無くなるだろうし、子孫の罪もあるはずもない。

又家老共へ左の遺書があり、氏の決心の状を察するに足るものである。

東京へ押送される可能性も推測し難いと覚悟し、必要事項を書留める。

東京へ出発する日を忌日とする事

○東京へ連れ出された場合はとても再度仙台へ戻る事は難しいと思うので、本紙に書置きた通り命は無いものと心得、軍彌墓所の辺りへ麻上下並びに衣裳等を相揃え、それ等を全て葬る事。位牌も儒者の通りに相拵、備え置く事。右の通りにさへして頂ければ、何所で命を失ったとしても必らず迷う事が無く、靈魂は墓所の所へ帰って来る。

拾一33

○私が東京へ連行された場合は金銭なども送らせ、あれこれの方法もとるべきところだが、私にはまったく無用なので、送らせるには及ばない。もっともどのようにしようという

方法もないので、まことに金銭の無駄である。もとより死を覚悟の上で上京する事なので、一銭なり共無駄に浪費しては後々の為にも良くなく、それよりは家内相続の事が第一である。右の件は私の本心である。もしどうしても金銭が必要な場合は、東京より何とか連絡する様にしたい。もっとも、東京にも親類達が居るので、どの様にしてでも金子の手配をするので心配はないので、決して東京へお金を送るには及ばない。

右の件は奥様へもよくよく申上げてください。私の事よりも家内奥方はじめ子供や末々の事ばかりが心配なので、何分金銭を大切に、家を存続させるのがよろしい。

○東京の件、事情を知りたい場合は熊谷内蔵並びに石母田但馬が東京へ上京しているので、又その他に横浜へ瀬脇節蔵【せわきせつぞう：仙台藩の英語教師、後司法官となる】が来ているので、彼等へ問い合わせれば何とか状況は聞き出せるものと思う。右の外は別紙に記載しているのでよくよく披見する事。

但し瀬脇節蔵方へ頼めば、東京の様子も分かるものと思われる。伊之助様に東京に出張中の知人が居るので、彼等へ連絡を取る事

《瀬脇節蔵は佐倉藩士であるが、慶応の初めに英学を以て仙台藩に召し抱えられ、維新後に大築拙蔵(おおつきせつぞう)と改名し判事となった》

拾—34

【(20)】青木清三郎の奮戦

青木清三郎は戊辰の役に武頭【ぶがしら：足軽大将】を勤仕し、部下の足軽を率いて相馬口に出陣したが、相馬氏が反盟した後、敵の幾重にも及ぶ包囲網に囲まれて四面に敵を受けた。清三郎は元々槍術の達人であり、この様な包囲を受けては到底脱出も出来ないだろうと思い、従者を呼んで携行した手槍を採って敵に当たり、縦横奮戦して敵兵十一人を突いて殺した。敵は辟易して退却し、遠くから銃撃して遂に清三郎を射殺した。敵は清三郎の働きが目覚ましさに感動し、その刀を調べると仙台藩青木清三郎某と鐫付(ほりつ)けて有った。この様な勇士は中々得難いとしてその勇戦の状況を詳記した書付に刀を添えて、仙台藩の陣中に還付し又その遺骸を路傍に葬り碑を立てて厚くその魂を弔ったと言う事である。敵味方双方が伝承して軍中の美談とした。

【(21)】今泉三之助、丹野惣七一挙笹町を占領す

若生文十郎は初め会津に使した。仙台藩が西軍と戦う事になったので農兵を募り、国境の伊具郡筆甫村【ひっぽむら：現宮城県伊具郡丸森町筆甫】に陣を張り、今泉三之助、丹野惣七郎、新妻五郎を部下の隊長とした。相馬藩が反盟の兆を示すと文十郎は相馬領の笹町を占領しようと欲し、この事を三之助に相談した。

拾—35

三之助は地元の農夫を僦(やと)って先導となし、畚(ふご)と鎌とを腰にして茸狩(きのこがり)

の農夫に仮装し、昼間雨の中で地形を偵察し、真夜中の十二時頃惣七と一緒に兵を率いて筆甫を出発して笹町を急襲し、一挙にここを占領し火を放って帰った。主公はこの行動を賞賛して各自に鞘刀一口を贈呈した。

【(22)】戊辰愚忠録

戊辰愚忠録は儒臣である大槻磐溪が、上書建白を草した罪により入獄させられた顛末を自分が筆記して置いたものである。今全文を揚げて当時の真相を示したい。

○明治二年六月二十九日

五番御番組修次父隠居 【大槻修次は磐溪の子で如電の事、文彦の兄である。】

大槻平次 【大槻磐溪の事】

その方は勤仕中に不届な行為が有り、牢獄入を申し付ける。

○明治三年二月十八日

大番士修次父隠居

大槻平次

長期間牢獄入を申付け置いたが、今般免ぜられ、更に蟄居【ちっきょ：士分以上の者に科した刑罰の一つで、閉門の上一室に謹慎させるもの】を申付ける。

《以前のものには「長期間」と言う字はなかったが、本状には付いている》

○明治四年三月二十三日

士族修次父隠居

大槻平次

蟄居を免じ、謹慎を申付ける。

拾—36

明治四年三月二十三日 藩庁

仙台藩士族修次父隠居

大槻磐翁

一戊辰の年【明治元年1868年】伊達慶邦は討会の勅命を受けながら、薩長二藩の行動を疑い論議が沸騰した。大條孫三郎に建白書を総督府へ指出させることになった時、その方は新井儀右衛門等と右書草稿したと聞いているがその通りであるか申し出る事

この件について、新井儀右衛門等はどの様な状態だったのか分からない。私は大條孫三郎より渡された建白書草稿に加筆修正し、干戈【兵隊】を動かさずに関東を鎮撫なされる様にして頂く趣意を書き纏めて【大條孫三郎へ】差出した。

一奥羽列藩同盟の時期及びその時の議論の内容

この件については、白石城にて同盟の議論が有った当時、私は藩の治下に有り、その

内容は何一つ分からない。ところが但木土佐が帰藩して以上の内容を聞かされた際にその内容に驚いて、同盟は非常に宜しくない旨を申し上げた。その際土佐は「【言われてみれば】確かに同盟の機会は尚早である」と答えた。

一右の同盟誓書は誰が書いたものであるのか

誓書の件は、最初誰が書いたものであるのか分からないが、その後議論が一変して列藩家老名前を領主名に書き換える際、更に慶邦より私【磐溪】が執筆する様に命じられた。【主公あるいは公を付けずに「慶邦」と記述したのは、既に主従関係は無い事を意識したのか、或いは官軍の息の掛った藩庁へ気を使ったのか。】

一日光宮より奥羽列藩へ布告された令旨を作ったのは、その方が草稿したと目されているが、誰から命じられたものであるのか
但木土佐より草稿を命じられた。

拾一37

一明治元年七月十七日新井儀右衛門と俱に慶邦へ面会を願ったが、同人が病気のため国分平蔵へ話した細々した内容や建言した内容

この件に付いては、私達から面会を願ったことは無く、慶邦から国分平蔵を通して細々した議論を聞きたい旨が有ったため、「【列藩軍の】士気が振るわないので、会津に來た幕臣を【指揮官として】加えるのが望ましい」と答申した。

一プロシヤ国の領事官へ新潟港を開港し、奥羽同盟し、天子の幼冲を口実に朝権を欲しいままにする奸賊を討伐するため、各国えその趣旨を知らせて欲しい旨の書は、その方が書いたものと聞いているがどうか

この件、但木土佐から命じられたもので、奥羽戦争の目的は元々天朝に敵対するものでは無い事をプロシヤ国から各国え報告して貰う様に漢文で書綴ったものである。但し「挟天子討奸賊等」の文面の件は一向に分らないものである。なお、この件はその原文を拝見した上で詳細を申し上げたい。

・右の外、国事に関係する分については存じ上げない。

右の通り、お尋ねなので簡条書きにして申し上げます。以上

明治四年四月二十九日 大槻磐翁

私の件、明治元年九月二十二日に罪状取り調べ中親類預けを仰せ付けられ、明治二年四月九日牢獄入、

《親類とは、仙台表の親類の事》

《一度も吟味は無かった》

《この時【牢獄入】、翁は七十歳であった》

《九月とあるが十月の誤記であろう。当時【九月】は西磐井郡山ノ目村の郷里に居たからである。又、四月下旬に名前を「磐溪」から「磐翁」に改めた》

拾一38

明治二年六月二十九日、御呼出の上勤務中の不屈行為のため、牢獄入を仰せ付ける旨を評定所で申し渡され、明治三年正月元日病気に付き自宅へ引揚、明治三年二月十八日に牢獄入を免除された。更に蟄居を仰せ付けられ、明治四年三月二十三日に蟄居を免じて謹慎を仰せ付けられ、同四月二十四日謹慎を免じられた。

この巻名の愚忠録は題名として適切であるか否か未だに分らない。

信天翁記(愛古)

《頭注に「住宅へ帰されるまで」とある。【「牢獄入を免除された」以降の文面は無かったとの事か?】》

《四年正月、修次【長男で如電の事】が海軍省兵学寮に出仕したので【磐翁を】東京に引き移して謹慎させようと願い出たが、程なくして全面的に放免となった。磐翁は四年五月東京に引越した》

以上はこの書の訊問の分だけに答える形式である。仙台藩戊辰史第一篇中にある建白その他の書類は大抵磐溪の筆で有る事を確認した

明治三十一年二月

文彦

検特第七六〇号

証明書

旧仙台藩

平次事

亡大槻磐翁

右明治二年六月中、兵部省の申渡しに依り仙台藩において処分した罪科は、明治二十二年の勅令第十二号大赦に依り消滅した。

明治二十三年四月八日

大審院 検事長 名村泰蔵

これに因て大槻磐翁は戊辰の件に付き処分せられたる(吟味も無く口述もなく勝手に処分したる)罪科は消滅して一生無罪の身となった。

拾一39

【(23)】大槻復三郎身を以て父の罪を贖(あがな)はん事を請う

大槻復三郎(文彦)は慶応二年から横浜にて英学を勉強した。戊辰の前年の慶応三年十月か

ら公儀使大童信太夫の部下になり、京都の仙台藩邸に居た。国老の但木土佐の仮住まいにも属して居た事が有った。戊辰正月三日伏見鳥羽の戦いをも体験し、三月奥羽鎮撫使の東下に従い大坂より藩の汽船宮城丸にて仙台へ帰り、閏四月横浜にて英学修行を命ぜられ五月江戸に入ったが、藩邸留守役の大童氏から江戸に留まれと命ぜられ、これより潜伏して藩の軍事用務などを勤めた。官兵に捕えられ様とした事は数度であったが、潜り抜けて随分と藩用を達した。九月に外国帆船【ほまえせん：外国帆船の事】を雇い、彰義隊残党若干名、その他兵器などを積んで仙台へ下った。九月十二日誤って相馬の原釜沖に停泊し、肥後藩の官兵に乗り込まれて辛うじて脱したが、この夜南風激しく松島の月浜【現宮城県東松島市宮戸月浜】にて船が座礁して沈没した。幸いに復三郎は生を得て仙台に入ったが、一藩降伏の後で父の磐溪は一月程前に郷里の西磐井郡山ノ目【現岩手県一関市山目町辺り】に帰っており仙台には居らず、兄の修次【如電の事】が福島辺りから帰って居た。この時、藩の捕吏に襲われ兄弟がその場を逃げて

拾-40

海路から横浜に逃れ、修次は更に京都へ遁走した。かくして明治二年四月に父が入獄との報が横浜に達したので、文彦は昼夜兼行で五月七日に仙台に帰った。この時藩には議事局[片平丁(松乃井御殿)]というものが設けられ、藩議は必ず局に附し局議は必ず藩にて執行すると言う大権が有って、櫻田良佐【りょうすけ：勤王家】はその議長であった。副議長は三好五郎、石沢俊平、議員は岡啓輔、佐沢良平、男沢陳平、菅原龍吉、鈴木大亮等十二三人であった。良佐の叔父である周輔【儒者櫻田欽斎の事】は昔、大槻民治【大槻平泉の事。養賢堂学頭】と文学上の権力を争って劣敗のまま死亡した。そうであれば良佐はこの際叔父の讎(あだ)を大槻一家に報ずると公言しており、宗家である大槻専左衛門【大肝入】と言う者もこの時監禁された。文彦は既に父の災厄を聞いて帰郷したけれども、文彦自身も去年捕えられるところを脱出した事が有った。父子共に牢獄に入れられて一緒に斬首されては愚の骨頂である。自分を助け且つ父をも助ける事はこの際至難の事である。しかしながら父を初めとして某々等五十有余人に対して既に斬死の案を示されたと聞いたので、敵人に向かって遁逃【ほうとう：逮捕されるのを避けて逃げる事】の身ながら父の死命を嘆願する事は万々叶う事ではないけれども、一日も傍観出来る事ではないと直ぐに死地に身を投じて五月十日左の一封の願書を書いて文彦自ら議事局の玄関に推参して提出した。[前年より遊学していた様に記述している]。

自分【文彦】は長期間藩の命を受けて関東に遊學していたところ、近日家からの手紙が届き、始めて父平次が御吟味され、牢獄入を仰せ付けられた事を知り、愕然として夜を日に継いで帰国しました。

拾-41

父は元々罪があつて御譴責を受けたものと思い、丁重に古籍を調べてみると、元正帝【奈良時代の女性天皇、在位：715-724年】の時に丈部石勝【はせつかべいわかつ：奈良時代

の下級官吏、漆窃盗により流罪】が罪あり、三人の子供が身代わりとなって父の罪を償う事を願い出て、特命が有ってこれを許した。西方の中国には三代の世贖刑と言うものが有ると聞いております。前漢時代の文帝の時に淳于意に罪が有って、娘が父の刑を償う事を願い出た。天子の命令で肉刑を除くと聞き及んでいます。願はくば自分が身を以て父の罪を償い、自分の身を御仕置にすると仰せ付けられる様血泣して懇願致します。実に余命幾許もない老衰古稀になろうとする父を閉塞された中に置き、その身を傍観するのは天地に対して大罪人となるのみならず、且つ自分は多くの時間を仙台藩以外の他国に周遊して、稀に仙台に帰ってきますが只今まで子供が親に孝を尽くす事も意の如く行かず、学業が成就したら一日も早く帰国して喜ぶ老顔を見たいと日夜このことを楽しみとして勤学しておりましたが、意に反してこの様になるとは思わず、父の罪を思えば悲痛の余り胸が張り裂けそうで、その子たる者の心情を御憐察なされ願いの如く処置下さる様お願い致します。さりながら、罪ある親を子供が償いたいとは如何に親子の間柄でも国家の典刑を畏れない願いとは思いますが、昼は食事の味も感じず夜は眠れずに寝返りを重ね、哀情が胸間に差し迫り、心中乱れて恐れを顧みず遂にこの様になった次第です。

拾-42

現在王政一新になり、天下の一民たりとも安んじる場所が無いことのない様にとの仁徳の心で人民を思いやる政治が盛んに行われているこの時、仙台藩にても議事局を御開きになり、上下の身分に関わらず全て天朝の御意を奉戴して、仙台藩を御支配なさられる事に付、今議長執事に自分の悲情を哀訴致します。五倫【父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信】は人道の大本であり、今父の難に当たって子たる者この事態に処する事は難しいです。願はくは執事が憐察により、微臣一人の身を天地間の在るべき場所に確保されるという御評議を下さいますよう、ひれ伏して申し上げます。誠恐誠懼頓首

明治二年五月十日

大槻復三郎 印

清復 花押

議長 執事

当時文彦は年齢二十一歳七ヶ月で、字句は拙劣で読むに耐えないけれども、この願書は当時の人々がこれを伝写していたと言うから、今尚誰かが手に持って居る可能性がある。因って一字を増減せずに記載した。

この願書を受付けたのは議員の菅原龍吉氏である。一読して内に入った[後に本人に聞いたところ涙がまつ毛に交じってその場で読了出来なかったと言う]。暫くして[今の一時間許にて]引かれて議事堂に入った。議長は正面に居て、議員は列座して居た。その一人[男沢陳平か]が「出願の趣旨は道理であるけれども、天朝よりの命令なので個人的に判断することは困難である」と言った。文彦は「そうであるならば天朝へ訴えましょう」と答えたが、

「それは越訴【おっそ】の罪になり藩のためでもなく、父並びにご自分のためでもない。尤もこの件は執政局へ廻し、順々に成就する様にしたい」と言った。議長も又「学問したる者のこの嘆願は道理なり。されば捨て置かず上達する様にするので五日十日後れたとて決して過激の事がない様に家に居て謹慎せよ」と言った。この過激と言うのは越訴を畏れたのであり、磐溪は諸侯に門人などが多いので天朝へ直訴の路も可能性が高いと察したのであろう。この当時は何事も天朝とさえ言えば戦慄したものである。この様にして、この願書のために変更になったのではないのだろうけれど、上記の処分は停止となった。

文彦も謹慎と言う二字にて入獄を免れたのみならず、自由に内外に奔走する事が出来て、この後六月十五日にも追願した(文面は前書と同趣意なり)。その後、門人連名の赦免願書をも出した。獄医の鈴木玄龍は磐溪の門人で、国事犯同獄者にも門人が多かったので、玄龍と同獄者が申合せて磐溪を重病瀕死の者と申立て、遂に明治三年正月元旦家に帰り薬療する事を許された。磐溪時に年七十であった。磐溪家に帰って親戚を相手に大盃を傾けて豪談高歌して四隣を驚かし、老齡九ヶ月間在獄したけれど健全にして湿瘡だに患わなかった(文彦手記)

【(24)】拙斎玉虫先生小伝

先生の諱【いみな】は誼茂【呼び名は数種類ある：やすしげ、よししげ、やすもち】、字は子発、幼名勇八、後左太夫と改める。拙斎又は東海と号す。父の諱は伸茂で平蔵と称し、母は嶺岸氏で先生はその第五子である。文政六年【1823年】某月に仙台に生まれる。三歳の時父を喪い、兄の勇蔵が養育する事となった。先生が少年の時、藩校養賢堂及び教授斎藤真典に就いて読書習字を修得し、群童間で一際頭角を現わした。先生年齢僅か十三の時、荒井某(東吾)は先生の並々ならぬ奇才を見取って嗣子とすることを約し、その後その娘と結婚させて一女を生み、妻が早逝した。弘化三年【1846年】先生が二十四歳の時、時事に感ずる所があり一書を義父に提出し、自らその遺蹟相続を辞退し、妹某に婿を取って相続してくれる事をお願いし、仙台を脱して江戸に行き林家(檀宇?)【林大学頭】に就いて学び、その塾長となる。

《大須賀篤軒【いんけん：漢学者】は「檀宇」ではなく「復斉」先生であると言った》

当初先生が仙台を脱する時、特別に旅装を整えず評定所に行って家兄勇蔵に対面して密かに別意を表し、ふらりと江戸に出発した。目的は林家に就いて学を修める事であるが、しかし林家に入るための手掛かりが無い。雇人受宿に行つて林家への周旋を托し、待つ事数ヶ月その間糊口を凌ぐための資金が無い事に苦しみ、夜間は按摩を業として時期が来るのを待った。数ヶ月後林家の下僕となる事が出来た。或る日園内の掃除を命じられ、偶々古

詩を朗吟しつつ草取りをしていたが、主人【昌平學林大学頭、林復斎の事】が不思議に思い、戸を開けてこれを見ると朗吟しているのは先生で有った。主人は先生を呼んで「汝の服装・容姿は通常の下僕の比では無い。必ず理由が有るだろう」と問いただしたので、先生は故郷、氏名及び常日頃の願望を答えた。

拾一45

主人は「今より息子(学斎)の読書の相手をせよ」と命じ、即日若党【武家奉公人】に挙げられ、後塾長になった。安政の初に林家を辞し、江戸の藩邸順造館跡に寄寓し、特に同藩書生の江戸に学ぶ者を監督した。富田鉄之助【日銀総裁、東京府知事を務む】、木村大三郎、熱海貞彌、横尾東作等は皆その部下であった。長刀短袴粗服垢面で外見を飾らず、時に人呼んで【順造館を】浪人長屋と言っていた。安政三年【1856年】箱館奉行堀織部正【ほりおりべのしょう：堀利熙（ほり としひろ）の事】に随って蝦夷地{北海道}に赴き山野を跋涉して風土習慣を観察し、その所見を集録した物を名付けて蝦夷紀行と言う。安政六年【1859年】幕府が使節を米国に派遣するとの議があるのを聞き、先生はその随行員として渡米彼国の人情風俗を視察し、国民を文明開化に誘導する手助けになりたいと思い、この事【渡米の随員の下承】を主公に願い出た。公は左太夫の志を深く理解されたが、思うに万里の波頭を乗り越えて海外に航海するため生還を期待するのは難しく、父兄とよくよく相談して異議が無ければこれを許そうとした。先生は即日江戸を出発して仙台に帰り親族・故旧に相談し、皆異議の無い事で渡航の許可を得、万延元年【1860年】正月十八日正使外国奉行の新見【しんみ】豊前守に随行して航海し、米国ワシントンに至った。海外に在ること数ヶ月にして帰国した。

《帰自米利堅 万里鯨濤幾苦難 当時豈計得生還 夢耶非夢看初覺 翠黛依然故国山。
主公難期生還之語頗覺有味矣》

【アメリカより帰還す 荒波が万里も続く船旅は苦難幾許で有った事か。出航当時は無事に生還する事は思ってもよらなかった。夢であろうか、いや故国の山が依然として緑にかすんでいるのを見た時、初めて夢でないと思った。主公が「生還は期しがたい」と言われた言葉はすこぶる味があると感じる】

その見聞を集録したものが航米日録である。その記述する所の器具、見聞する所の風物は一として珍奇でない物は無い。全てを主公の覧に供し、詳細にその見聞する所を説明した。

拾一46

主公は即日先生に新禄加官の恩命を下し(四人口三両)、番士に列して御小姓組並(御役料二百石高)を命じた。翌文久元年【1861年】春外国並びに江戸その他諸藩の形勢を探索する事を命ぜられ、江戸に赴いた。遊武記はその状況を詳述したものである。又官武通紀、夷匪入港録、薩州記事、長州記事、波山記事、元治記事、慶応記事等の著書があり、当時の真相を良く反映して余す所が無い。これは偏に先生が林塾以来広く諸藩の志士と交際して諸

藩の内情を偵察し、大いに収穫が有ったためであると言う事である。戊辰【明治元年】の春、討会の命を受けると七峯大夫【但木土佐の事】の推挙により会津に使者として赴いた。先生は駕籠に乗り副使の若生文十郎及び門生の近藤一郎、大和田甲藏を従えて会津の国境関門に到った。

《大和田は後に医者の高橋氏の業を継ぎ眼科専門医となる》

その時、国境守備の会津の隊長が声を発して「拙斎先生が来られたのか」と言った。先生が彼を見ればかつて林塾に在て面識のある会津藩の神尾鐵之丞であった。ここでその陣営に入り、来意を告げると神尾はその意を了解し、急使を馳せさせて城内に報告し、且つ部下の将卒に命じて前後を護衛して城下に至り、七日町某旅館に投宿し直ぐに衣服を着替えて城中に入り、容保【かたもり】侯に謁して使命を述べ、終わって別席にて酒肴及び長光【ながみつ：備前長船長光、刀工】の刀を賜い、世子自ら酌を採り非常な歓待をした。侯は大盃を先生に押し付けて「汝は酒を嗜むと聞いている。上手くこの大盃を呑み尽くすべし」と言った。先生は襟を正して「他国から遣って来た臣【左太夫の事】は、大盃(大敗)を非常に嫌う。願わくは小盞(勝算)を賜へ」と言ったので、一座は大いに笑った。

拾一47

そうこうして帰国し結果を報告した。又命を受けて越後を経由して加賀の国に赴き、加越の諸藩を説得して同盟を謀り、且つ新潟開港を議論するためである。横尾東作、星恂太郎、新井常之進等が彼に随行した。又参政の葦名靱負は、小隊長大石源之進、監察牧野新兵衛等を率いて護衛し、且つ彼等を監督した。越後に到着してその形勢を観察すると加賀藩は既に西軍に加担しており、加賀藩を誘説するのは徒労に終わると思い、加賀の国に到らずして帰った。列藩同盟が成立した後、軍務局統取に推挙されたが、故あってこれを辞退した。

藩論が一変した後、榎本釜次郎等と北海道に航海して再挙を謀らんと欲し、釜次郎等は石巻港にて糧米を積載し終われば気仙沼に寄港する事を約束したので、先生は安田竹之助【良知(ながとも)の事、二番座召出格】、瀬脇拙蔵【下総佐倉の人、仙台藩が英語教師として招聘】と同行して松島に到り瑞巖寺【ずいがんじ：国宝】に宿泊して、翌日安田等は別行動にて采邑地の吉住【現宮城県遠田郡涌谷町吉住】に行き、先生はかつて但木土佐の命を受けて計画した本吉郡の製塩場に行き、塩を気仙沼に集めて榎本釜次郎等を待ったが、数日待っても釜次郎等は来なかった。「敵兵の追撃が甚だ急で、約束を実行出来ずに寄港しないで直ちに北海道に航した」との根拠のない飛語が有った。この事を信じたのか先生は北航の機会を失し、空しく浅野某の家に潜匿し、大和田甲藏に仙台城下の形勢を偵察させる事二回、藩内の奸徒等が先生を搜索する事はなほだ急であった。先生は或る日甲藏を呼んで「自分は汝と北航を約束してここまで来たが、機会を失い北航する事が出来ない。汝を城下の偵察に遣らせると奸徒等が自分を搜索する事非常に急だと聞いた。

拾一48

自分は決心した、自分は只君国の為に心力を尽くしたのみで、決して心に疚（やま）しいところはない。自分は仙台に帰り、奸徒の為すがままにさせるのみ。汝はここを逃げて自分の好きな所へ行け」と言った。甲藏は泣いて生死を共にしたいので先生に随う事を願い出た。先生は「汝が自分に随う事により厄を蒙む事を悲しむ。汝の心は既にかくの如くであるならば、只汝の欲する様にせよ」と言った。十月十三日遂に気仙沼を発して志津川駅に到り一旅亭に投宿し、甲藏は後れて到着した。捕吏が先生の宿舎に来て同行を求めた。先生はこれを受け入れて、翌日志津川を発し狼河原【おいのかわら：現宮城県登米市東和町米川狼河原】、佐沼、古川等に宿し十七日仙台に帰り直ちに牢獄【揚屋】入りを命ぜられた。甲藏は先生の佩刀及び所持品を受け取り、これをその家族に渡し、その後石巻に潜伏したと言う事であった。

《藩士を閉じ込める獄を「揚屋」と言う》

是より以前に先生が気仙沼を出発した翌日榎本等の一行が気仙沼に寄港し、一同「僅か一日の差で玉虫を死地に就かした」と言って歎いたとのことである。そうではあるが遂に先生を助けるには及ばず、翌年四月鎮撫使総督の久我殿の東下に際し、増田繁幸が毒舌を弄して有志の士七人を殺した。先生も又その一人たるを免れず遂に死に処せられた。享年四十七、嗚呼悲しい哉。親族故旧はその遺骸を引き取って保春院に葬った。先生が江戸から初めて仙台に帰った時、船越某の娘を娶って息子貞彌【ていや】を生んだ。又婦人の弟船越作左衛門を養育し、以前に荒井を名乗っていた時に生まれた忘れ形見の娘と結婚させ、家【荒井家?】を継がせた。後姓名を変え城敬止と称した。

拾一49

船越作左衛門は三女を生み後職を和歌山県に奉じ妻子を遺棄して顧みず、妻某は古内龍之進を養い三女と結婚させて家を継がせて現に仙台に居住している。先生の遺子貞彌も又別に一家をなし職を教員【仙台市木町通小学校首席訓導】に奉じて仙台に居住していると言う事である。

失題

要将一言払妖気 高議直衝万里雲 寧計誠心不貫徹 適使汚辱及我君
此辱恐為皇国辱 欲起救之苦無術 平生所読果何書 平生所食果何粟。
上書劉陶非党人 伏闕陳東古忠臣 子直說吳將救魯 相如佐趙能抗秦。
青史所載多如此 読之感憤不能已 嗚呼諸君意如何 鴻毛泰山同一死

君主の一言が不吉な妖雲を排除する。様々な意見を直接盛んに議論することは万里の雲をまっすぐに衝く。どうして誠の心が貫かれないなどと考えた事があるか。たまたま汚辱が我君に及んだだけだ。しかし、この辱めは皇国の辱めになる事を畏れる。これを救わんと欲して立ち上がったが方法が無い事に苦悩する。通常、果してどの様

な書物を読書しているのであろうか。通常、果してどの様な粟を食べているのであろうか。意見書を上申した劉陶は党人では無い。宮門に伏して上書した陳東は古の忠臣である。子直は呉将を説得して魯の国を救った。藺相如【りんしょうじょ：趙の恵文王の家臣】は趙を助けて秦と良く対抗した。歴史書はこの様な事例を数多く所載している。これらの歴史書を読むと心が奮い立つのを禁じ得ない。ああ諸君どの様に思うのか。死には鴻毛のように軽いものも泰山のように重いものもあると言われるが、ともに一つの死なのである。

【(25)】若生文十郎小伝

君の諱は景祐【かげすけ】、幼名清三郎、後文十郎と改む。父は景良徳之進と称し、母は音羽氏の出で、天保十三(1842)年十二月二十五日に生れた。年十三の時に父を喪い、外祖父の音羽円蔵の薫陶を受け、後に藩儒の日野徳之輔に就いて経書【けいしよ：儒教の經典。四書、五経等】・歴史を学び、富松翁に詩文【しぶん：漢詩と漢文】を学ぶ。又若生家は代々日下一旨流【仙台人名大辞書にある「日下一枝流」は間違い】の槍術指南を務めていた。文十郎が幼いときはその業を継ぐ事が出来ず、高弟の田手雄五郎が代って指南を務めていた。文十郎が田手に就いて槍術を学び、その奥義を極めて遂に指南に復した。文久元(1861)年京都にて騒擾の兆があり、藩命を受け京都に行って近衛家を護衛【近衛家と伊達家は婚籍関係にあった関係で警備】した。その間各藩の志士と交際し非常に時事に感ずる所あって、しばしば意見書を国老に呈し、その意見の多くが受け入れられた。文久二(1862)年六月任期満了となって仙台へ帰るが、再度交際官を命ぜられ七月京都に赴いて天下の形勢を視察し、

拾—50

しばしば建議したが頑固者の輩がそれを妨害して思う様に建議が行われず、文久三(1863)年職を辞して家に帰って専ら槍術を指南し、傍ら文学を教授して僅かに自分の志を慰めた。元治元(1864)年江戸番馬上【ばじょう：軍役の時、馬に乗って役を勤めること。仙台藩では100石以上が馬上役】に推挙されたが年を経ずしてこれを辞退した。慶応四(1868)年に仙台藩が討会の命を受けると、文十郎は近習に拔擢され三月に副使として会津に赴いて該藩の事情を訊問し、後又正使として再度会津に行つて藩主及び国老等に対談して、伏見事件の真相を詳知し削封・謹慎・首謀を誅するの三条件で謝罪するとの内約をして復命した。四月二十六日会津藩は梶原平馬以下四名を使節とし、仙台及び米沢藩に降伏嘆願を願い出た。

両藩主はその嘆願書を受理して、これを鎮撫総督に奉呈したけれども受け入れられなかった。その処置は甚だ公明では無く、薩長の奸徒等は皇師【官軍】と言う名前を楯にとって私憤を晴らそうとするものの様であった。この様な事情で有ったため、奥羽列藩は同盟して大義を天下に問おうと決し、同盟を結ぶに当たり文十郎は軍務局副頭取を命じられ列藩重役との協議の事務を所掌した。玉虫氏が頭取を辞退した後、国老の意を受け自ら頭取の任に当たり軍務局を統括した。後近習兼郡奉行【こおりぶぎょう：農政、民生を担当した代官】を命

ぜられ農兵徴募を実施し、次いで近習番頭格の軍事参謀に推挙され白石本営に在り、相馬藩が反盟すると伊具郡筆甫村に出陣し、隊長の今泉三之助、丹野惣七等を指揮して戦功があった(八月十五日の夜にして詩作あり)。

拾一51

藩論が一変して降伏に決すると文十郎は郷里に帰り一書を上司【遠藤吉郎左衛門?】に提出し、藩主には降伏に至った罪は無く、全て国老と我輩等に責任が有り、切腹してその罪を謝罪したいと願ひ出た。願ひは受け容れられず十一月に国老の和田織部から函館に脱走した旧幕臣及び我藩の脱兵の挙動視察を命じられ、行商に変装して函館に潜行し数多の難苦を経て復命した。明治二年一月郡奉行兼応接役を命ぜられ、削減地引渡しを担当して遠田郡涌谷に居たが、四月二日鎮撫総督府の久我殿下の東下に際し増田繁幸が毒舌を振るって有志の士を陥れた。文十郎も又その毒舌に掛かり出張先においてその職を解かれて逮捕され、仙台に護送された。この際実弟の音羽安成、若生精一郎等が仙台の北境堤町【つつみまち：現仙台市青葉区堤町】の茶亭(梅津屋)に向い、捕吏の監督者である徒目付【かちめつけ：目付の監督下で警衛・探偵等の仕事をする者】某の黙許を得て、決別の酒杯を侑(すす)め、死後養親のこと及び一家維持の事を話し合い、且つ文十郎は臨死の際着用すべき正服を持参してくれるように弟等に依頼し、尚就縛以後に作成した詩作を示し悠然として酒を酌み、且つ吟じて訣別した。実に明治二年四月十一日であった。この日直ちに牢獄入りを命じられ、同十四日夕刻、口上一片で吟味の筋を説明し、切腹を命じ家跡を没収する内容を言渡され、落ち着いて辞世の詩を賦して割腹した。享年二十八。ああ哀しいかな

中秋襲玉井作

伊具郡筆甫村出陣

白露浮空剣佩寒 精兵争路渡山難 誰知二十年來月 不若今宵玉井看

【白露は腰に帯びた剣に空しく浮かびて寒く 精兵争って急峻なる山道を登る 誰か知るだろうか二十年の年月 今宵玉井を見るにしかず】

拾一52

就獄途中漫吟

高樹花飛新緑低 黄鶯不語杜鵑啼 此身已作孤囚客 瑞鳳殿前魂夢迷

阡陌紅塵深幾堆 肩輿到處夕陽催 行人不識囚人意 桃李花前漫侑杯

已作孤囚心益閑 將評往事水潺潺 比來不似看花路 一帶陰雲綠滿山

捕吏堂々護後先 腰間脱劍轉蕭然 與窓回首望郷国 太白山頭鎖暮烟

【獄に入る途中の気儘に詠んだ歌】

【高い梢に咲いていた花は散り新緑はまだ浅い。高麗鶯は鳴かずに杜鵑【ホトトギス】が鳴くのが聞こえる。

この身は既に囚人となり、藩祖政宗公が埋葬されている瑞鳳殿の前で魂が迷っている夢を見る。

田んぼの畦道には赤く照らされた埃がどの位深く積もっているのか。鶉鷄駕籠【とうまるかご：罪人護送用の竹製の駕籠】に乗って到着したところは夕陽が輝いていた。道行く人は囚人となった自分の気持ちなど知る由も無く、桃李の花の下で花見の杯を侑(すすめ)ている。

既に一人の囚人になると心は益々静かになった。過ぎたことを振り返ろうとすると水がさらさらと流れるようなものである。この頃は花の咲いていた路を見ると往時のものとは違って、一帯は雲に隠れて緑が山に満つる時期となった。

捕吏は厳重に前後を警備し、腰には脇差しもないのではなはだ寂しい気がする。鶉鷄駕籠の窓に首を回せば郷里が望め、太白山頭は雲に隠れて暮煙る】

諸弟迎余于道路 余既就縛 亦無可相逢 且話安否賦示
相逢元不若無逢 時聽杜鵑啼一声 憐汝辛酸能養母 丈夫何耐說離情

春去芳叢草色勾 落花風捲幾紅塵 囚人難管勤家事 戒汝忠誠養老親

【諸弟が道に自分を迎えた。自分は既に就縛の身である。二度と逢う事は出来ず、しばらく安否を話して詩を示す】

【初めて逢い合うは逢わざるにしかず。時にホトトギスが一声鳴くのを聞いた。憐れむべきかな汝は辛酸しながら良く母を養育した。丈夫はどうして別れの気持ちを話せるだろうか。

春になれば香ばしい萌え出た草の色も整った。落花を風が巻き上げて紅塵幾許ぞ。囚人である私は家事に勤めることなどとてもできない、汝に戒める、どうか忠誠して老親を養育せよ】

辞世作

昨是今非任世評 満胸豪氣快平生 鋸刀鼎鑊甘於飴 魂焼仙台翠羽城

国事勞々廿八強 呼為姦賊也尋常 此身縦作黄泉客 万古難消鐵石腸

【辞世作】

【昨日は是、今日は非となる事の妥当性は世評に任せる。豪気は胸に満ち平生と同様に心地良い。刑罰に使われる道具による苦しみは飴よりも甘く、恐れは全くない。魂は仙台青葉（翠羽）城を繞（めぐ）っている。

国事に疲れるほどに尽力して二十八年以上。奸賊と呼びなす者共がいたとしてもそれもまた普通のこと。この身はたとえ黄泉の客となろうとも【死んだとて】、鉄や石【の様に意思の硬い自分の心】は永遠に消

【(26)】星忠狂君碑銘 【星恂太郎の事】

仙台藩は東照公【徳川家康の事】を祀っている。祠務に与【あずか】る者は六戸あり、主に点茶事を司り、星氏はその六戸の内の一つである。星恂太郎君は天保十一年【1840】十月四日生で、父は道栄、母は洞口氏の出である。君のひととなりは背が低く精悍で度胸があり、武技を好むが茶儀は好きではなかった。

拾—53

彼は世の中の不義・不正を嘆き、言行が度を過ぎて激しいきらいがあり、動けば気合で人を凌ぐものがあつた。人は彼の自由気ままで激しい心を罵ったので、「人の言っている事は当たっている」と自ら言い、このため自から「忠狂」と名乗った。

時代的に外国に関わる諸問題が日々に逼迫し、攘夷か開国か党派が分かれお互いに闘(せめ)ぎ合っていた。藩老の但木土佐と儒臣の大槻磐溪は専ら開国派の頭である。君は怒って「彼等は国の土台を食い荒らす蠹(きくいむし)だ」と言い、同志の金成善左等と謀議して但木土佐を殺そうとした。【前述『【2】但木成行論』では金成善左衛門が恂太郎を説諭したと有り、編者の誤解】磐溪は日本を取り巻く海外の大勢を説明して君を説得したところ、君は大悔悟して遂に江戸へ脱走した。その時に但木土佐は江戸藩邸に居た。藩士に富田鉄之助という者がおり、義侠を以て有名であつた。彼は或る晩但木に数両の金策に当たる事を願い出た。但木は「何に使用するのか」と尋ねたところ、富田は「星恂太郎が自分の所に来て投宿している。彼は用いるに足る人材である。お金を請い、彼に遣るのである」と答えた。但木は笑って「お前さんは人の価値を見分けられるんだな」と言い、直ぐに十数両の金を出した。ここにおいて君は仙台を去って方々に遊学して志士と交わり、最終的に横浜で米国人に就いて洋兵学を学び研究した、又林祭酒久世侯に招かれ両家の抱えている守備兵を教練した。戊辰の変が起こり、但木土佐は君を至急仙台へ呼び戻した。君は躍り上がって喜び「前罪を償うに足る時が来た」と語り、急いで仙台へ帰り、【兵隊の防衛・作戦】計画を献上した。少壮の藩士千人程を募集し、磐溪に兵隊の名前を依頼し、『額兵隊』と名付けた。

教練は四月に完成し、八月に大番組士班に拔擢され、賜俸は百七十石である。時に四つの藩境は急を告げていたので、藩は額兵隊の出兵を促した。君は「我兵はしばしば敗退しており、これは糧餉・弾薬が不足しているためで、現在多方面に收拾作業をしている。出発には未だ日数が掛かる」と答えた。但木土佐が斥けられることとなり、奥羽同盟は瓦解し、藩論は一変して兵を撤収させた。君は憤慨して「一戦して勝つ。それでも大勢を挽回するに足りないことがあろうか」と言って、直ちに市井に檄を飛ばし、上に告げずに出発した。進軍して槻木駅に到ったのは、九月十五日であつた。藩主は大変驚いて馳せてこれを止めさせたので、君はやむを得ず宮床村に帰り駐屯し、世の中の動勢を窺った。時に幕府海軍将の榎本武揚は艦隊を率いて松島湾に停泊し、まさに箱館に出航しようとしており、人を

使って君を招き入れたため、君は遂に隊毎榎本軍と合流する事とし、部下に向かって「去りたいと思っている者は去れ」と言った。奮い立って従軍を請うた者は二百五十人であった。十月榎本武揚に従がって鷲木【わしのき：現北海道茅部郡森町】に到着し、ついで川汲嶺【かつくみね】を破り、松前城を陥落させた。額兵隊は毎戦武功が有ったが、明治二年四月に西軍が大挙して来て、海陸で激戦となり、両軍の死傷者は数える事が出来ないほどであった。榎本軍は五稜廓に依拠して戦がたけなわで有った時、西軍が酒を送って来た。皆は疑がって飲まなかったが、君は笑って「自分の命は今日の夜か明日の朝かと言うほどに切迫しており、

拾一54

どうして西軍が自分に毒を用いる必要があるか」と言い、直ちに数椀を飲み干して「美酒美酒」と言った。既に西軍は降伏の説諭活動を始め、榎本武揚は君等諸将と会い、会議を開いて「我々は孤立して援軍が無くこれ以上の防衛は難しい。自分【榎本】が罪を負い、皆を免罪して貰うにしかず」と言い、五月十八日遂に降伏した。明治三年六月に君は釈放され、北海道に留まって開拓に従事し、次いで開拓使に出仕【採用され】し、昇進して大主典【だいさかん：明治二年（1869）七月以降に設置された官職名】になった。四年六月に岩内に住居を移し、製塩場を開いたが六年に辞官して東京に遊学し、興業を検討していたが、明治九年七月二十七日仙台にて病没、年三十七であった。仙台市の北郊の萬日堂【清浄光院：東照宮の近く、現仙台市青葉区宮町】に埋葬した。妻は金成氏の出で、名を鶴と言い、金成善左衛門の妹である。初め君が出陣しようとした時、善左衛門の所に行き、「一死を以て国に報ずるは自分の希望する所であるが、ただ一人の老親が居り、君の妹に親を托したい」と請い願った。善左衛門はこれを妹に打診した。妹はこの時年十七であった。妹は答えて「正義のために起こした戦は振いませぬ。私ははなはだつらい思いでおりました。幸いにも星君にこの壮挙があるなら、その後顧の憂い無からしめるのが私の願いです」と言い、そのまま結婚した。岩内で二女が生まれ、その後に君が亡くなったので仙台に帰り、紡織で賃金を得、姑を養育し孤児二人を撫育した。これより以前に榎本武揚は政府の官吏となり、遺属の面倒を良く見た。

君の旧友等が相談して、榎本対馬【旧幕府旗本、榎本道章(みちあき)の事】の次男孝三郎を婿として君の長女と結婚させた。対馬はかつて君と同様箱館に向かった者である。次女を樋口忠一に嫁がせた。君には半斎と言う義弟が居て別家を成し、仙台士の荒井悟も又かつて共に従軍した。今ここに同志が相談し、君のために碑を建ててその蹟を記したいと願い、自分【大槻文彦】に文を依頼し、自分も又戊辰の役に従事した者であるため、引き受けた。銘は以下の通り。

君嘗遺言 宜死北洋 不幸余生 帰葬故郷
勿封勿碑 任厥廢荒 吁嗟星君 忠烈酬国
死不顧名 人則惋惜 掲厥峻節 銘茲貞石

【君はかつて『北海道にて死ぬのは本望で、不幸にして生きていたら、亡骸を故郷に帰って埋葬して欲しい。盛土墓を作るなかれ、碑(いしぶみ)するなかれ。その荒廃に任せよ』と遺言していた。ああ悲しいかな星君。忠義心が厚く国に報じたが、死んでその名前が顧みられず、人は嘆き惜しむ。その高い節操を掲げ、ここにしっかりした石に銘文する】

【(27)】二関源治君碑銘

我が仙台藩は戊辰の難に際し、自から奮い立って兵を率い、頑強に西軍に対抗して戦った者は三人居り、即ち、星恂太郎、細谷直英と二関源治の三人である。

拾一55

三人の資質はそれぞれ異なっているけれども、意気は盛んで良く正義の名声を樹立したという点ならば、共通しないものはなかった。しかし、二関源治は一人北海道で戦死した。その志は又悲しむべきものであった。旧友の針生惣助【侠客】、中島高【たかし：仙台警察署の探偵巡査を務めた】と細谷直英等が相談して仙台城の東、榴岡【つつじがおか：桜の名所、現仙台市宮城野区榴岡】に碑を建て、彼の素晴らしい節操の高さを表したいと、私と君との親しさ故に、来たりて碑銘を徴（もと）めた。このため、いろいろ考え、以下の通りまとめた。君の姓は二関氏で諱を照忠【てるただ】と言い、源治はその通称である。父の名は駒治で母は大内氏の出であり、成人して藩の大番隊士となる。源治が八歳の時に父が亡くなり、母の実家で養育された。上に奉仕する事非常に謹厳であり、家貧しいながら良く親に孝養を尽くして喜ばせた。大人になるに及んで刀鎗を特に学び、下級の事務職に登用されたことがあるが、それは彼の志ではなかった。奥羽の戦は夏から秋に亘り、藩論が一変して兵を撤退させた。この時点で榎本武揚、大鳥圭介等は幕府遺臣で、我藩に来て身を寄せ、そのまま北海道の蝦夷へ遁走した。恂太郎等はこれに同行し、君は慨然として「大藩である仙台藩は三百年間に亘り武士を養って来たが、それは今日の為である」と言って、同志を募り五百余人を集め、見国隊【みくにたい／けんこくたい】と名付けた。皆は君を隊長として推挙し、桃生郡船越村【現宮城県石巻市雄勝町船越】に駐屯した。

西軍が仙台城下に入るや、彼等は激しい行動をとる輩を集め捕らえて、兵を派遣して見国隊を攻めようとしていた。君はこれを偵知して、人を横浜に派遣し、英国商人威氏の船隻を雇い、衣服・食糧・器械・武器等を満載して部下の兵を率いて北海道に出航した。榎本等の軍に合流し、榎本軍の大鳥は千代岡【ちよがおか：五稜郭の南側、千代ヶ岱陣屋（ちよがだいじんや）が置かれていた】を守備し、君の見国隊は西軍と大川村【現北海道亀田郡七飯町（ななえまち）大中山】にて戦った。戦うこと数日に及び、その後、大森浜【函館山の近く】にて大戦となった。両軍共に奮闘し、二関源治君は皆を叱咤督励したが、弾丸が当たって倒れ伏し、「吾が事畢（おわ）りぬ」と言った。部下の兵は彼を五稜廓に運び入れたが、傷が酷く、翌日遂

に亡くなった。時に明治二年四月十二日であった。生まれは天保七(1836)年十月七日で、享年三十四、五稜廓内に埋葬した。部下は哀慕し止まず、涙を払い拭わない者はなかった。

顧みれば君は後藤氏の娘を娶(めと)り、二子を儲(もう)けた。長子は忠之進と言ひ二関を継ぎ、後に名前を次宏と改名した。娘は高橋今朝三に嫁がせた。君の容貌は揚らず【男前では無く】、一見婦人女子のようで、同年代の友達は何れも彼をはずかしめたが、彼は仕返しをしなかった。このため多くの人には彼を臆病者と思った。自分【永沼秀實の事】は心の中で彼が軟弱なのは本当なのではないかと疑っており、毅然としてかくのごときことを成し遂げるとは想像していなかった。顧みれば源治君は自分より一歳年上である。七・八歳の幼児の頃より常に相携えて養賢堂で勉強し、大人になっても交わりを変える事は無かった。戊辰の役では自分は当事者の忌み嫌うところとなり、数か月に亘って禁錮され、その後郷里に帰った。

拾一56

道の途中の松島に泊まったが、その旅舎に一人の男がいた。よもぎの様に長く伸びた髪を乱した輩が手を挙げて自分を招いていた。にわかにはその輩が誰であるのか分からなかったが、詳らかに見ると君であった。君は「事は既にここまで来た。復た何をか言わん。これから北行する【北海道に行く】。事が成就すれば会う機会が有るが、そうでない場合は血で野原をぬらすのみ」と言ひて袂を払って去って行き、遂に永訣となった。今この碑銘の依頼に接し、幼時に楽しく戯れたことに思いを巡らし、北行の別れに臨んで感情が高ぶり怒りがこみ上げた君の面影が臉に浮かび上がり、首を垂れたり見上げたりして今昔を思うと思わず老涙が落ちて胸を潤す。涙を拭いて銘する。

得士五百 誓同死生 絶海埋骨 何似田横 英風凜然 千載維馨 噫若而人 死有余荣

【兵を得る五百人 死生を同じくせんことを誓って、海を渡って骨をうずめた 何と田横に似ることか 優れた風姿とりりしく勇ましいさまは、千載に香りを繋ぐ ああかの人よ 栄光は死して尚余りある】

正三位勲一等 大鳥圭介篆額

仙台 永沼秀實撰文

仙台藩戊辰史拾遺終